

資料編

資料1 環境の現況

資料2 環境指標の推移

資料3 重点プロジェクト進捗状況

資料4 意識調査結果

資料1 環境の現況

1. 経済・社会一般

(1) 地勢

島根県は、北を日本海、南を中国山地という自然に囲まれた、人口約74万人（平成17年10月1日現在）の県である。総面積約6,700km²に対して東西に約230kmと長く、県土の約8割を林野が占めており、豊かな緑に恵まれている。また、東部の出雲地域、西部の石見地域、島根半島の沖合約40km～80kmに浮かぶ隠岐地域という、それぞれ独特の特性を持つ3つの地域から形成され、出雲神話や石見神楽、隠岐民謡といった古くからの文化が受け継がれている。

中国山地が日本海の海岸近くまで迫っているため、県土面積に占める平野の割合は低いものの、斐伊川の下流には出雲平野、飯梨川・伯太川の下流には安来平野がひらけ、本県の農業生産を支えている。

本県では、海岸線総延長約860kmのうち、自然海岸がその8割を占めており、出雲地域ではリアス式海岸や海食洞、石見地域では白砂の砂浜、隠岐地域では海食崖や海食洞が形成され、優れた景観美を創り出している。

湖沼には宍道湖、中海、神西湖、河川には斐伊川、江の川、高津川等があり、水資源に恵まれた環境である。

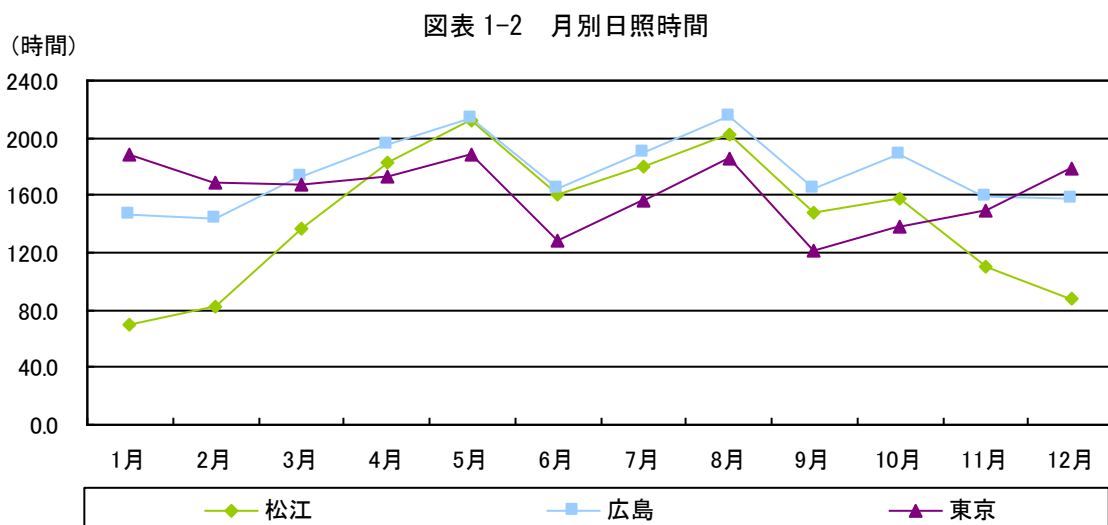
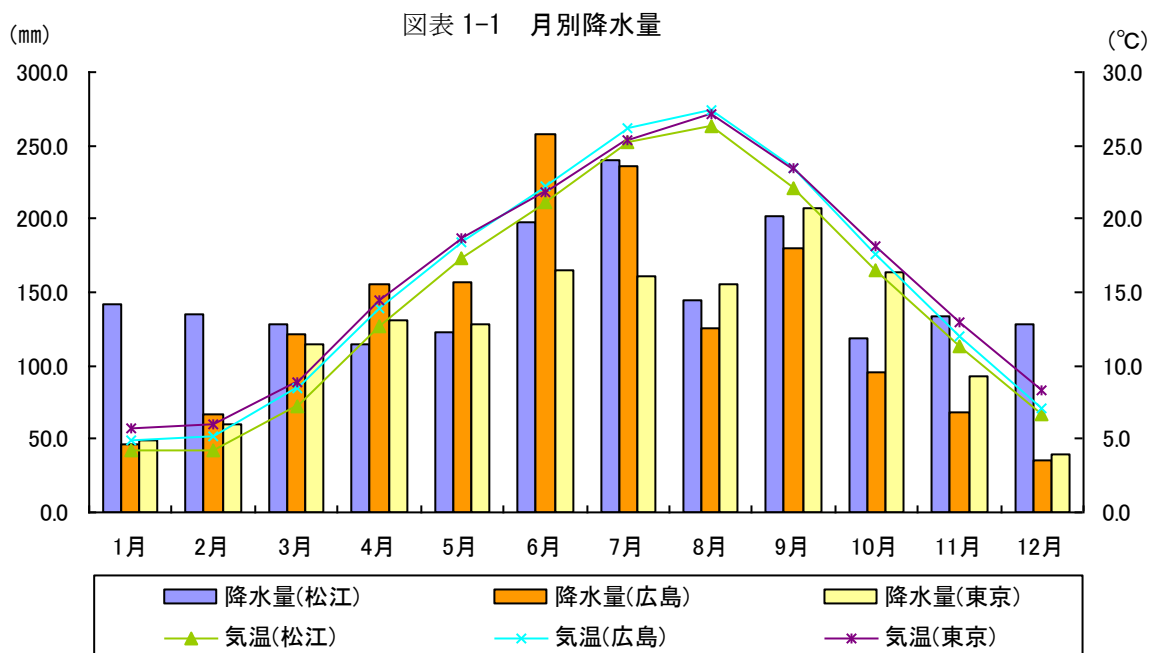
平成17年11月には、宍道湖、中海がラムサール条約湿地に同時登録され、また、石見銀山の世界遺産登録（平成19年7月を目標）を目指した活動が展開されるなど、本県の誇る自然・文化・歴史を全世界に発信するための様々な動きが活発化している。

(2) 気象

松江での降水量は7月が最も多く(松江:240.5mm)、気温は8月が最も高く(松江:26.3℃)、2月が最も低い(松江:4.3℃)。また、広島、東京と比較すると、松江の降水量は冬から春にかけて多く、気温は年間を通して低いと言える。

山陰の気候は、冬季と夏季における日照時間の差にその特徴が現れる。本県の1月の平均日照時間59.5時間に対して全国平均日照時間は105.6時間であり、本県の方が約45時間短い。一方で、4月から10月にかけては本県の日照時間が全国の日照時間を上回る場合が多い。

冬季の日照時間の短さには、季節風が影響している。冬季にはシベリア高気圧から吹き出す北西風が卓越し、日本海を渡る間に海面から水蒸気の供給を受けて湿気を含むため、曇天・多雪であり、日照時間が短くなる。



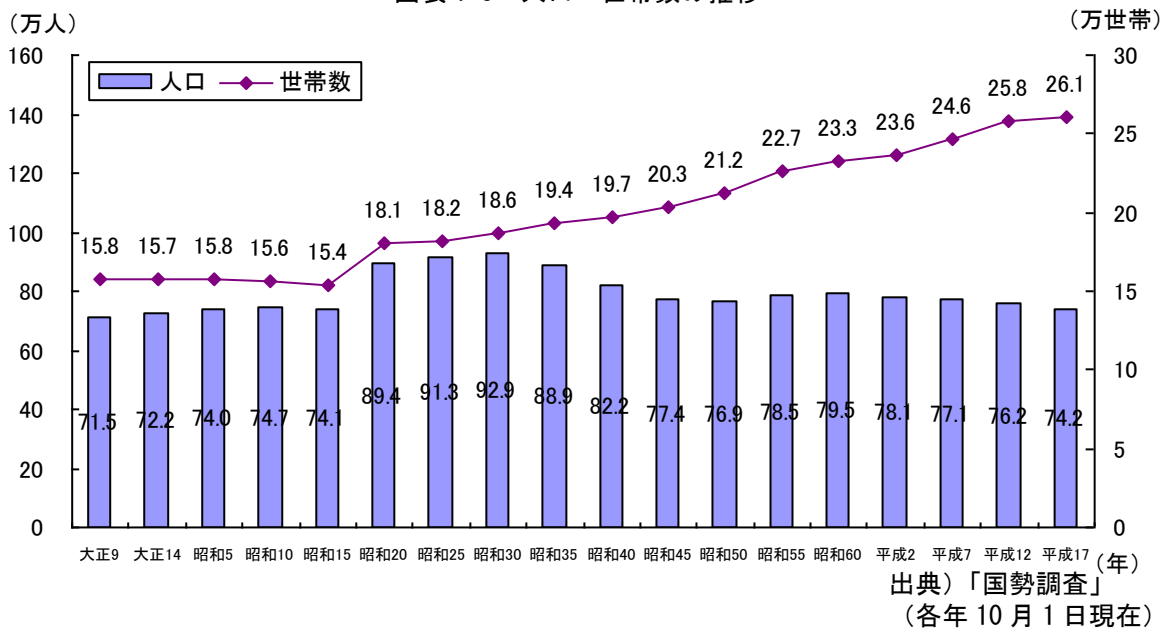
出典) 気象庁統計情報データベース

(3) 人口・世帯数

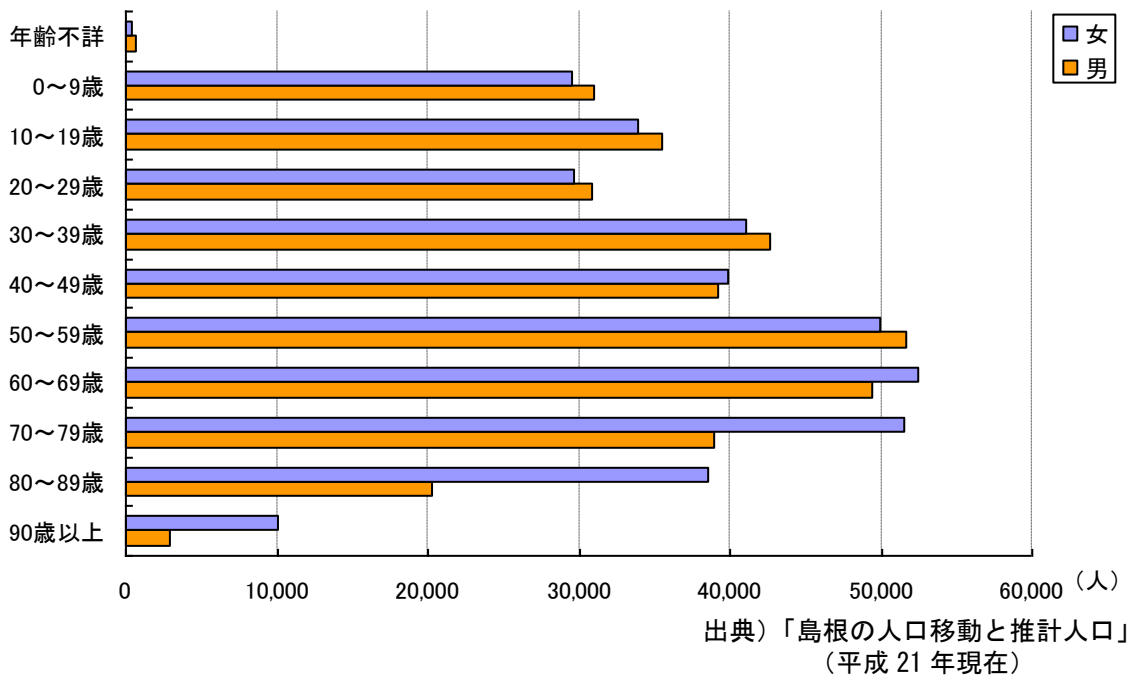
本県の人口は、昭和30年の約93万人をピークに概ね減少傾向が続いており、平成17年は約74万人である。国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来人口推計では今後も同様に減少傾向が続くと、平成27年に70万人を割り、約69万人となることが予想されている。一方で、世帯数は年々増加している。人口同様昭和30年との比較を行うと、平成17年には約1.4倍であり、1家族当たりの構成員数が減少している。

10歳ごとの年齢階級別人口は、60歳から69歳の占める割合が最も大きく、全人口の14.2%を占めている。次いで50歳から59歳の14.1%、70歳から79歳の12.6%であり、相対的に若い世代の占める割合は小さい。

図表 1-3 人口・世帯数の推移



図表 1-4 年齢階級別人口



(4) 土地利用

本県における土地利用状況は、森林が78.5%と大部分を占めており、約20年間その割合に大きな変化はない。その他の項目についても同様だが、農用地は昭和59年に比べ、平成15年には2ポイント減少している。

農地転用状況では、全体的に転用面積は減少している。平成20年時点で最も転用面積が大きいのはその他の業務用地の34.6ha、次いで公的施設用地31.6haである。

図表 1-5 土地利用状況の推移

地目/年	S59	S61	S63	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H15	H20
農用地	8.0	7.8	7.6	7.5	7.2	7.0	6.8	6.6	6.3	6.1	6.0	5.8
農地	7.9	7.7	7.5	7.3	7.0	6.8	6.6	6.4	6.2	6.0	6.0	5.8
採草放牧地	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
森林	78.7	78.9	79.0	78.9	78.0	77.8	77.8	78.0	78.7	78.7	78.6	78.5
原野	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
水面・河川・水路	3.3	3.3	3.3	3.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6
道路	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.8
宅地	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4
住宅地	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5
工業用地	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の宅地	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
その他	5.9	5.7	5.7	5.7	5.7	6.0	6.1	6.0	5.4	5.4	5.6	5.7
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

出典) 島根県資料
(各年10月1日現在)

図表 1-6 農地転用状況

年度	総数	住宅用地	公的施設用地	工鉱業(工場)用地	商業サービス等用地	その他の業務用地	植林	その他(分類不能、不明)
H11	290.3	79.7	97.3	1.3	16.5	48.4	22.0	25.0
H12	290.1	61.0	110.4	5.9	23.6	46.3	21.6	21.3
H13	244.0	63.1	74.8	1.7	10.8	44.7	22.5	26.4
H14	219.1	40.1	72.7	0.8	8.7	55.4	21.4	20.0
H15	192.1	40.0	65.6	0.5	8.2	44.3	18.3	15.2
H16	193.0	51.7	42.1	1.7	17.0	44.4	24.0	12.0
H17	164.2	39.5	50.0	0.5	11.8	35.3	14.6	12.5
H18	161.3	49.0	36.6	2.1	10.9	37.8	12.9	12.0
H19	145.8	33.1	35.4	2.3	23.4	26.7	9.2	15.4
H20	135.9	30.4	31.6	0.9	13.1	34.6	12.2	13.0

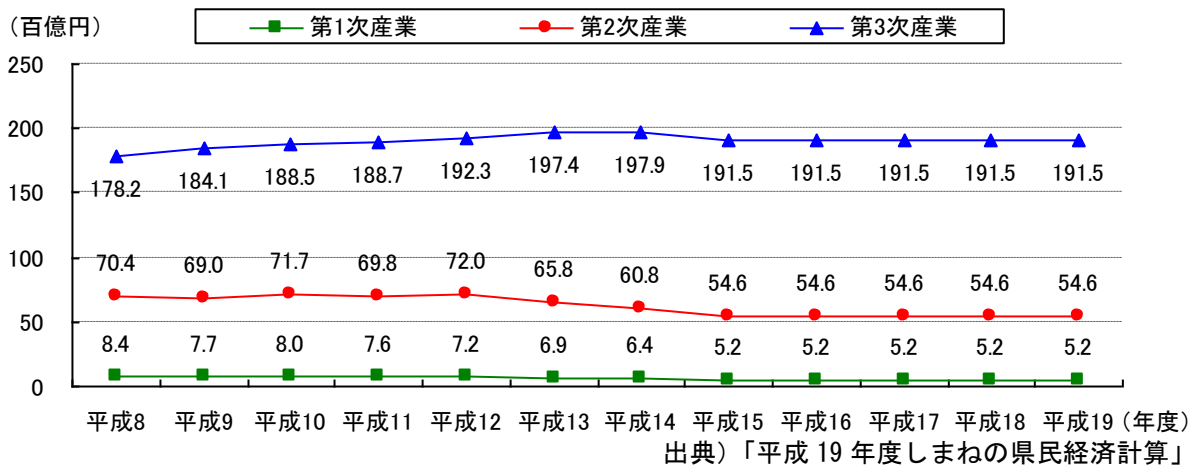
出典) 島根県資料

(5) 産業経済

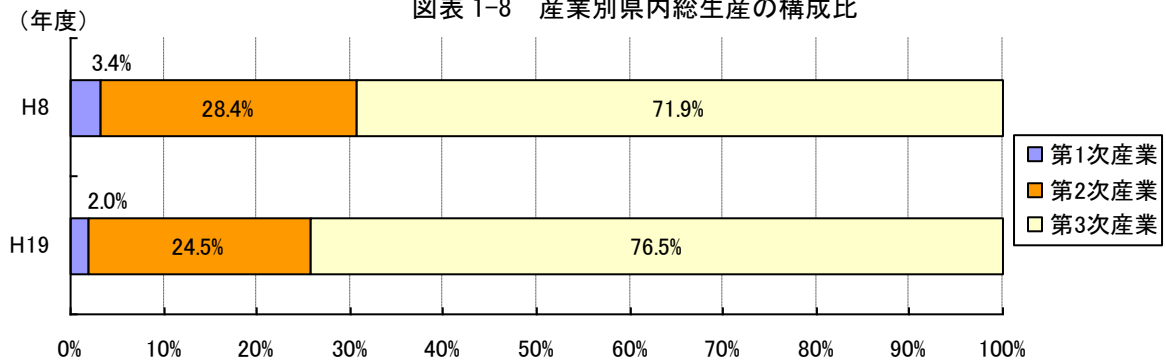
平成8年度以降の県内総生産では、第3次産業が増加傾向にある一方で、第1次、2次産業はともに減少傾向である。平成19年度の時点で、全体に占める第1次産業の割合が2.0%、第2次産業が24.5%、第3次産業が76.5%である（構成比の総和は帰属利子等の控除項目を含むため100%を超過する）。

産業別県内総生産の推移、産業別県内就業者の推移では、第1次産業、第2次産業の割合が減少しており、第3次産業の割合が増加している。また、第1次産業は全体に占める就業者の割合に対し、総生産の全体に占める割合が低く、第1次産業従事者1人当たりの総生産額が小さい。

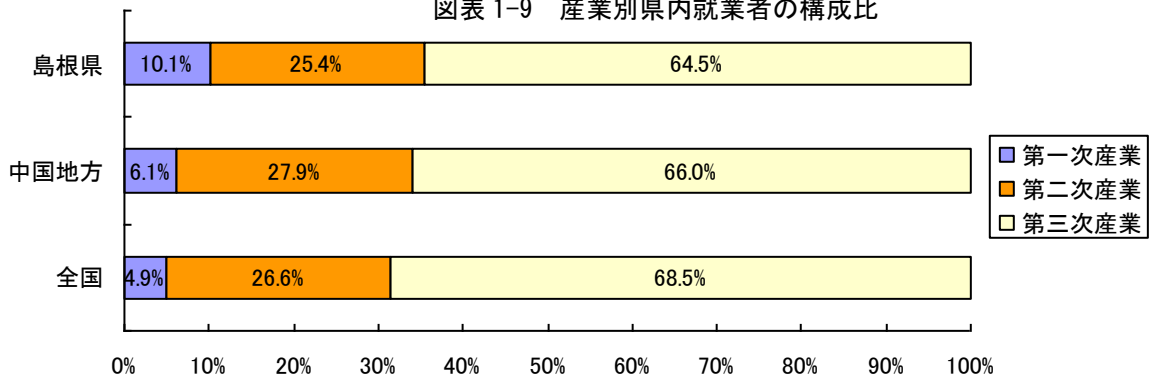
図表 1-7 県内総生産の推移



図表 1-8 産業別県内総生産の構成比



図表 1-9 産業別県内就業者の構成比

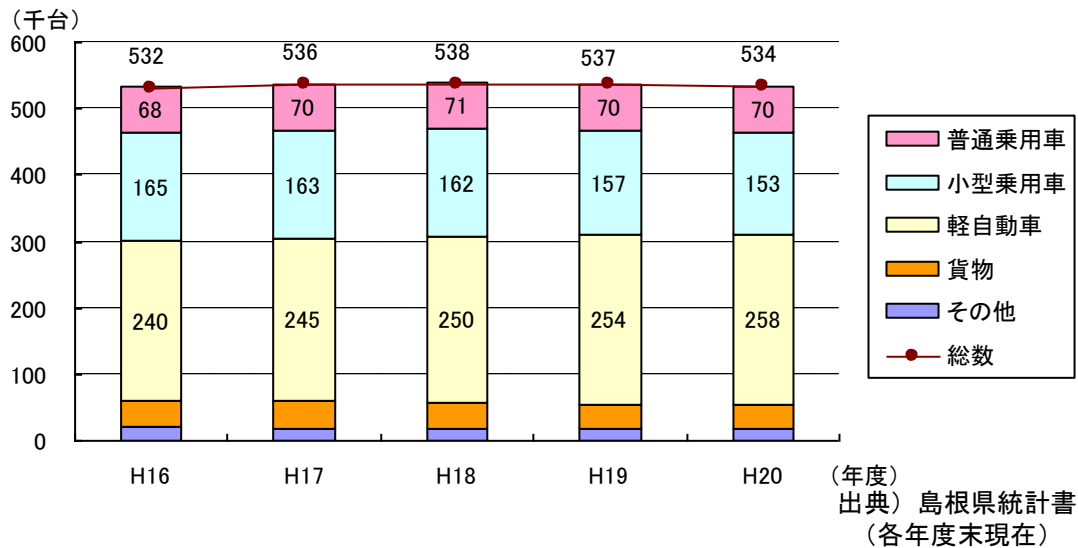


(6) 交通・運輸

平成 16 年度から平成 20 年度にかけての保有自動車数は概ね一定である。

県内における各機関の輸送人員の推移を見ると、昭和 59 年度当時に比べて平成 20 年度は自動車輸送量が約 2 倍である。一方で、JR や民鉄の輸送量が低下している。

図表 1-10 車種別保有自動車数



注) 普通乗用車：ナンバープレートの分類番号が「3」で始まるもの
 小型乗用車：ナンバープレートの分類番号が「5」「7」で始まるもの
 軽自動車：長さ 3.40m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.00m 以下、排気量 660cc 以下の自動車。軽貨物、二輪等を含む。
 貨物：もっぱら貨物を運搬する構造の自動車。ナンバープレートの分類番号が「1」から始まる普通貨物、「4」から始まる小型貨物等がある。

図表 1-11 各機関の輸送人員の推移

(千人、年度)

	昭和 59	昭和 64	平成 5	平成 10	平成 15	平成 18	平成 20
JR	15,841	12,504	11,043	9,816	8,435	6,707	6,883
民鉄	2,427	1,763	1,702	1,562	1,494	1,430	1,471
自動車	210,075	387,897	382,815	482,931	464,905	443,903	400,151
旅客船	984	928	1,066	1,008	891	754	643
航空	460	479	709	893	870	414	406

出典) 「貨物・旅客地域流動調査分析資料」

注) 県内輸送、県外への輸送、県内への輸送を全て含む
 昭和 59 年度の「JR」は「国鉄」

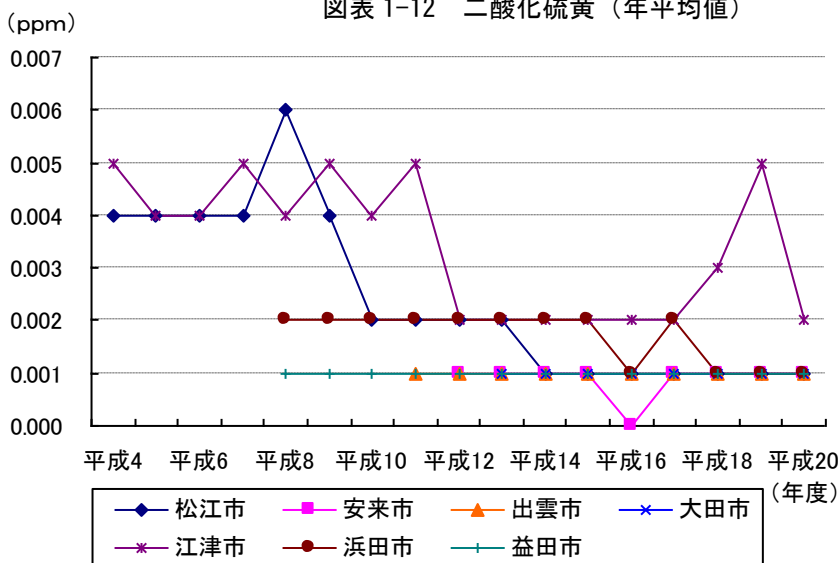
2. 生活環境

(1) 大気

県内の大気環境については、一般大気環境測定局 7 か所、自動車排出ガス測定局 2 か所の計 9 か所で常時監視を行っている。(一酸化炭素の観測について、浜田自排局は平成 15 年 6 月末で測定終了している。)

測定している大気汚染物質のうち、二酸化窒素と一酸化炭素は減少傾向が見られる。その他の大気汚染物質は、概ね横ばいで推移している。また、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素については、環境基準を達成している。浮遊粒子状物質については 3 か所、光化学オキシダントについては全ての観測局で基準値を上回る時間帯が存在し、環境基準が達成されていない。

図表 1-12 二酸化硫黄 (年平均値)

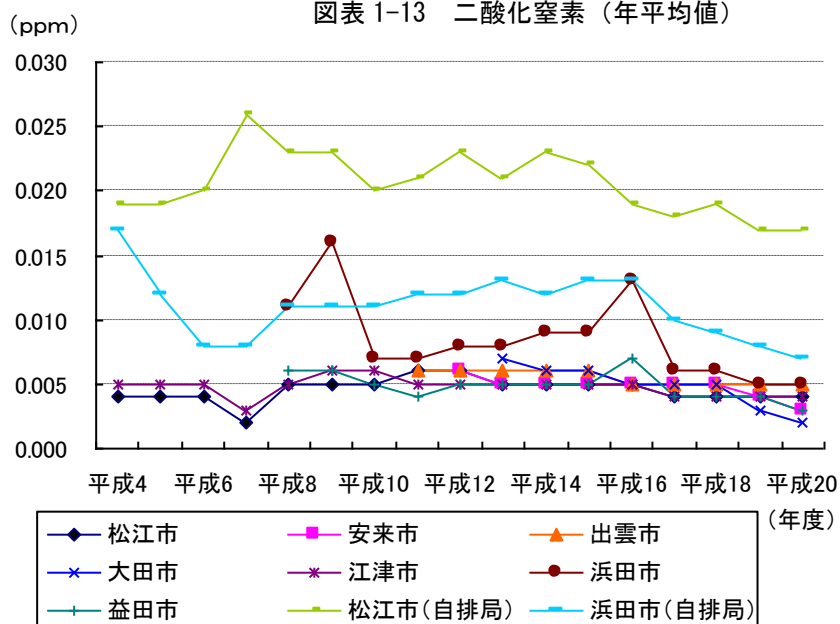


出典)「大気汚染測定結果報告書」

参考 (環境基準)

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

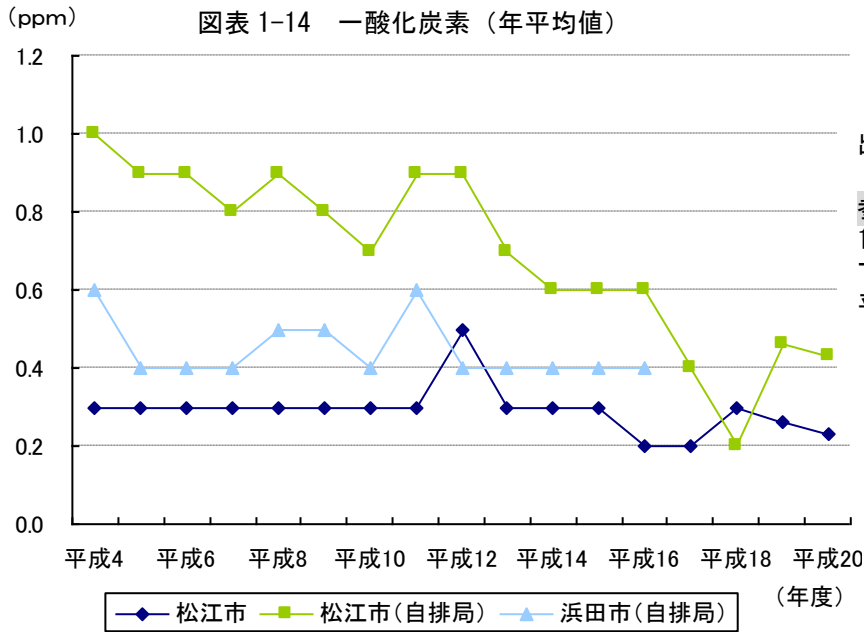
図表 1-13 二酸化窒素 (年平均値)



出典)「大気汚染測定結果報告書」

参考 (環境基準)

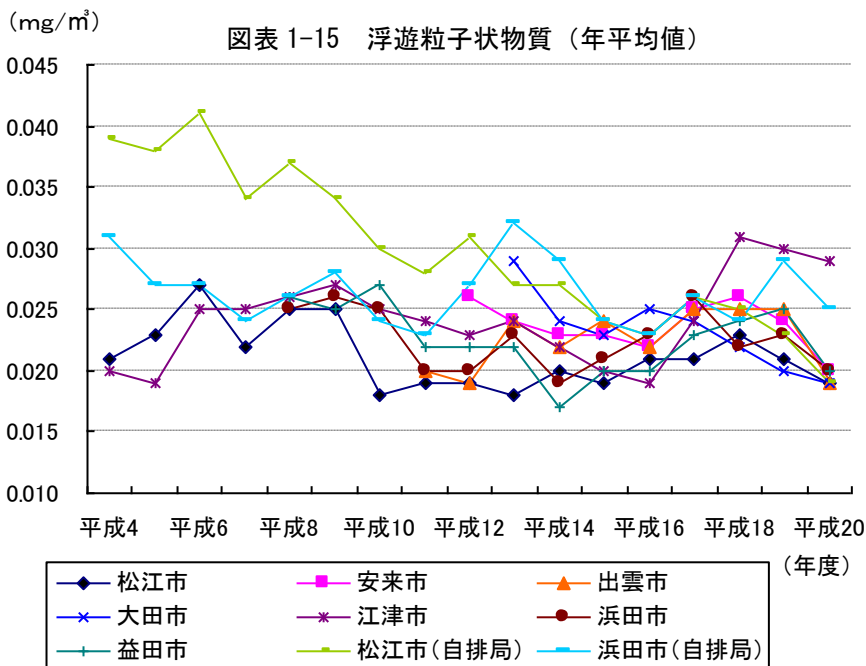
1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。



出典)「大気汚染測定結果報告書」

参考 (環境基準)

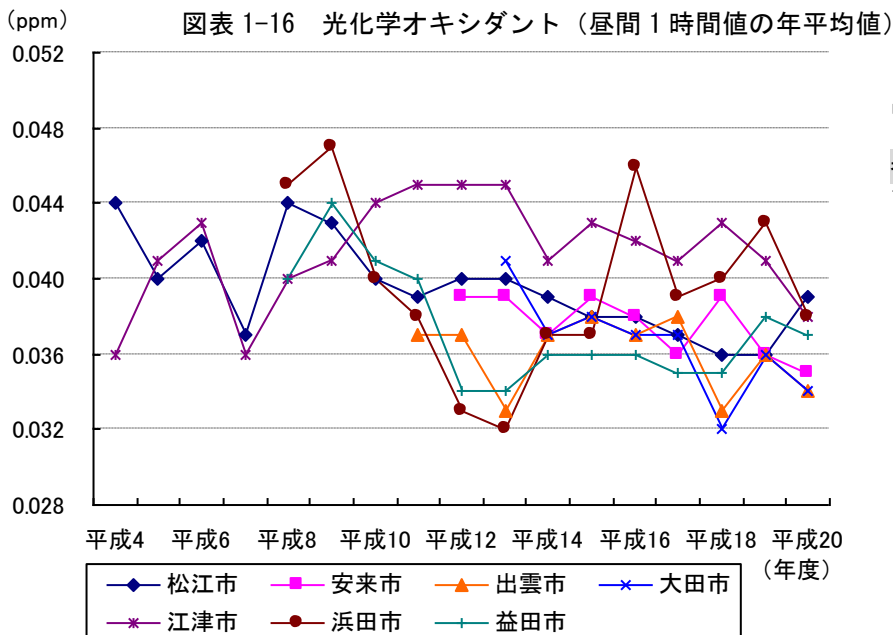
1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間の8時間平均値が20ppm以下であること。



出典)「大気汚染測定結果報告書」

参考 (環境基準)

1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間平均値が0.20mg/m³であること。



出典)「大気汚染測定結果報告書」

参考 (環境基準)

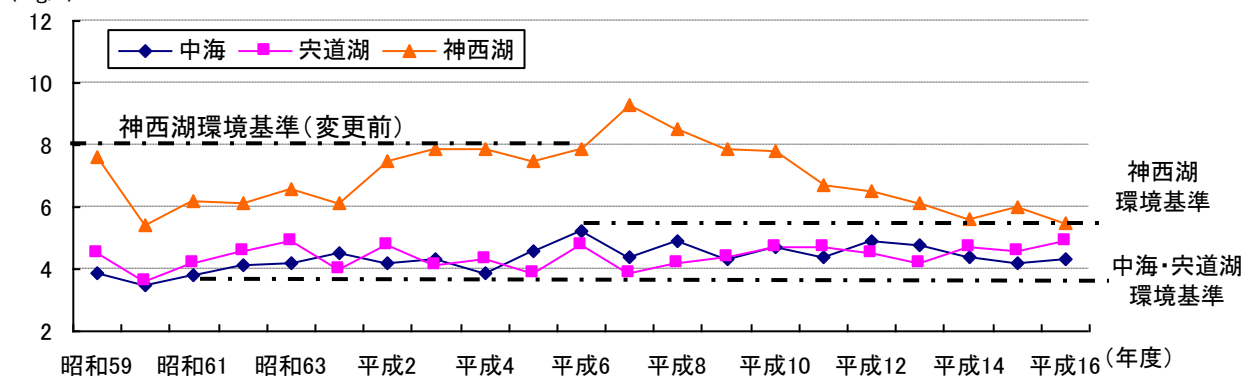
1時間値が0.06ppm以下であること。

(2) 水質

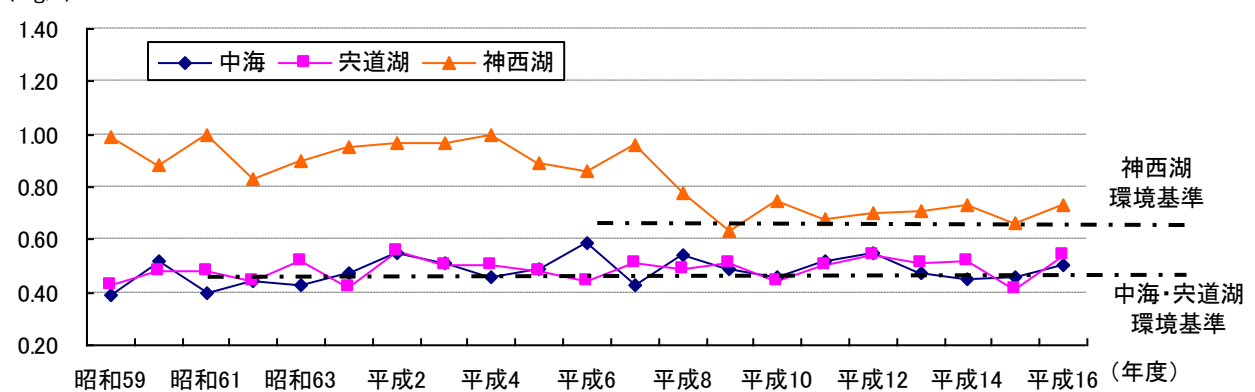
本県では、環境基準の類型指定を行った 13 河川 21 水域、3 湖沼 3 水域、10 海域 10 水域の計 34 水域について常時監視を行っている。水質に関する環境基準のうち健康項目については、全ての地点で環境基準を達成している。生活環境項目については、河川で 21 水域中 19 水域、海域で 10 海域中 10 海域全てにおいて環境基準を達成しているものの、湖沼では 3 湖沼とも環境基準を達成していない（平成 20 年度）。

家庭からの生活排水が水質汚濁を進行させる要因の一つとなっているが、本県の平成 20 年度末時点での汚水処理人口普及率は 68.5%であり、近年、普及率は上昇しているものの、全国平均 84.8%と比較すると約 15%低い。

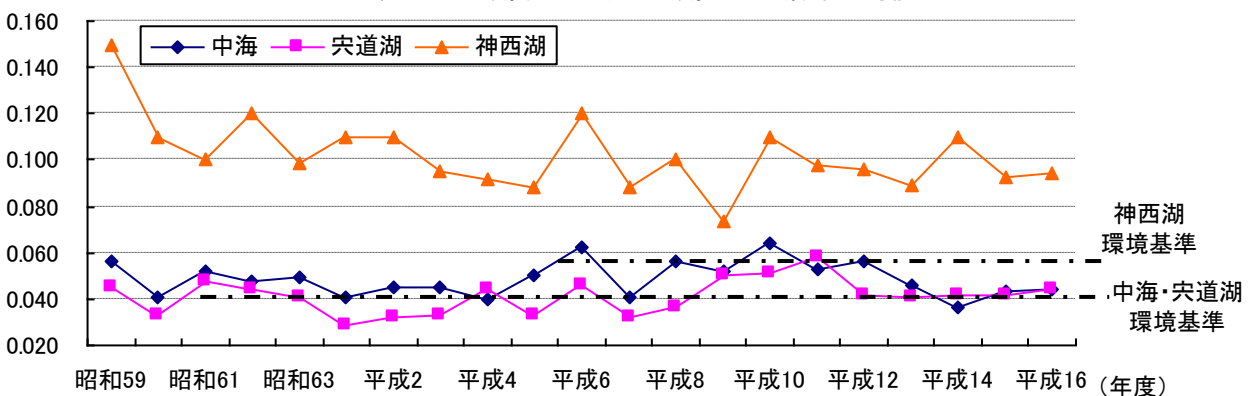
図表 1-17 湖沼の化学的酸素要求量 (COD) (湖心の全層年平均値)



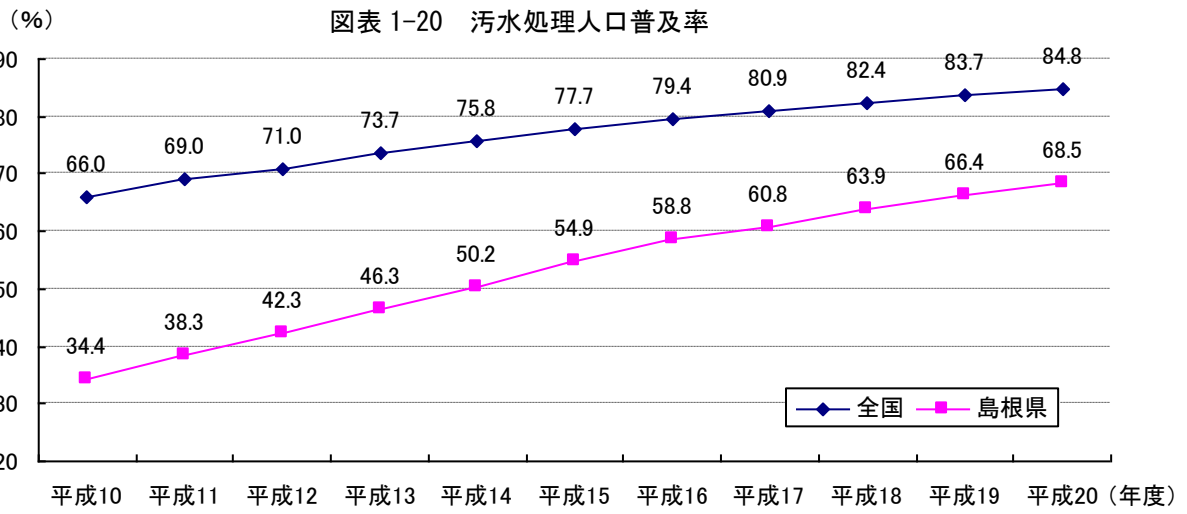
図表 1-18 湖沼の全窒素 (湖心の上層年平均値)



図表 1-19 湖沼の全りん (湖心の上層年平均値)



出典) 島根県資料

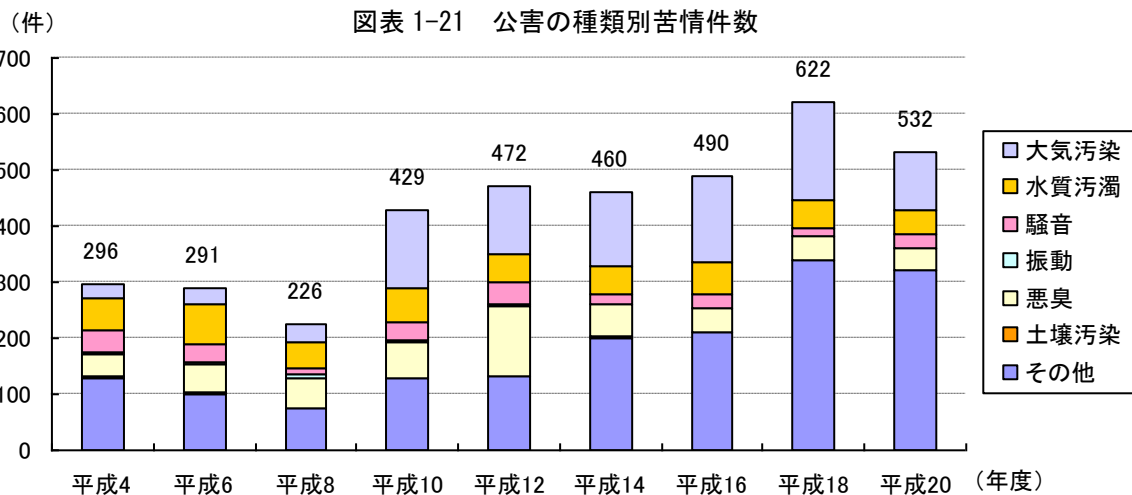


出典) 島根県資料 下水道推進課
「下水道事業整備状況」

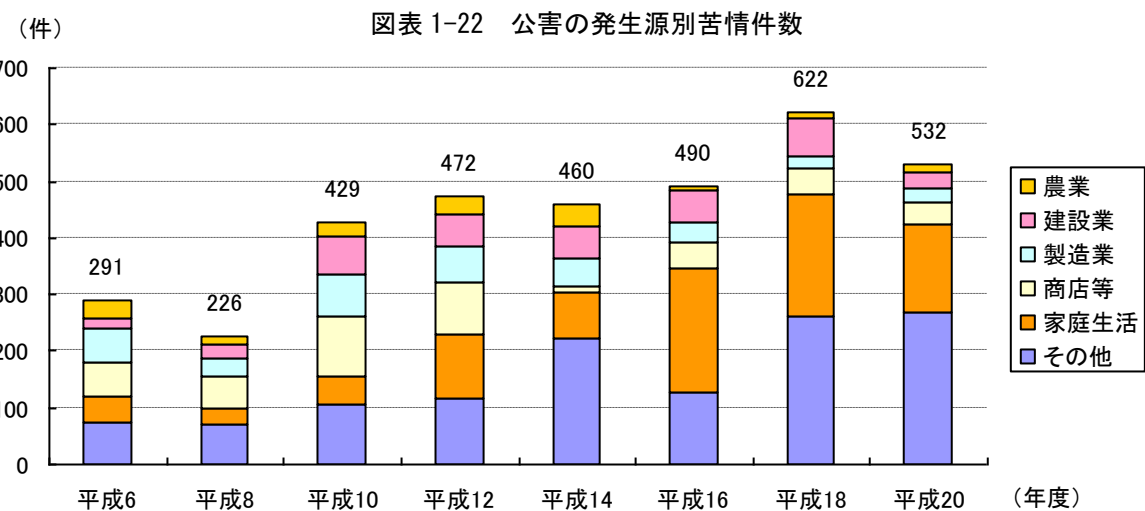
(3) 公害苦情

平成19年度における公害の苦情件数は621件であり、10年前の平成9年度と比較すると約2.2倍に増加している。種類別の内訳では、大気汚染によるものが最も多く、次いで水質汚濁が多い。

発生源別の内訳では、家庭生活からの苦情が最も多く、次いで商店等、製造業、建設業である。近年、建設業からの苦情は少なくなっている。



出典) 平成9年度以前は「島根の環境保全」
平成11年度以降は「島根県環境白書」



出典) 平成8年度以前は「島根の環境保全」
平成10年度以降は「島根県環境白書」

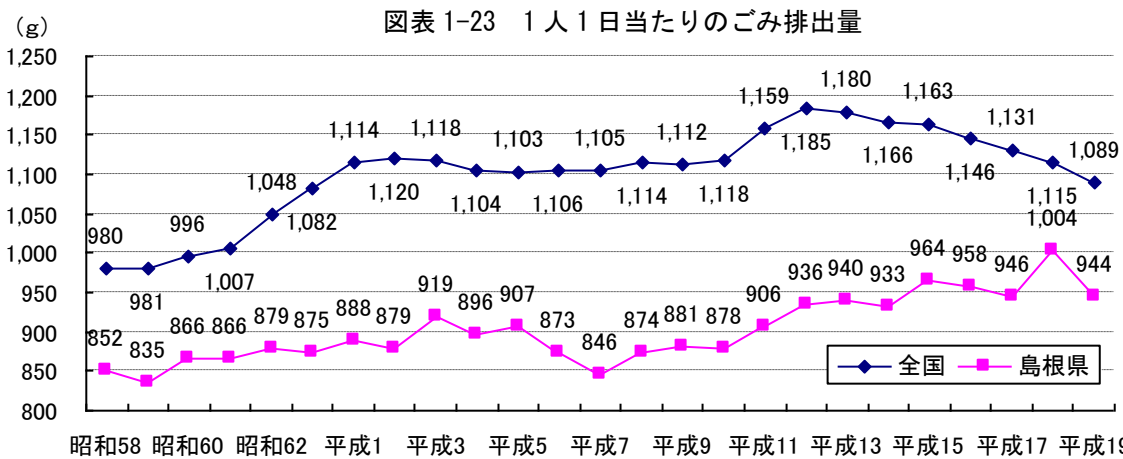
注) 家庭生活には家庭生活のペットも含む。
商店とは卸売・小売業、飲食店、サービス業を指す。
発生源の分類変更のため、平成16年度の「家庭生活」には、事務所、道路、空地、公園、神社・寺院等を含む

(4) 廃棄物

一般廃棄物

1人1日当たりのごみ排出量は、近年減少傾向にある。しかし、過去20年で最も少なかった平成7年度の846gに対し、平成19年度は944gであり、98g増加している。全国平均に対しては、約140g程度少ない。

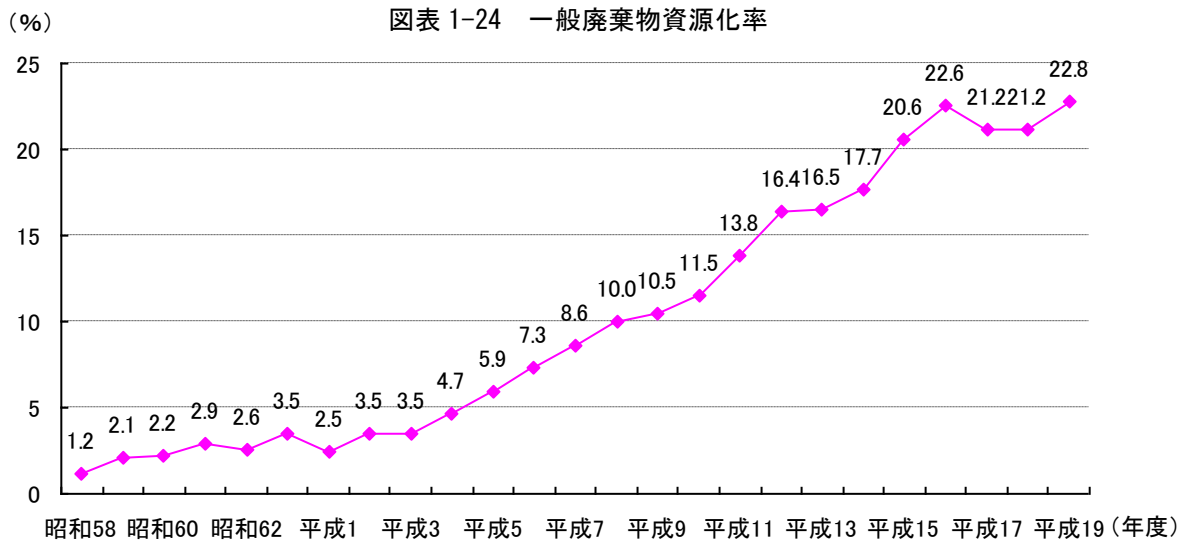
また、ごみ排出量は増加しているが、一般廃棄物の資源化率も増加傾向にあり、平成15年度には初めて20%を超えている。



昭和58 昭和60 昭和62 平成1 平成3 平成5 平成7 平成9 平成11 平成13 平成15 平成17 平成19(年度)

出典) 全国値は「日本の廃棄物処理」

島根県値は「一般廃棄物処理の現況」



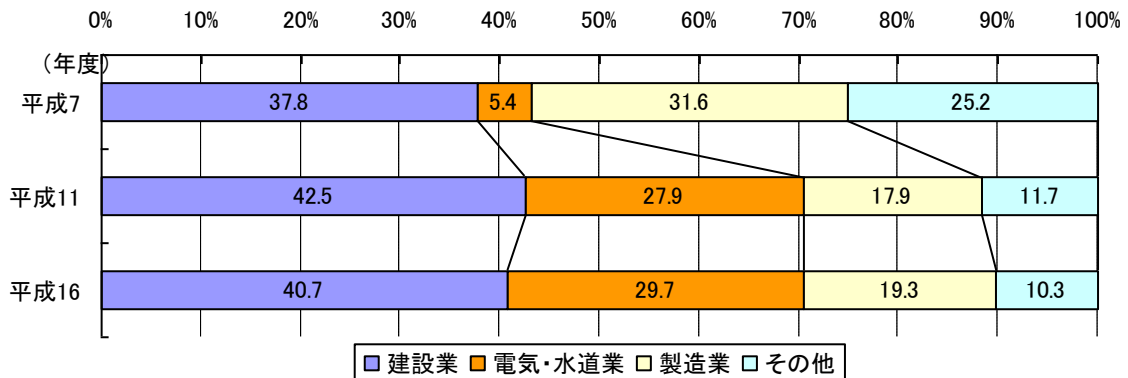
昭和58 昭和60 昭和62 平成1 平成3 平成5 平成7 平成9 平成11 平成13 平成15 平成17 平成19(年度)

出典) 島根県「一般廃棄物処理の現況」

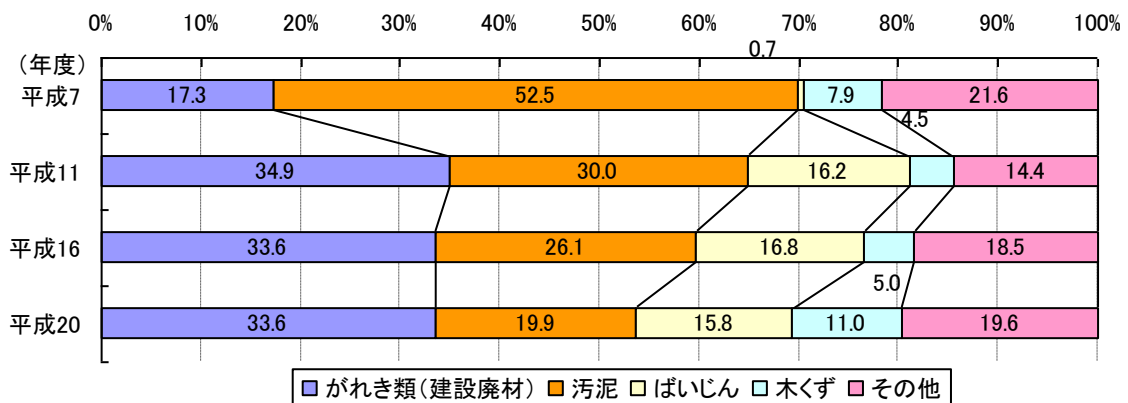
産業廃棄物

県内の平成 20 年度における産業廃棄物発生量は約 165 万トンであり、平成 7 年度の約 159 万トンと比較すると、6 万トン増加している。業種別では電気・水道業の増加が著しく、種類別ではがれき類が増加している一方で、汚泥、ばいじんは減少している。地域別では、浜田圏域の全体に占める割合が最も大きく、29.9%を占めている。

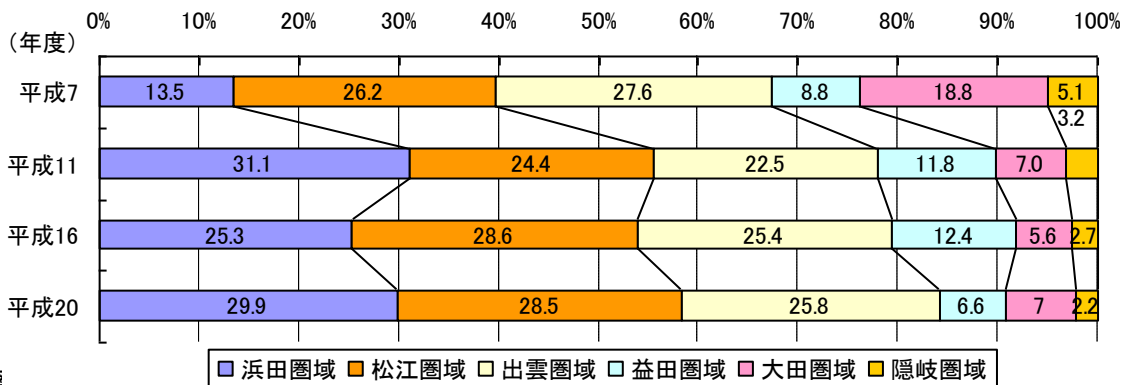
図表 1-25 業種別産業廃棄物発生割合



図表 1-26 種類別産業廃棄物発生割合



図表 1-27 圏域別産業廃棄物発生割合



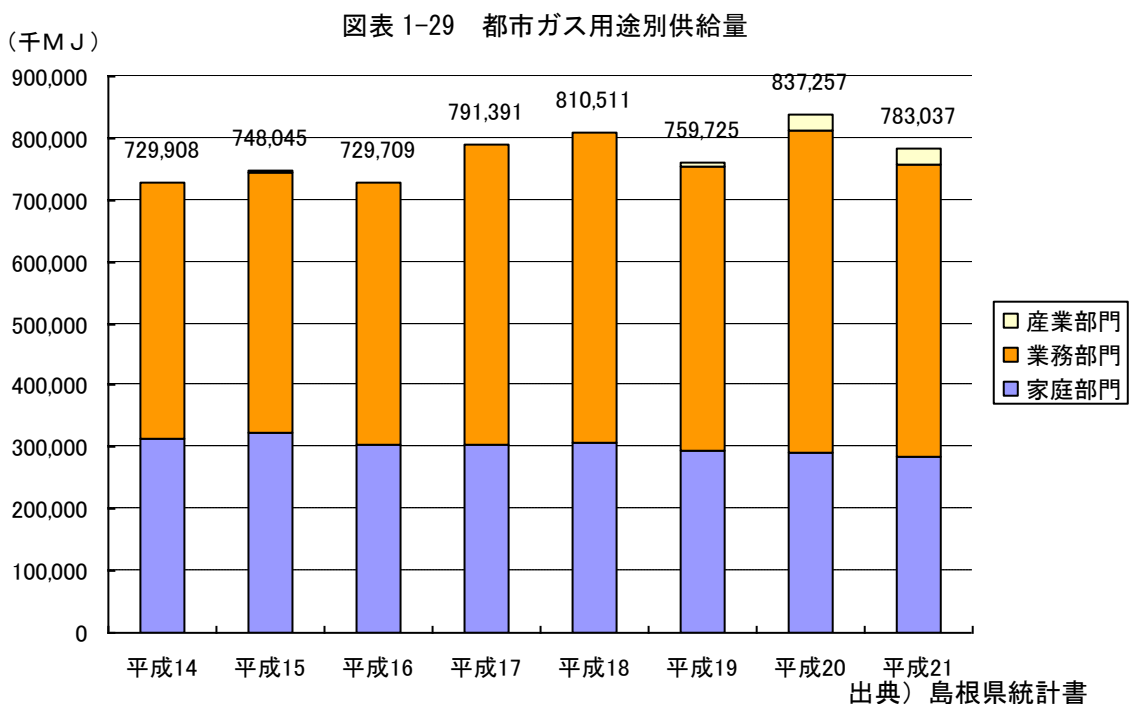
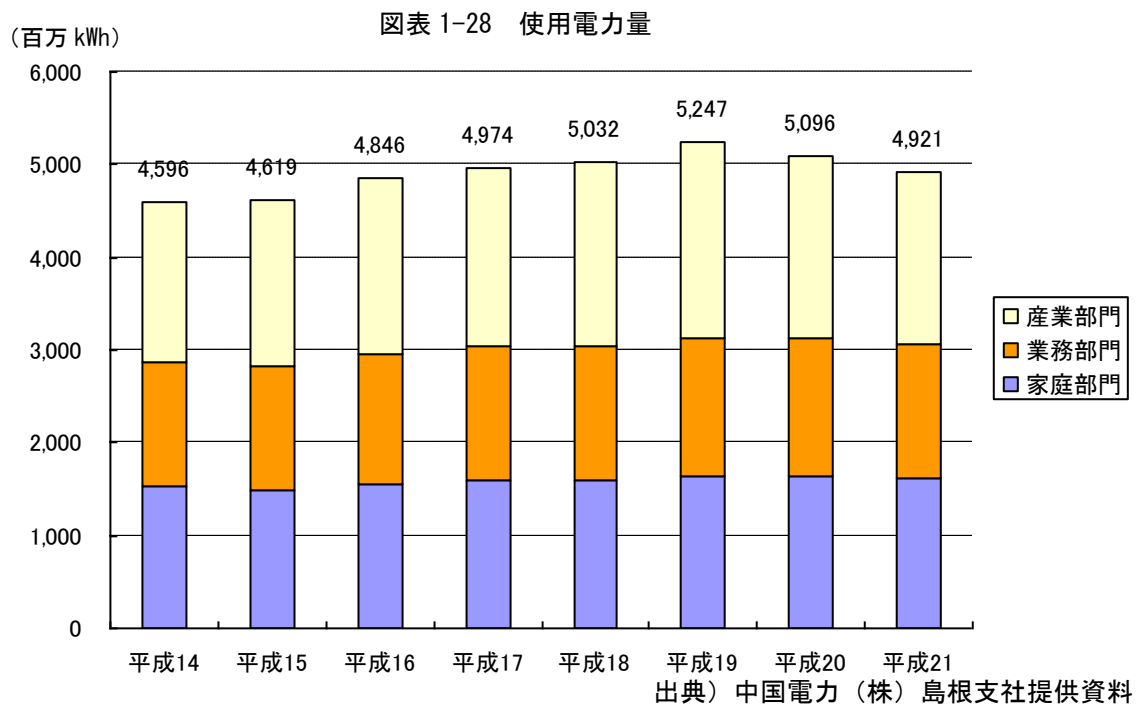
松江圏域	松江市、安来市、東出雲町	出雲圏域	出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、斐川町
大田圏域	大田市、美郷町、川本町、邑南町	浜田圏域	浜田市、江津市
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町	隠岐圏域	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

出典)「島根県産業廃棄物実態調査報告書」

(5) エネルギー

県内のエネルギー消費について、使用電力量は平成 19 年までは増加傾向だったが、平成 20 年からは僅かではあるが減少している。都市ガス供給量も平成 20 年に比べ、僅かではあるが平成 21 年は減少している。都市ガス供給量は産業部門において増加しているものの、家庭部門については減少、業務部門については増減を繰り返している。業務部門の占める割合が 60% で最も大きい。

新エネルギーの導入状況については、燃料電池の普及が進展していないものの、各分野において施設整備や県・市町村の新エネ機器購入補助制度の活用等によって徐々に進展している。



図表 1-30 新エネルギー導入状況

分野	種類	平成 21 年度	摘要
電力利用	太陽光発電	17,490KW	<ul style="list-style-type: none"> 事業所、公共施設、個人住宅等 [H21 年度末中国電力(株)契約容量]
	風力発電	128,237KW	<ul style="list-style-type: none"> 現在、浜田市(民間)において大規模な風力発電事業が計画中であり、計画が順調に進捗すれば、180 千kW程度まで伸びることが予想される。
	バイオマス発電(バイオマス由来廃棄物発電を含む)	3,818KW	<ul style="list-style-type: none"> 政令改正により、H20.4.1 から廃棄物発電については、バイオマス由来の発電のみが新エネ法の対象となった。 出雲エネルギーセンター(出雲市) 出力 3,690kW H21 バイオマス比率 56% 江津エコクリーンセンター 出力 1,800kW H21 バイオマス比率 54% 民間 780kW
	水力発電(出力 1,000kW 以下)	7,538KW	<ul style="list-style-type: none"> 政令改正により、H20.4.1 から出力 1,000kW 以下が新エネ法の対象となった。 御部発電所(460kW)、三瓶ダム管理発電所(250kW)、勝地発電所(770kW)ほか (参考)H22 年度には志津見ダム(1,700kW)が完成予定
熱利用	太陽熱利用	14,872KL	<p>1 世帯当たり(集熱面積3 m²)=年間灯油節約量 220Lとして推計</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住宅推計値 H16 消費実態調査による県内の太陽熱温水普及率: 25.4% (灯油換算)271,033 世帯×25.4%×220L≒15,145kL=(原油換算)14,340kL 事業所・公共施設等 52 箇所 集熱面積計 7,697 m² (灯油換算)7,697 m²×(220L/3 m²)≒564kL=(原油換算)532kL
	バイオマス熱利用(バイオマス由来廃棄物熱利用を含む)	665KL	<ul style="list-style-type: none"> 宍道湖流域下水道管理事務所(原油換算)436kL コンポスト化施設及び汚泥焼却炉を老朽化等により運転停止したため利用が半減した。 チップボイラー(民間) (原油換算)122kL ペレットストーブ 25 台 (原油換算)11kL 薪ボイラー・ストーブ(原油換算)96kL
	バイオマス燃料製造(バイオマス由来廃棄物燃料製造を含む)	1,149KL	<ul style="list-style-type: none"> 政令改正により、H20.4.1 から廃棄物燃料製造については、バイオマス由来の燃料製造のみが新エネ法の対象となった。 雲南エネルギーセンター H21 製造量 3,653t、バイオマス比率 37% (原油換算)732KL 乾燥糞燃料 1,292t (原油換算)131kL BDF製造[松江市(34.61kL)、出雲市(18.8kL)、益田市(14.15kL)、斐川町(8.05kL)、民間(214.27kL)] 合計 289.88kL=(原油換算)286kL
高効率利用等	クリーンエネルギー自動車	5,007 台	<ul style="list-style-type: none"> H21 年度には、エコカー減税もありハイブリッド車の普及が進んだ。(2,228 台増) 電気自動車 2 台、ハイブリッド車 4,979 台、天然ガス自動車 26 台、メタノール車 0 台

出典) 島根県資料

注) 「平成 21 年度」の列に示す数値について

- ・単位が KW:平成 16 年度の新エネルギー利用による総出力
- ・単位が KL:平成 16 年度の新エネルギー利用による原油換算での節約量

(6) 水道

平成 20 年度の島根県の水道普及率は 97.5%で、平成 15 年度の 96.9%に比べて 2.7%増加している（出典：平成 20 年度島根の水道）。しかし、年間取水量（上水道、簡易水道、専用水道の合計）は 97,736 千 m^3 から 92,516 千 m^3 へと約 5,000 千 m^3 減少している。

年間取水量の水源別内訳では、平成 8 年度から平成 20 年度にかけて、それぞれの全体に占める割合に大きな変化はなく、地下水の占める割合が最も大きい。

図表 1-31 平成 15 年度年間取水量

(1,000 m^3)

水源		上水道	簡易水道	合計					
平成 20				平成 8	平成 15	平成 20	平成 8	平成 15	平成 20
地表水	ダム直接	6,880	2,435	10,165	9,137	9,315	10.5%	9.3%	10.1%
	ダム放流	259	73	68	321	332	0.1%	0.3%	0.4%
	湖沼水	959	72	2,140	2,029	1,031	2.2%	2.1%	1.1%
	表流水	822	4,133	6,821	5,489	4,955	7.1%	5.6%	5.4%
	計	8,920	6,713	19,194	16,976	15,633	19.9%	17.4%	16.9%
地下水	伏流水	2,785	937	7,257	5,836	3,722	7.5%	6.0%	4.0%
	浅井戸	35,046	7,860	32,151	36,490	42,906	33.3%	37.3%	46.4%
	深井戸	1,726	2,276	14,337	10,429	4,002	14.8%	10.7%	4.3%
	計	39,557	11,073	53,745	52,755	50,630	55.6%	54.0%	54.7%
原水受水		365	0		326	365	0.0%	0.3%	0.4%
その他(湧水)		23	1,564	2,725	2,372	1,587	2.8%	2.4%	1.7%
小計		48,865	19,350	75,664	72,429	68,215	78.3%	74.1%	73.7%
浄水受水		21,523	2,778	20,928	25,307	24,301	21.7%	25.9%	26.3%
合計		70,388	22,128	96,592	97,736	92,516	100.0%	100.0%	100.0%

出典)「平成 20 年度島根県の水道」

3. 自然環境

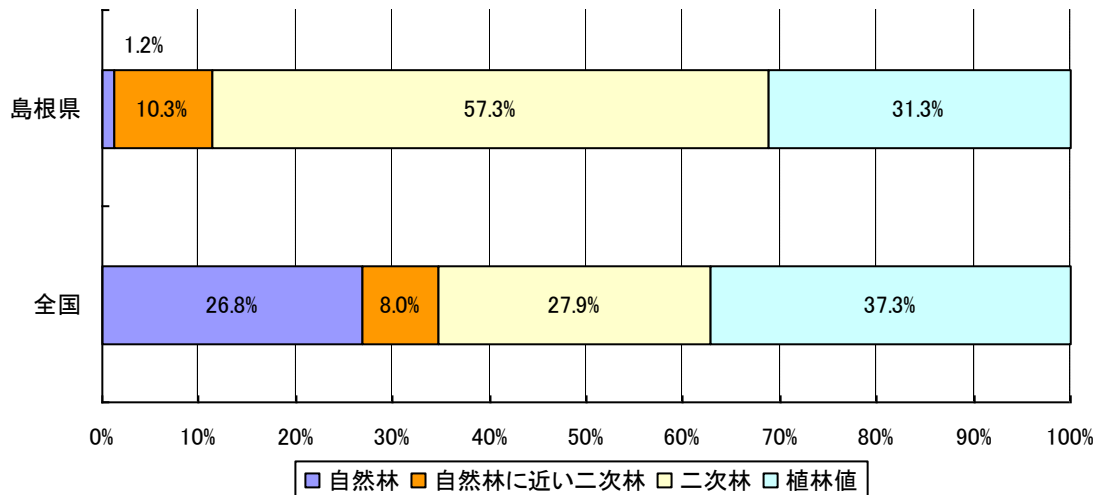
(1) 植生自然度等

本県は、県土面積の約8割に当たる約530,000haが森林に覆われており、自然に恵まれた環境である。森林の植生自然度では、9割近くがアカマツやコナラ等の二次林と植林地によって占められている。最も自然度の高い自然林と自然林に近い二次林は、全体の1割程度を占めるに過ぎない。

森林の有する機能別面積では、木材生産が全体の48.6%を占めて最も多く、次いで水源涵養の32.1%である（平成20年度末）。

本県の海岸線の総延長は約860kmであり、その内訳は自然海岸77%、半自然海岸8%、人工海岸が15%である。中でも、自然海岸の占める割合は全国で最も大きい。

図表 1-32 植生自然度（森林の植生自然度別面積割合）



出典)「自然環境保全基礎調査」

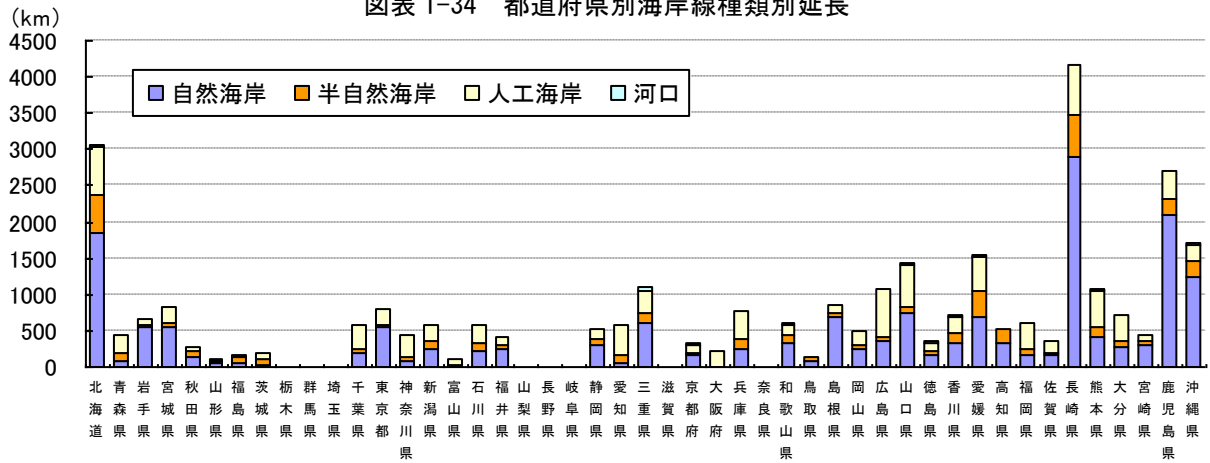
図表 1-33 森林の有する機能別面積（流域林業活性化センター別）

(ha)

センター	木材生産	水源涵養	山地災害	生活環境	保健文化
江の川下流	127,185	84,189	20,030	14,822	9,187
斐伊川	135,129	84,437	23,214	23,090	13,650
隠岐	21,818	5,937	2,983	-	8,716
高津川	72,066	60,667	5,145	4,134	15,998
合計	356,199	235,230	51,372	42,046	47,551
割合	48.6%	32.1%	7.0%	5.7%	6.5%

出典)「森林資源関係資料」(平成20年度末現在)

図表 1-34 都道府県別海岸線種類別延長



出典)「自然環境保全基礎調査」

(2) 自然公園

県内の自然公園は、国立公園 1 か所、国定公園 2 か所、県立自然公園 11 か所が指定されている。また、国立公園中には島根半島、浄土ヶ浦等の海中公園地区 5 か所が指定されている。

こうした自然公園の利用者は平成 4 年に 10,000 千人を突破した後、次第に減少傾向となり、平成 16 年度は 8,148 千人まで減少している。しかし、僅かではあるが 18 年度以降再び増加している。

昭和 48 年に制定された島根県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域には、赤名湿地性植物群落等 6 か所が指定されている。

図表 1-35 自然公園の指定状況

公園の種類	公園の名称	公園指定	面積 (ha)
国立公園	大山隠岐	S38.4.10	13,036
国定公園	比婆道後帝釈	S38.7.24	1,637
	西中国山地	S44.1.10	9,211
県立自然公園	浜田海岸	S12.12.1	238.6
	清水月山	S39.4.17	360
	宍道湖北山	S39.4.17	10,618
	立久恵峡	S39.4.17	367
	鬼の舌震	S39.4.17	330
	江川水系	S39.4.17	2,296.5
	蟠竜湖	S39.4.17	187.6
	青野山	S39.4.17	970
	龍頭八重滝	S42.5.9	396
	千丈溪	S57.10.15	340.2
断魚溪・観音滝	S59.5.18	509.3	
合計			40,497.2

出典)「平成 21 年度島根県環境白書」

図表 1-36 自然公園利用者の推移

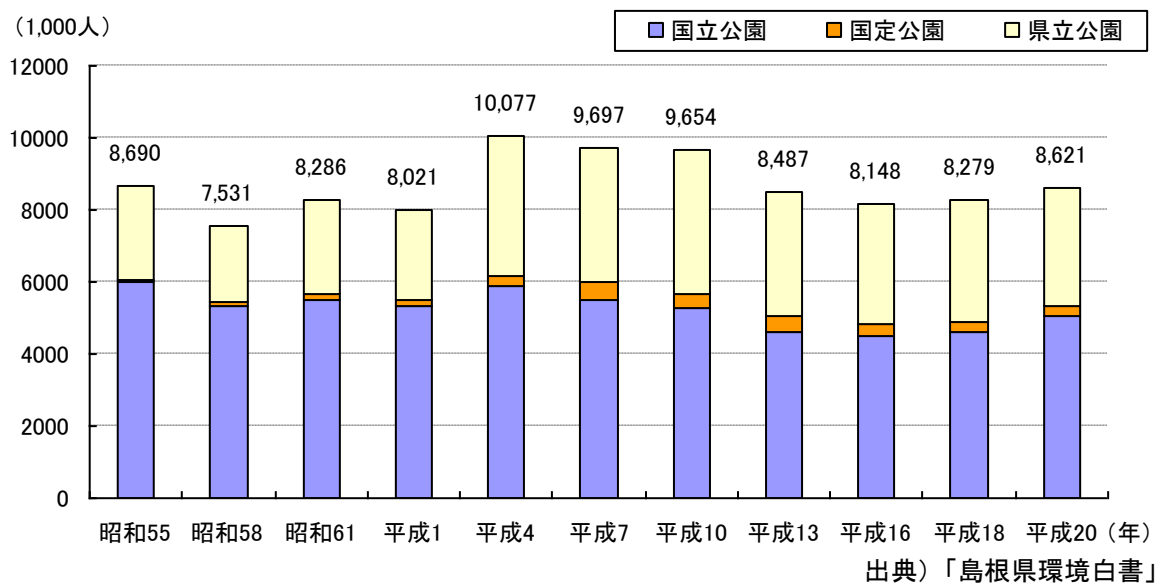


表 1-37 県自然環境保全地域指定状況

保全地域	所在地	保全すべき自然環境の特質性等	指定等の状況	面積(ha)
赤名湿地性植物群落	飯南町	ミツガシワ、リュウキンカ、サギソウ、トキソウ、ハンノキ等の湿地性植物群落	S52年度指定	30.18
六日市コウヤマキ自生林	吉賀町	コウヤマキ自生林	S52年度指定	48.17
オキシヤクナゲ自生地	隠岐の島町	オキシヤクナゲを中心とした隠岐島特有の動植物等	S54年度指定	76.76
西谷川オオサンショウオ繁殖地	安来市	オオサンショウオ生息環境	S57年度指定	5.00
女亀山	飯南町	野生動植物の生息・自生地・鳥類の繁殖地・中継渡来地	S62年度指定	2.73
三隅海岸	浜田市	ハマビワの自生地と変化に富んだ岬角、島嶼景観	S63年度指定	15.9
合計	6地域			178.74

出典)「島根県環境白書」

(3) 野生動植物

本県には、豊かな森林資源と宍道湖・中海を中心とした水資源を背景に、様々な野鳥が生息している。山野ではヤマガラ、シジュウカラなどのカラ類やキツツキ類などが見られる。また、宍道湖・中海では夏場にはオオヨシキリやアマサギ等、冬場にはカモやハクチョウ等の渡り鳥が見られる。中海は、コハクチョウの集団越冬地としては日本の南限となっている。

鳥獣保護区は平成 21 年度末現在で 84 カ所(国指定含む)である。なお、ラムサール条約への登録条件を満たすため、平成 16 年に中海、平成 17 年に宍道湖が鳥獣保護区特別保護区に指定された。

平成 16 年 3 月に発行された「改訂しまねレッドデータブック」では、50 種類の動物、96 種類の植物が絶滅危惧 I 類に指定されている。

図表 1-38 水鳥生息調査状況

(羽)

種別	平成 20	種別	平成 20
マガモ	6,992	アカハジロ	-
カルガモ	4,015	トモエガモ	119
コガモ	1,868	アメリカヒドリ	1
オカヨシガモ	396	オシドリ	778
ヒドリガモ	2,049	ウミアイサ	15
オナガガモ	1,178	ミコアイサ	4
ハシビロガモ	541	カワアイサ	73
ホシハジロ	5,280	マガン	4,003
キンクロハジロ	30,987	サカツラガン,ヒシクイ	120
スズガモ	23,592	コハクチョウ	1,849
ホオジロガモ	168	オオハクチョウ	9
ヨシガモ	124	その他	874
アカツクシガモ	-	計	85,036
ツクシガモ	1		

出典) 島根県環境白書

図表 1-39 鳥獣保護区等の設定状況

(面積 : ha)

種別	設定区分	平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		備考
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
鳥獣保護区	国指定	2	16,575	2	16,575	2	16,575	中海、宍道湖
	県指定	83	31,750	84	31,717	82	30,682	
鳥獣保護区特別保護地区	国指定	2	15,695	2	15,695	2	15,695	中海、宍道湖
	県指定	12	615	12	615	12	572	
休猟区	県指定	2	2,670	2	2,670	1	1,675	
銃猟禁止区域		74	22,766	73	23,103	77	24,730	
狩猟鳥捕獲禁止区域		0	0	-	-	-	-	
鉛散弾規制地域		1	50	1	50	1	50	

出典) 島根県環境白書

図表 1-40 改訂しまねレッドデータブック掲載種

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅 危惧	情報 不足	合計	
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類					
動物	哺乳類	4	1	2	3	9	4	20
	鳥類	1	9	17	26	26	22	75
	両性類			3	3	6		9
	爬虫類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	3	9	12	6	3	22
	昆虫類		32	33	65	102	119	286
	クモ類		1		1	2	9	12
	甲殻類			1	1		6	7
	陸・淡水産貝類		4	8	12	18	4	34
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
	動物小計	6	50	73	123	178	168	475
植物	維管束植物	3	82	125	207	111	18	339
	蘚苔類		4	1	5	3		8
	藻類			1	1			1
	地衣類		5	1	6			6
	菌類		5	2	7			7
	植物小計	3	96	130	226	114	18	361
合計	9	146	203	349	292	186	836	

出典)「改訂しまねレッドデータブック」平成16年3月現在

評価の区分

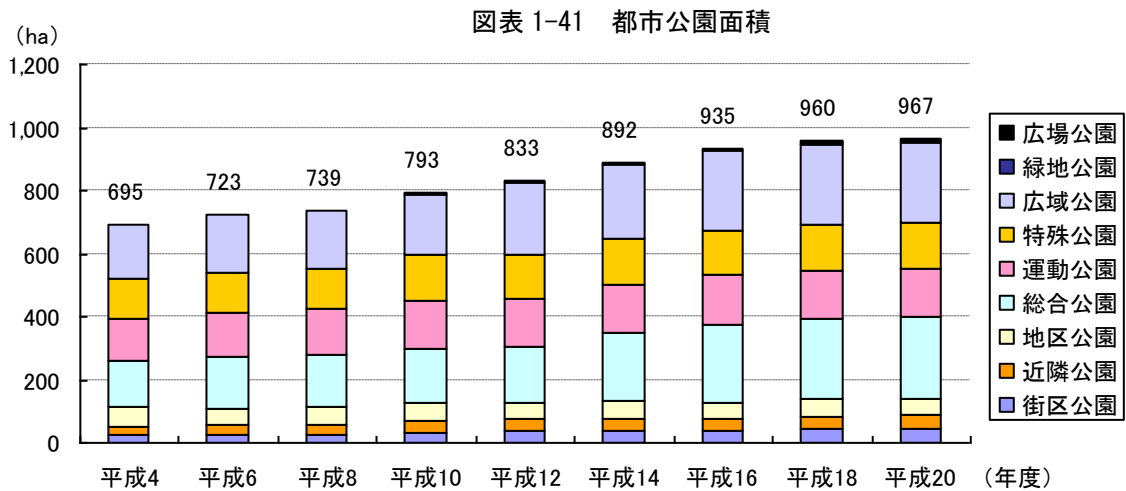
絶滅	本県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種(現在の状況をもたらした圧迫的要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの)
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種(現在の状況をもたらした圧迫的要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられる種)
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

4. 快適な環境

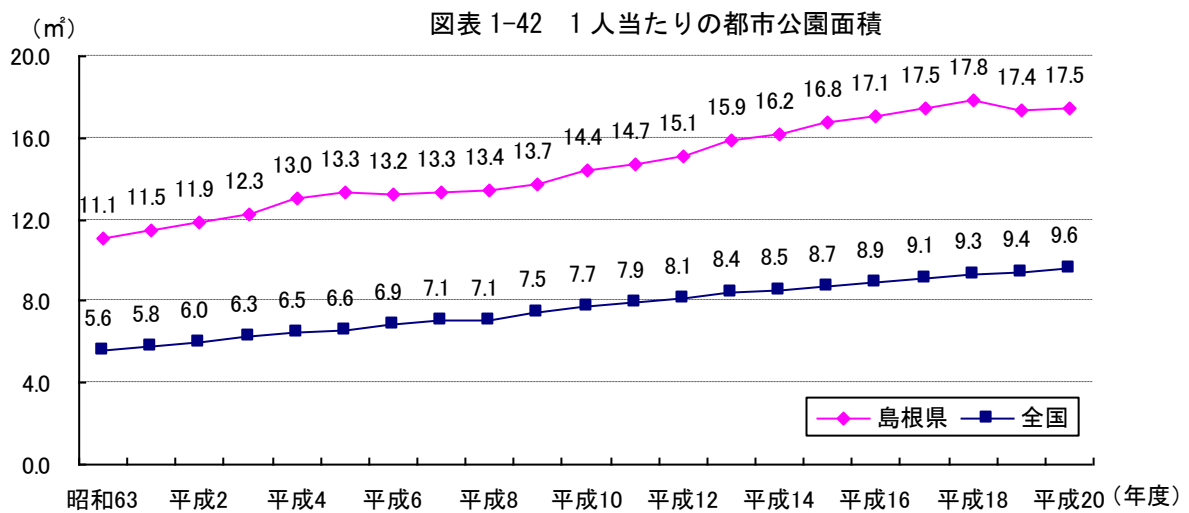
(1) 都市公園

平成 20 年度の都市公園面積は 967ha となり、平成 10 年度からの 10 年間で約 170ha 増加している。(平成 10 年度の都市公園面積は 793ha。)

1 人当たりの都市公園面積は、平成 20 年度で 17.5m² であり、全国平均 9.6m² の約 2 倍である。



出典) 平成 8 年度以前は「島根県統計書」
 平成 10~16 年度は島根県資料
 平成 18 年度以降は「土木建築行政の概要」



出典) 平成 8 年度以前は「島根県統計書」、
 平成 10 年度以降は島根県資料
 全国平均値は国土交通省「都市公園データベース」

(2) 歴史・文化

県内には、国指定文化財が 206 件、県指定文化財が 358 件存在し、うち国宝は 4 件である。古代出雲や江戸時代の面影を残す建造物、豊かな自然資源によって創り出された名勝・天然記念物、先人たちの知恵を継承してきた伝統文化等、多種多様な文化財を有している。

図表 1-43 島根県内の指定文化財

平成 21 年 4 月現在

区分	種別	件数	区分	種別	件数
国指定	国宝	4	県指定	有形文化財	208
	重要文化財	89		史跡・名勝・天然記念物	96
	史跡・名勝・天然記念物	92		有形民俗文化財	17
	重要民俗文化財	17		無形民俗文化財	32
	重要無形文化財	1		無形文化財	5
	伝統的建物群・その他	3	合計	564	

出典) 島根県資料

(3) 余暇活動

平成 21 年の観光客入り込み延べ数は 27,528 千人であり、平成 14 年と比較すると約 2,200 千人増加している。

行動目的別では、神社仏閣客が最も多く、5,742,795 人である。

平成 21 年度の夏は冷夏・長雨だったため、海水浴客は減少している。

図表 1-44 観光客入り込み状況

行動目的	温泉	神社仏閣	博物館・美術館	海水浴	釣り	スキー	ゴルフ	キャンプ	入り込み延べ数(千人)
平成 14 年 入り込み数(人)	4,955,784	4,537,301	3,245,683	817,143	573,470	414,848	231,045	101,893	25,231
平成 21 年 入り込み数(人)	4,503,697	5,742,795	2,377,001	389,473	438,520	193,636	202,114	200,394	27,528

出典) 「島根県観光動態調査結果表」

5. 地球環境

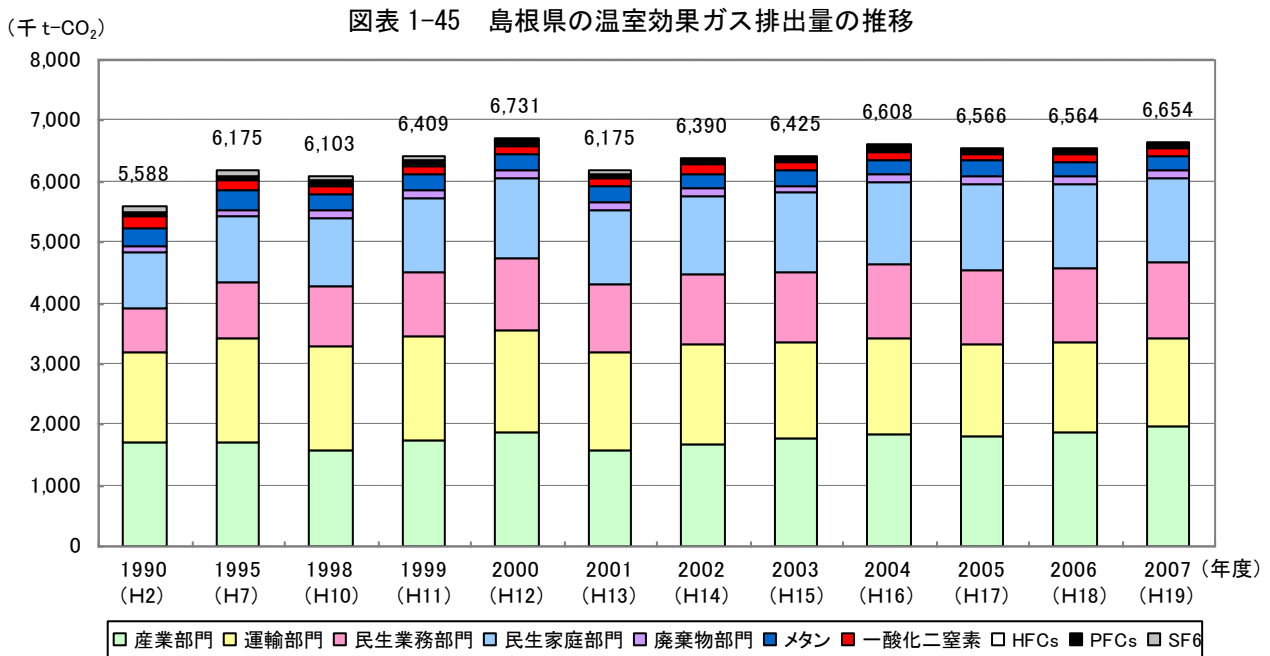
(1) 二酸化炭素の排出状況

地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量は、京都議定書の目標達成基準年である平成2年度の約5,588千t-CO₂から、平成19年には6,654千t-CO₂へと約12%倍増加している。

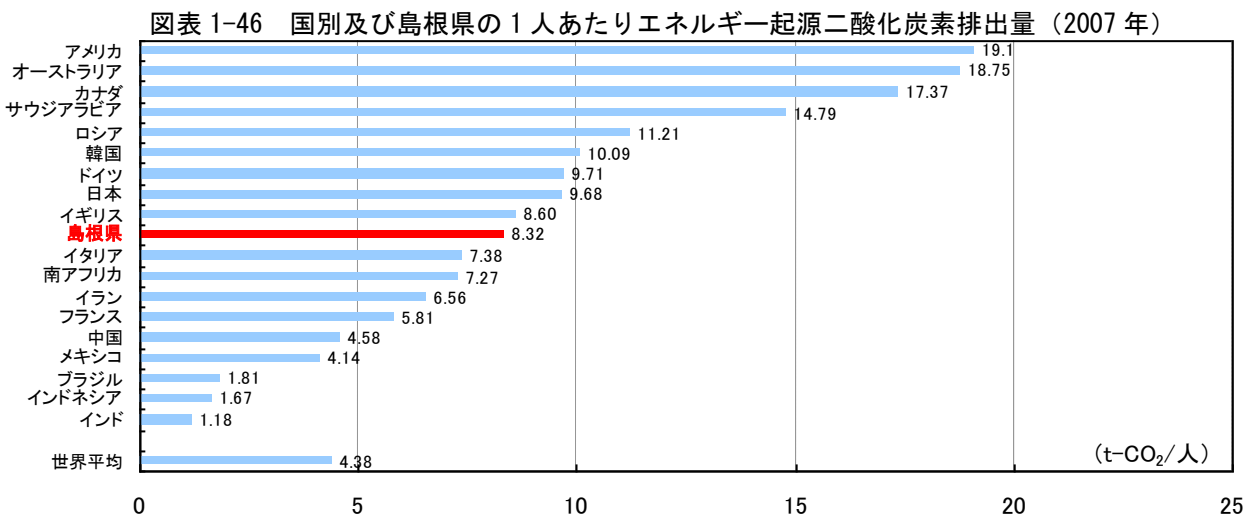
県民1人あたりのCO₂排出量は、世界8位となる日本全体と比べると低く、8.32t-CO₂となる。

部門別では、産業部門が32.0%、運輸部門が23.6%、民生業務部門が19.9%、民生家庭部門が22.6%となり、全国平均と比較すると民生家庭部門の割合が高いという特徴がある。

運輸部門を除き、平成19年時点での二酸化炭素排出量は平成2年に比べて増加しているが、電力消費量を二酸化炭素に換算する際の係数に変動があることなどから、エネルギー消費量の推移と二酸化炭素排出量の推移とは相関関係にない。

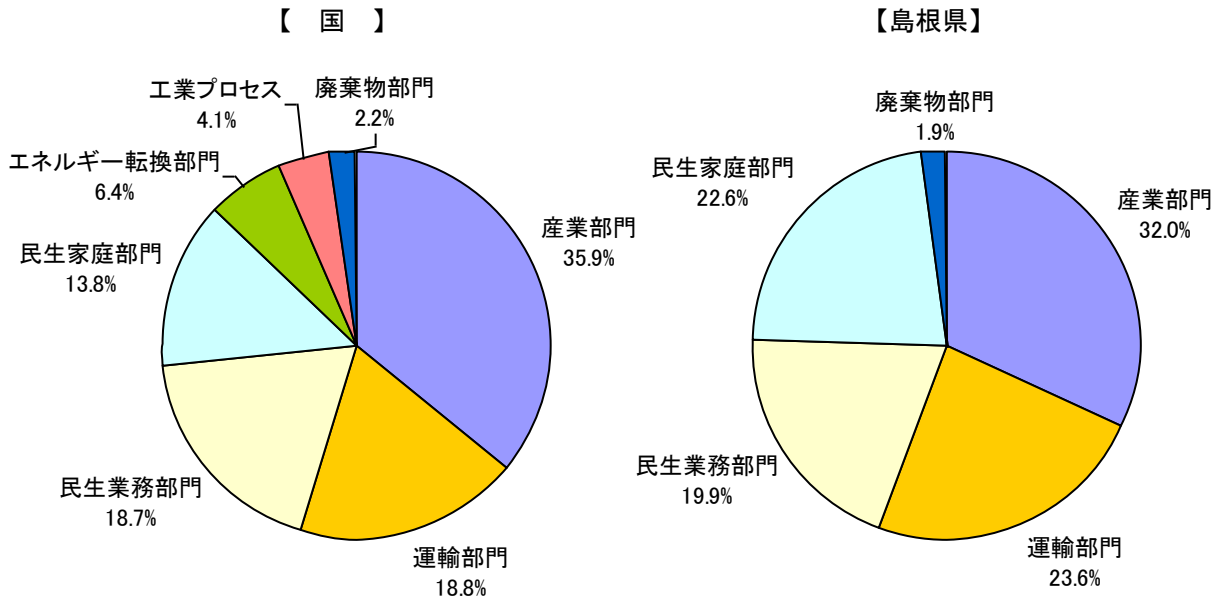


出典)「島根県地球温暖化対策実行計画」



出典：IEA「KEY WORLD ENERGY STATISTICS」2009 を元に環境省作成 (一部抜粋)

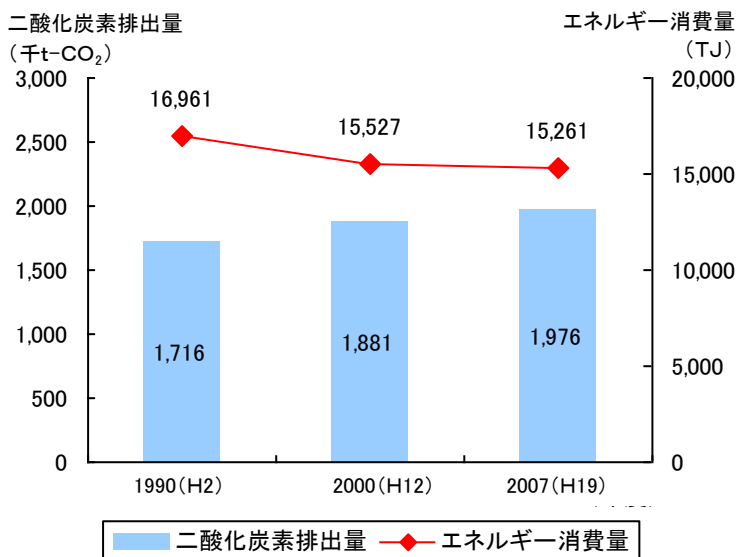
図表 1-46 部門別二酸化炭素排出量（平成 19 年度）



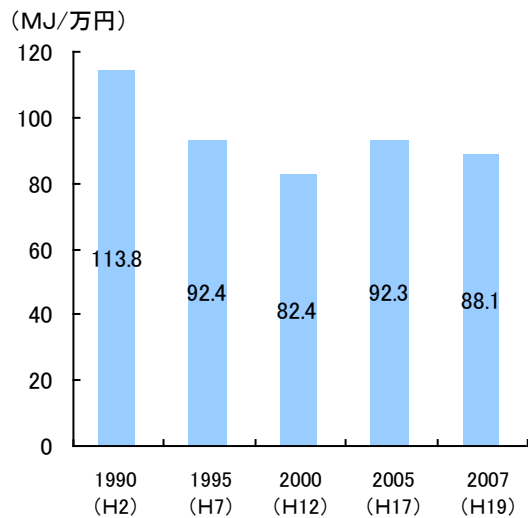
エネルギー転換部門	電気事業者、ガス事業者
産業部門	製造業等
運輸部門	自動車（自家用車を含む）、鉄道、航空の各交通機関
民生家庭部門	家庭
民生業務部門	事務所ビル、スーパー等店舗、ホテル・旅館、病院等
廃棄物部門	廃棄物の埋立及び焼却等

出典) 環境省、島根県地球温暖化対策実行計画

図表 1-47 産業部門の二酸化炭素排出量・エネルギー使用量の推移

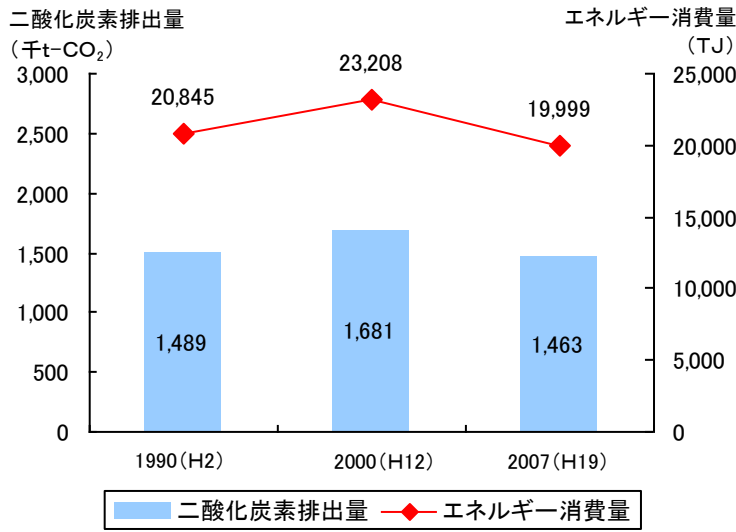


図表 1-48 製造品出荷額あたりエネルギー使用量の推移

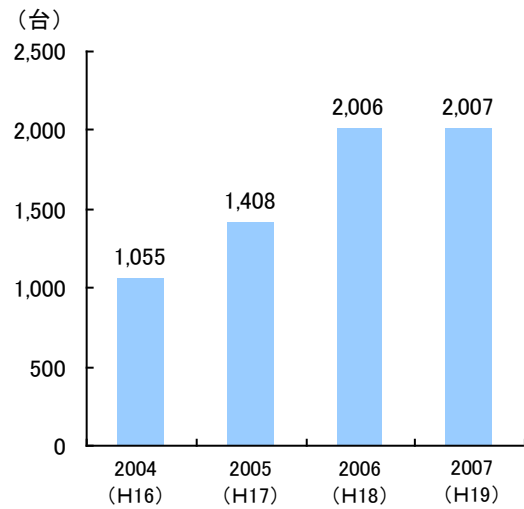


出典) 「島根県地球温暖化対策実行計画」

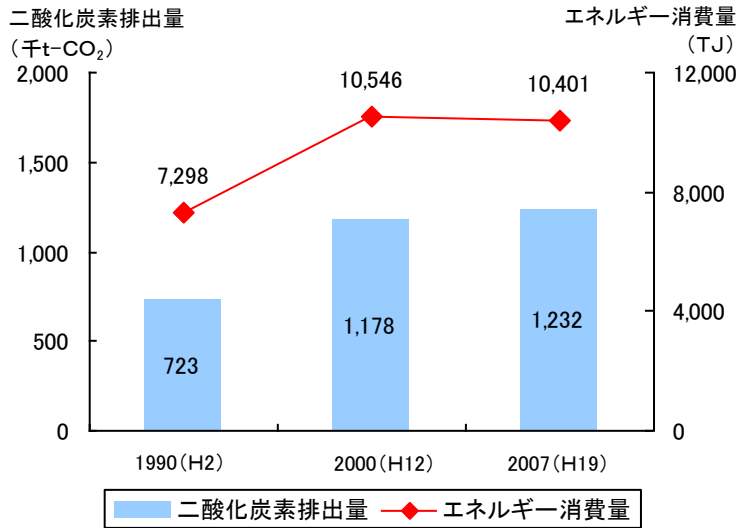
図表 1-49 運輸部門の二酸化炭素排出量・エネルギー使用量の推移



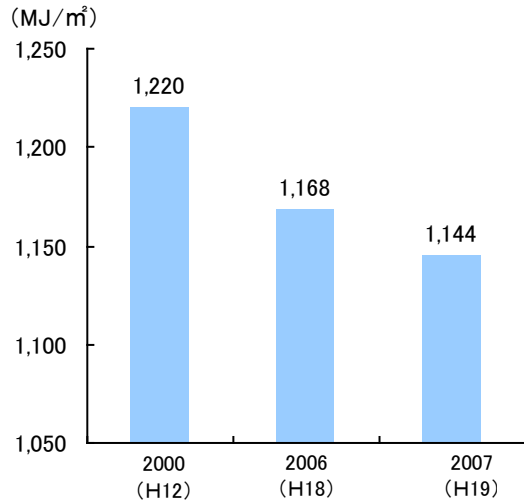
図表 1-50 県内のハイブリッドカー保有台数の推移



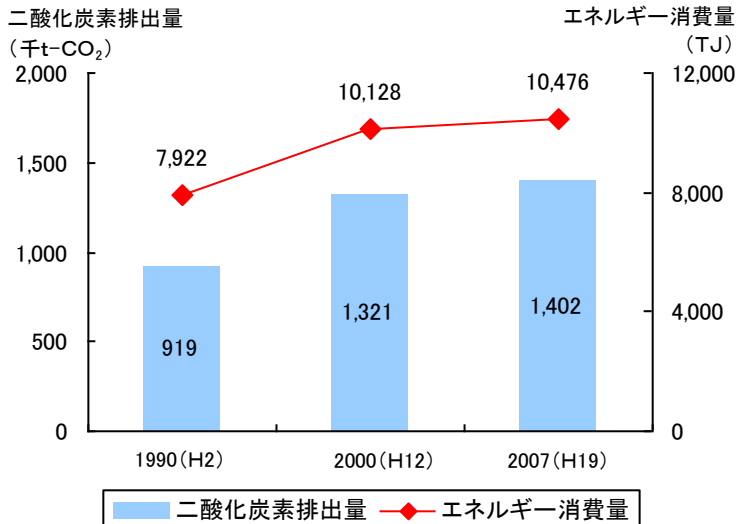
図表 1-51 民生業務部門の二酸化炭素排出量・エネルギー使用量の推移



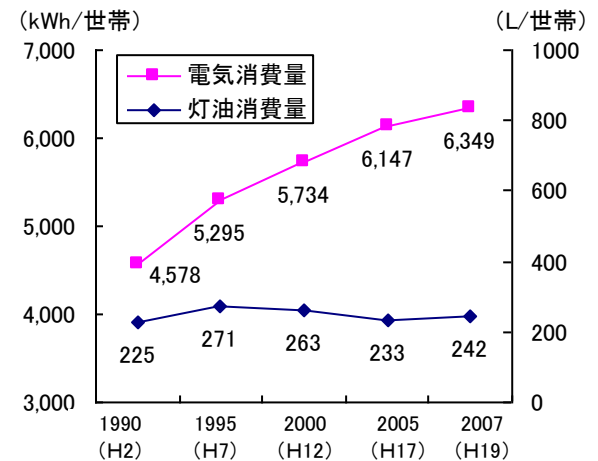
図表 1-52 床面積あたりエネルギー使用量の推移



図表 1-53 民生家庭部門の二酸化炭素排出量・エネルギー使用量の推移



図表 1-54 1世帯あたりの電力・灯油消費量の推移



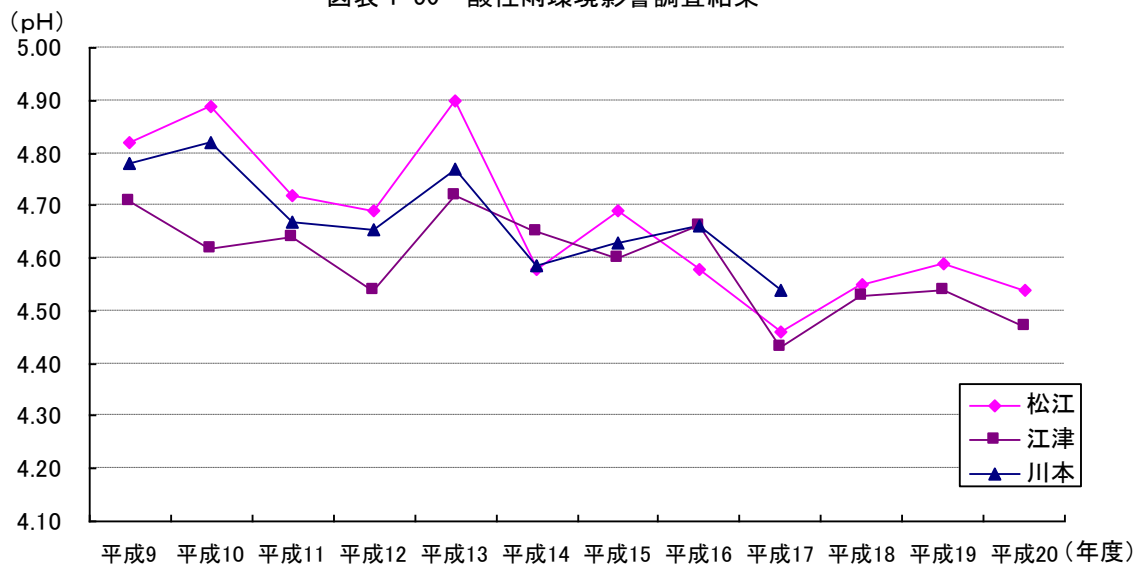
出典)「島根県地球温暖化対策実行計画」

(2) 酸性雨

酸性雨については、その実態把握と酸性化機構解明のために、県内3地点で調査を行っていた。近年は、おおよそpH4.40から4.90の間で推移しており、全国の年平均値と同レベルである。

平成20年度は、江津のpH4.47が最もpH値が低く、酸性度が高い。次いで松江は4.54、である。(川本は平成18年度以降の計測は行われていない。)

図表 1-50 酸性雨環境影響調査結果



平成9 平成10 平成11 平成12 平成13 平成14 平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 (年度)

出典)「大気汚染測定結果報告書」(島根県提供)

注) ※平成13年度川本、平成14年度江津は採取装置故障による長期欠測あり。

※平成18年度以降、川本地点の計測は行われていない。

資料2 環境指標の推移

基本目標	施策の区分	項目	旧計画策定時の数値		改定時の数値		最新の数値			
環境への負荷の少ない循環型社会の構築	大気環境の保全	○環境基準の達成率	H9		H16		H20			
		・二酸化硫黄(SO2)		100%		100%		100%		
		・一酸化炭素(CO)		100%		100%		100%		
		・浮遊粒子状物質(SPM)		100%		100%		100%		
			・二酸化窒素(NO2)		100%		100%		100%	
			・光化学オキシダント(Ox)		屋間の1時間値が環境基準を超えた時間数					
					・松江: 873時間		・松江: 534		・松江: 486	
					・江津: 820時間		・出雲: 497		・出雲: 488	
					・浜田: 1266時間		・江津: 634		・江津: 492	
					・益田: 1146時間		・安来: 531		・安来: 385	
							・浜田: 434		・浜田: 568	
							・大田: 467		・大田: 394	
							・益田: 455		・益田: 590	
			○一般環境大気測定局数	H9	4局	H16	7局	H20	7局	
			○自動車排出ガス測定局数	H9	2局	H16	2局	H20	2局	
			○自動車保有台数	H8	466,265台	H16	531,532台	H20	534,174台	
		水環境の保全	○BOD及びCODに係る環境基準の達成率	H9	52.9%	H16	82.4%	H20	85.3%	
					内訳		内訳		内訳	
						・河川: 57.1%		・河川: 95.2%		・河川: 90.4%
						・湖沼: 0.0%		・湖沼: 0.0%		・湖沼: 0.0%
					・海域: 60.0%		・海域: 80.0%		・海域: 100.0%	
			○健康項目に関わる環境基準の達成率	H9	100%	H16	100%	H20	100%	
			○海水浴場の水質状況	H10	34海水浴場中32力所	H16	34海水浴場中20力所	H20	32海水浴場中31力所	
		・AA(特に良好)及びA(良好)の箇所数								
		○公共下水道普及率	H9	18.8%	H16	33.1%	H20	39.4%		
		○合併処理浄化槽の設置基数	H9	7,930基	H16	22,602基	H20	27,244基		
		○農業集落排水処理地区数・処理人口	H9	92地区 38,100人	H16	144地区 93,899人	H20	146地区 100,160人		
		○漁業集落排水処理地区数・処理人口	H9	18地区 8,952人	H16	37地区 14,754人	H20	40地区 15,390人		
	土壌環境の保全	○地下水に係る環境基準の超過率	H9	13.5%	H16	28.5%	H20	0.0%		
	騒音・振動・悪臭の対策	○自動車騒音に係る環境基準の達成率	H8	13.2%	H16	52.3%	H21	98.80%		
		○道路交通振動に係る要請限度適合率	H8	100%	H16	100%	H19	100%		

基本目標	施策の区分	項目	旧計画策定時の数値		改定時の数値		最新の数値		
環境への社会的負担の少ない循環型	化学物質の環境リスク対策	○大気中におけるダイオキシン類濃度	H9	国の大気環境指標の10分の1以下	H16	環境基準の達成率100% (※1)	H20	環境基準の達成率100% (※1)	
		○ごみ(一般廃棄物)の総排出量	H8	247,210トン	H15	273,697トン	H20	239,650	
	資源の循環利用及び廃棄物の減量	○ごみの最終埋立量	H8	65,061トン	H15	49,507トン	H20	39,173	
		○産業廃棄物(農業を除く)の資源化率	H7	24.8%	H15	57.0%	H20	60.2%	
		○産業廃棄物(農業を除く)の最終処分量	H7	48.2万トン	H15	27.6万トン	H20	41.1万トン	
人と自然の共生の確保	自然とのふれあいの推進	○自然公園利用者数	H9	9,794千人	H15	8,263千人	H20	8,621千人	
		○県自然環境保全地域指定箇所数	H9	6箇所	H16	6箇所	H20	6箇所	
	生物の多様性の確保	○植生自然度 ・植生自然度9、10メッシュ(1km ²)数 ・植生自然度4～8メッシュ(1km ²)数	H5	70メッシュ 4,996メッシュ	H10	68メッシュ 4,988メッシュ	H10	(H10年以降データなし) 68メッシュ 4,988メッシュ	
		○耕地面積	H8	44,100ha	H16	39,765ha	H19	38,900ha	
	森林・農地・漁場の保全と活用	○森林面積	H9	486,411ha	H16	493,936ha	H20	526,519ha	
		○森林蓄積量	H9	69,420,606m ³	H16	88,080,218m ³			
	快適な生活空間の形成	○県民「一人ひとりの緑づくり」運動苗木配付数※平成19年から「できることから始めよう！身近な緑づくり運動」。	H9	33,673本(累計)	H16	111,929本(累計)	H20	143,600本(累計)	
		○史跡・名勝・天然記念物の指定件数	H10.4	174件	H17.8	189件	H21.4	188件	
	地球環境保全の推進	地球温暖化の防止	○使用電力量	H8	4,007百万kWh	H16	4,846百万kWh	H19	5247.4百万kWh
			○都市ガス供給量	H8	561,777GJ	H15	748,045GJ	H19	759,725GJ
○一世帯あたり家庭用灯油使用量			H7	730リットル	H14	557リットル	H19	446リットル	
○一世帯あたり家庭用プロパンガス使用量			H7	112.2m ³	H14	104.6m ³	H19	79.7m ³	
○県民一人あたり二酸化炭素排出量			H7	7.8トン	H14	8.1トン	H19	8.4トン	
オゾン層の保護・酸性雨対策の推進		○降水のpH(県内4地点)	H8	4.55～4.68	H16	4.58～4.66 (3地点)	H20	4.47～4.54 (2地点)	
国際的取組の推進		○県における環境技術研修生の受入数	H9	延べ7人	H16	延べ15人	H16	延べ15人 (H17年以降実績無し)	

基本目標	施策の区分	項目	旧計画策定時の数値		改定時の数値		最新の数値	
参加の促進 → 環境保全に 向けての	各主体の環境 保全 活動の促進	○環境保全基本条例制定市 町村数	H9	5市町村 (※2)	H16	8市町村 (※2)	H21	7市町
		○地域環境計画策定市町村 数	H9	2市町 (※2)	H16	5市町 (※2)	H21	7市町
		○率先実行計画等策定市町 村数	H9	0市町村 (※2)	H16	7市町 (※2)	H21	19市町村 (※2)
	参加と連携 による 地域環境づく りの促進	○グラウンドワーク(※3)活動 推進組織数	H9	1	H16	環境保全を活動内容と するNPO法人数:41	H22	環境保全を活動内容とする NPO法人数:87
共通 的・ 基盤 的な 施策 の推 進	環境に配慮 した 施策手法の 推進	○土地利用の状況 ・農用地 ・森林・原野 ・道路 ・宅地 ・その他(河川、水路、鉄 道、公園等)	H8	6.8% 78.0% 2.4% 2.2% 10.6%	H15.10	6.0% 78.9% 2.6% 2.3% 10.2%	H20	5.80% 78.8% 2.6% 2.4% 10.10%
	公害防止と 環境防災 体制の整備	○公害苦情件数	H9	278件 内訳 大気汚染:66 水質汚濁:46 騒音 :23 振動 :1 悪臭 :45 土壌汚染:0 地盤沈下:0 その他 :97	H16	490件 内訳 大気汚染:154 水質汚濁:59 騒音 :23 振動 :1 悪臭 :42 廃棄物投棄:116 その他 :95	H20	532件 内訳 大気汚染:105 水質汚濁:41 騒音 :24 振動 :0 悪臭 :42 土壌汚染:0 その他 :320

(※1)…平成11年のダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、環境基準が設定されたことにより指標を変更している。

(※2)…H9・16年は合併前の59市町村を、H21年は合併後の21市町村を全市町村数とした場合。

(※3)…住民、企業、行政等が一体となって身近な環境を見直し、改善していく地域の環境改善活動をいう。

資料3 重点プロジェクト進捗状況

進行管理項目	目標		実績					
	年度	目標の内容	年度	実績		達成状況	達成状況の要因・今後の取組等	
				事業量	事業実績(千円)			
1 きよらかな水環境保全プロジェクト								
1	水質に関する環境基準項目の達成率 人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)	H22	100%	H21	100%	969	◎	目標を達成している。 今後も監視を継続していく。
2	水質に関する環境基準項目の達成率 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目:河川)	H22	95%	H21	90.5%	2,995	○	今後も監視を継続していく。
3	水質に関する環境基準項目の達成率 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目:海域)	H22	90%	H21	100%	5,040	◎	目標を達成している。 今後も監視を継続していく。
4	ホームページ「水環境情報ステーション」サイトの開設	H22	サイトを開設	H21	開設済	0	◎	平成17年度に開設し 公開済み。目標を達成している。
5	宍道湖・中海におけるCODの生活系 負荷の削減	H22	平成8年度比5割程度を削減	H21	3,416Kg/日 →1,649.9 Kg/日(H2O) 約52%削減	0	◎	目標を達成している。
6	宍道湖・中海に流入する河川流域の 小中学生による河川調査参加校数	H22	50校	H21	49校	987	○	事前説明会を開催し、 参加校の増加を図っていく
7	汚水処理人口普及率	H22	72%	H21	70.4%	0	○	・年次計画目標を達成 ・地域の特性に応じた 効率的な整備促進 ・整備の遅れている地 域の事業促進
8	河川工事における多自然型川づくり	H22	多自然型川づくりを推進	H21	1127m	254,400	○	引き続き多自然川づくり を推進していく。
2 安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト								
9	アスベストに関する相談体制	H18～	総合相談窓口を開設するなど相談体制を強化	H21	フリーダイヤルの相談窓口の継続	0	◎	今年度も引き続きフリーダイヤルによる相談業務を実施していく。
10	アスベスト対策の周知・情報提供	H18～	広報啓発活動や研修会などを通じ情報を提供	H21	ホームページ等による救済制度周知、啓発	0	◎	引き続き啓発活動等を実施する。
11	ダイオキシン類に係る環境基準達成率	H22	100%	H21	100%	7,058	◎	目標を達成している。
12	市町村のごみ焼却施設数	H22	12施設(広域化を進めH16年度から1施設減らす)	H21	13施設	1,942	○	H19年度に着工、H22年度に完成予定。その後2施設廃止予定。
13	市町村のごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の排出削減割合	H22	H15年度比3割以上を削減	H21	8割削減	0	◎	順調に削減されている。
14	馬潟工業団地周辺水路におけるダイオキシン類に汚染された底質の除去	H19	除去を完了	H21	・対策工法検討 ・対策事業に係る費用負担計画の策定	14,059	○	H21年度に検討した対策工法及び費用負担計画に基づいてH22年度に対策工事を実施する。
15	PRTR制度の普及啓発	H18～	対象事業者からの確実な届出提出を表現	H21	305件(届出処理件数)	0	◎	引き続き制度の普及啓発を実施していく。
16	PRTRデータの活用の推進	H18～	事業者、県民、行政が相互理解を図るための場づくりを推進	H21	2回(化学物質取扱事業者向け説明会開催数)	56	◎	実施方法を見直し、効果的な活用策を探る。

進行管理項目	目標		実績					
	年度	目標の内容	年度	実績		達成状況	達成状況の要因・今後の取組等	
				事業量	事業実績(千円)			
3 環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」推進プロジェクト								
17	一般廃棄物の処理(排出量)	H22	H11年度(258千トン)比5%以上を削減(目標 245千トン)	H21	242千トン(H20実績)	830	◎	引き続き減量化を働きかけていく。
18	一般廃棄物の処理(再生利用率)	H22	28%以上(サーマルリサイクル量を考慮する場合は32%以上)	H21	21.8%(H20実績)		○	引き続き再生利用を働きかけていく。
19	一般廃棄物の処理(最終処分量)	H22	H11年度(55千トン)比51%以上削減(目標 27千トン)	H21	39千トン(H20実績)		○	引き続き最終処分量の削減を働きかけていく。
20	産業廃棄物(農業以外)の処理(排出量)	H22	H11年度(1,622千トン)と同等以下	H21	1,612千トン(H20実績)	830	○	引き続き減量化を働きかけていく。
21	産業廃棄物(農業以外)の処理(再生利用率)	H22	64%以上	H21	60.2%(H20実績)		○	引き続き再生利用を働きかけていく。
22	産業廃棄物(農業以外)の処理(最終処分量)	H22	H11年度(441千トン)比52%以上削減(目標 212千トン)	H21	411千トン(H20実績)		○	引き続き最終処分量の削減を働きかけていく。
23	産業廃棄物(農業)の処理(家畜ふん尿再生利用率)	H22	100%	H21	99%	609	○	引き続き家畜糞尿利用率向上に向けて働きかけていく。
24	産業廃棄物(農業)の処理(廃プラスチック類の再生利用率)	H22	80%	H21	94.0%	62	◎	引き続きリサイクル率向上に向けて働きかけていく。
25	県民の循環型社会に関する関心度	H22	100%	H21	95.1%(H20実績)	4,644	○	今後ともごみ減量化や再生利用等を推進するため啓発を進めていく。
26	エコショップ認定店舗数	H22	300店舗	H21	累計264店舗		○	今後ともごみ減量化や再生利用等を推進するため働きかけていく。
27	グリーン製品認定製品数	H22	120品目	H21	115品目	6,073	○	引き続きリサイクル製品の普及、販売促進を働きかけていく。
28	公共関与による産業廃棄物最終処分場の管理型容量の確保	H22	75.3万m ³	H21	75.3万m ³ (H19完了)	0	◎	H19年11月工事完了、供用開始。
4 循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト								
29	資源循環型技術開発補助金により支援する研究開発件数	H19	累計9件	H21	累計7件(H21補助採択2件)	17,831	×	目標件数には届いていないが、今後も優良な案件については本事業による支援を行っていくとともに、産業技術センター等で資源循環に係る基礎研究を行い企業における実証研究の支援を行う。
30	環境・エネルギー産業の企業誘致	H18～	誘致活動の重点分野の一つとする	H21	1社	0	◎	太陽光発電の部品製造を行う事業所1社の立地計画を認定した。引き続き、環境・省エネルギーに配慮した企業誘致を推進する。

進行管理項目	目標		実績					
	年度	目標の内容	年度	実績		達成状況	達成状況の要因・今後の取組等	
				事業量	事業実績(千円)			
5 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト								
31	三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の入場者数	H19	70万人	H21	・三瓶自然館 入場者数 206,208人	304,500	◎	・3回の企画展や関連イベント、広報営業活動に精力的に取り組み利用者の増加に努めた。
				H21	・しまね海洋館 入場者数 458,619人	193,000		平成21年度目標430,000人を達成した。
				H21	・宍道湖自然館 入場者数 114,042人	103,100		今後もさらなる魅力向上により、入場者数の維持に努めていく。
32	自然観察モデルコースの選定	H22	20か所	H21	通算16箇所 (H21選定0箇所)	0	△	実績は0だが選定されたコースの案内を行うガイド養成を強化することによりモデルコースの有効活用に繋げる。
33	みんなでつくる自然観察の森の選定	H22	新たに5か所	H21	通算2箇所(H21選定0箇所)	0	○	みんなで守る郷土の自然と合わせて年1箇所を選定することに変更し、取り組んでいる。(総合発展計画)
34	ボランティアを対象とした研修会の開催	H22	3回/年	H21	3回	215	○	今後も計画的に実施していく。
35	県立自然公園の公園計画	H22	公園計画を見直す	H21	なし	0	○	必要性に応じて順次見直しを行っていく。
36	県民1人あたりの公園面積(都市計画区域内)	H22	概ね20m ²	H21	17.5m ² /人	1,395,550	○	引き続き都市公園の整備に取り組むと共に、利用者に安全・安心な公園施設を提供し、公園利用者の拡大を図っていく。
37	自転車道の整備	H22	46.6Km	H21	H21 L=73m 累計 46.5km	205,830	○	概ね順調に進捗している。
38	鳥獣保護区の指定	H22	85か所	H21	81か所	256	△	県内の鳥獣被害区域が拡大しているため、既指定鳥獣保護区の更新が困難になりつつあるが、地域住民等との合意形成を図りながら、できるだけ指定数を維持したい。
39	特別保護地区の指定	H22	12か所	H21	12か所		◎	現在の特別保護地区を引き続き指定し、指定数を維持したい。
40	「みんなで守る郷土の自然地域」の選定	H22	55か所	H21	通算55箇所 (H21選定1箇所)	393	◎	みんなでつくる自然観察の森と合わせて年1箇所を選定することに変更し、取り組んでいる。(総合発展計画)
41	絶滅危惧I類から抽出する重点対策種18種の保護対策	H22	適正な保護対策を講じる	H21	13種	1,701	△	希少野生動植物の保護に関する条例を制定した。今後は条例で対応する。
42	ラムサール条約登録湿地の「賢明な利用」のための県民の交流や情報交換等の機会の回数	H18~	3回以上/年	H21	3回	969	◎	
43	景観形成住民協定の認定件数	H22	70件	H21	61件	0	△	継続して市町村に対して働きかけを行う。
44	築地松保全協定数	H22	150件	H21	156件	4,254	◎	築地松が残存している地区では概ね住民協定が締結されている。
45	電線類地中化延長	H20	35km	H21	H21 L=795m 累計 31.3km	道路維持課 612,770 都市計画課 80,417	×	今後も関係予算を増額し、事業の促進を図っていく。
46	景観条例・景観形成基本計画の策定市町村数	H22	13市町村	H21	6市町	0	△	継続して市町村に対して働きかけを行う。

進行管理項目	目標		実績					
	年度	目標の内容	年度	実績		達成状況	達成状況の要因・今後の取組等	
				事業量	事業実績(千円)			
6 恵み豊かな森林・農地の保全と活用プロジェクト								
47	間伐実施面積(10年間の総量)	H22	31,780ha	H21	H16~H21 累計 35,278ha (H21 実績 6,650ha 見込み)	769,056	◎	順調に事業実施が図られ、目標を達成した。
48	松くい虫被害量	H22	20,000m ³	H21	20,136m ³	148,032	○	概ね順調に進捗している。
49	荒廃森林再生面積	H21	3,500ha	H21	3,562ha	181,246	◎	引き続き、荒廃森林の再生に取り組んでいく。
50	地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数	H22	21市町村(全市町村)	H21	16市町村		○	引き続き全市町村策定に向け推進を図る
51	建築材利用等における県産スギ・ヒノキ材の供給量	H22	159,000m ³ 以上	H21	174,000m ³	0	◎	引き続き、県産材の安定供給に取り組んでいく。
7 「地球を守る」しまね地球温暖化防止プロジェクト								
52	二酸化炭素排出量の削減率	H22	H2年度比2%削減	H21(H19)	13.4%増加(H19排出量)	163,353	△	最新のH19排出量は産業部門や家庭部門で増加している。県民や事業者が参加できる「しまねCO ₂ ダイエット作戦」の展開や、グリーンニューディール基金を活用した設備更新などにより目標の達成を目指していく。
53	「エコライフチャレンジしまね」の参加者数	H22	10,000人	H21	6,999人	4,176	○	「しまね地球温暖化防止県民運動」の取り組みを推進し、目標達成に努めていく。
54	「ストップ温暖化宣言」の参加事業者数	H22	1,050社	H21	1,603社	5,400	◎	事業者の環境配慮型経営に対する意識の向上から、登録数が順調に増加し、目標を達成した。
55	地球温暖化対策地域協議会の設置市町村数	H22	21市町村(全市町村)	H21	10	2960	○	地域協議会の設立や活動の活性化を図ることを目的とした助成事業を継続する。
56	主要交通渋滞ポイントの解消数	H19	3か所	H21	5か所 H18:3(玉湯、中吉田、須子) H19:2(商工会館前、渡橋中央)	0	◎	一般国道9号出雲バイパスの開通により出雲市内の2箇所の渋滞ポイントが解消した。
57	低公害車の保有率(軽自動車を除く)	H22	50%	H20	44.10%	0	○	平成19年度から5ポイント伸びており、目標の達成に向け、引き続き県民への普及啓発を行っていく。
58	地域新エネルギー導入による二酸化炭素排出削減量	H22	149,000トン	H21	194,400トン	44,646	◎	大規模な風力発電施設の建設等により目標が達成できた。今後も太陽光発電やクリーンエネルギー自動車等の増加が見込まれる。

進行管理項目	目標		実績					
	年度	目標の内容	年度	実績		達成状況	達成状況の要因・今後の取組等	
				事業量	事業実績(千円)			
8 みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト								
59	県内の小中高校・特殊教育学校における「学校版エコライフチャレンジしまね」への参加率	H22	100%	H21	57%	260	○	義務教育課・高校教育課等と連携し、目標達成を目指す。
60	こどもエコクラブの交流会開催数	H18～	2回以上/年	H21	2回	630	◎	目標を達成している。今後も引き続き開催していく。
61	環境アドバイザー派遣数	H22	20回以上	H21	29回	285	◎	目標を達成している。今後も制度の普及に努めていく。
62	緑の少年団数	H22	90団	H21	99団	1,476	◎	今度とも団数の増となるよう取り組んでいく。
63	環境保全活動に関するNPO法人数	H22	100法人以上	H21	87法人		△	H21 年度中に7法人の増。概ね順調に推移している。
64	(財)しまね自然と環境財団と環境保全活動団体との交流会開催数	H18～	10回以上/年	H21	12回	3,618	◎	目標を達成している。今後も引き続き実施していく。
65	(財)しまね自然と環境財団と環境保全活動団体との共同企画事業数	H18～	1回以上/年	H21	6回	480	◎	目標を達成している。今後も引き続き実施していく。
66	地域の人・自然環境資源を活用した「しまね田舎ツーリズム」	H18～	推進する	H21	新規登録16団体	7,567	◎	取組は着実に広がっている。今後は、県内でのさらなる実践者の掘り起こしと、県内外へのPRを拡大し、一層の交流促進を図っていく。
67	島根、鳥取県民参加による宍道湖・中海一斉清掃の実施数	H18～	1回以上/年	H21	1回	468	◎	今後も関係自治体が連携して継続実施していく。

◎：達成済み

○：目標年度までには達成する見込み

△：目標年度までには達成困難

×：目標年度までに達成できなかった

資料4 意識調査結果

I. 調査概要

I-1. 調査目的

環境問題や島根県の環境政策等に対する島根県民、事業者、環境保全活動団体、市町村行政の考えや要望等を把握し、現計画策定・改訂時に実施した意識調査結果との比較なども参考としながら、県民ニーズに沿った第2期島根県環境基本計画策定のための重要な資料として活用する。

I-2. 調査項目

対象	県民	事業者	環境保全活動団体	市町村行政
項目	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題一般（関心等） 地域の環境 環境に関する行動 環境保全活動への参加 環境情報の取得 環境行政 	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題への関心 環境保全への取組体制 環境保全への取組 環境ビジネス 事業者の役割 環境行政 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動への取組 行政、他団体との連携 環境行政 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全への取組 環境保全活動を実践する団体 環境関連計画等の策定状況

I-3. 調査方法等

対象	県民	事業者	環境保全活動団体	市町村行政
調査地域	島根県全域			
標本数	2,100	1,000	110	21
回収数	908 (43.2%)	566 (56.6%)	55 (50.0%)	21 (100%)
抽出方法	市町村別による無作為抽出	市町村－業種別による無作為抽出	県内 NPO 法人登録団体・「島根いきいき広場」登録団体のうち、環境活動を実践している団体から抽出	島根県内全市町村
調査方法	郵送による配布・回収			県・市町村定期便
調査期間	平成22年6月28日（月）～7月16日（金）			

【本文中の記号等の見方】

○ 囲み箇所・特に注目して欲しい数字を示しています。

□ 囲み箇所・調査結果の分析内容を記述しています。

.....箇所・第2期計画を検討する上で特に重要と思われる箇所を示しています。

II. 調査結果

II-1. 県民アンケート調査結果

■回答者の特性

		実数(n)	比率(%)
総計		908	100.0%
居住地 1	松江市	238	26.2%
	浜田市	90	9.9%
	出雲市	165	18.2%
	益田市	79	8.7%
	大田市	45	5.0%
	安来市	41	4.5%
	江津市	35	3.9%
	雲南市	41	4.5%
	東出雲町	10	1.1%
	奥出雲町	12	1.3%
	飯南町	4	0.4%
	斐川町	32	3.5%
	川本町	7	0.8%
	美郷町	12	1.3%
	邑南町	23	2.5%
	津和野町	15	1.7%
	吉賀町	8	0.9%
	海士町	3	0.3%
	西ノ島町	2	0.2%
	知夫村	3	0.3%
	隠岐の島町	22	2.4%
無回答	21	2.3%	
居住地 2	市部	734	80.9%
	郡部	153	16.9%
	無回答	21	2.3%

		実数(n)	比率(%)
性別	男性	686	75.6%
	女性	205	22.6%
	無回答	17	1.9%
年齢	20歳未満	1	0.1%
	20歳代	2	0.2%
	30歳代	26	2.9%
	40歳代	107	11.8%
	50歳代	199	21.9%
	60歳代	260	28.6%
	70歳以上	302	33.3%
無回答	11	1.2%	
家族構成	一人暮らし	66	7.3%
	夫婦だけ	302	33.3%
	2世代同居	355	39.1%
	3世代同居	119	13.1%
	その他	58	6.4%
	無回答	8	0.9%

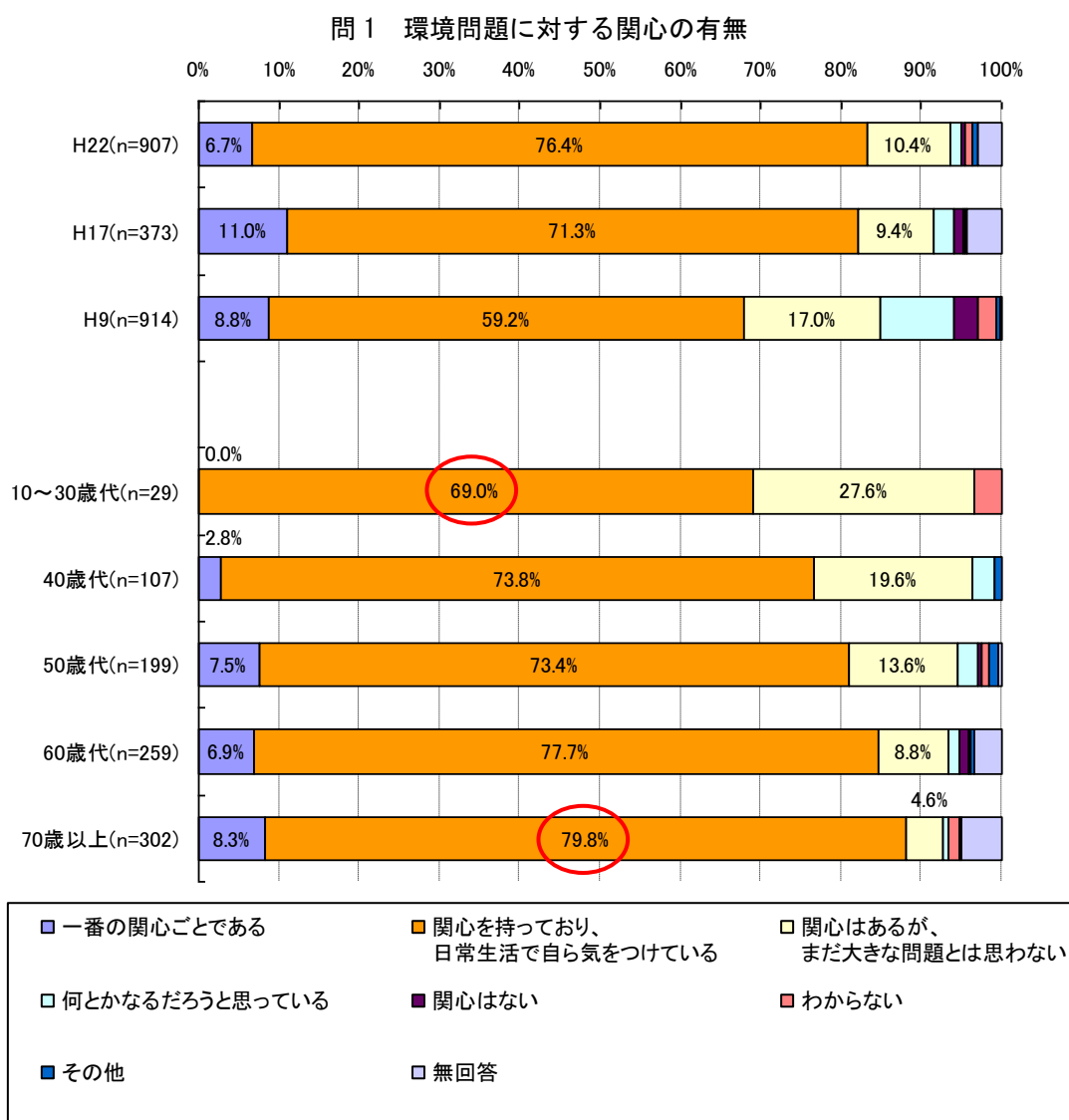
■環境問題一般について

1. 環境問題に対する関心の有無

問1 環境問題に対する関心の有無

「関心を持っており、日常生活で自ら気をつけている」(76.4%) が最も多い。「一番の関心ごとである」「関心はあるがまだ大きな問題とは思わない」との合計は 93.5% となり、大部分が環境問題になんらかの関心を持っている。環境問題への関心は、H9 調査時から徐々に増加している。

年齢別に見ると、年代があがるごとに、「関心を持っており、日常生活で自ら気をつけている」の割合が高くなり、10～30 歳代の 69.0% に対して 70 歳以上では 79.8% となる。



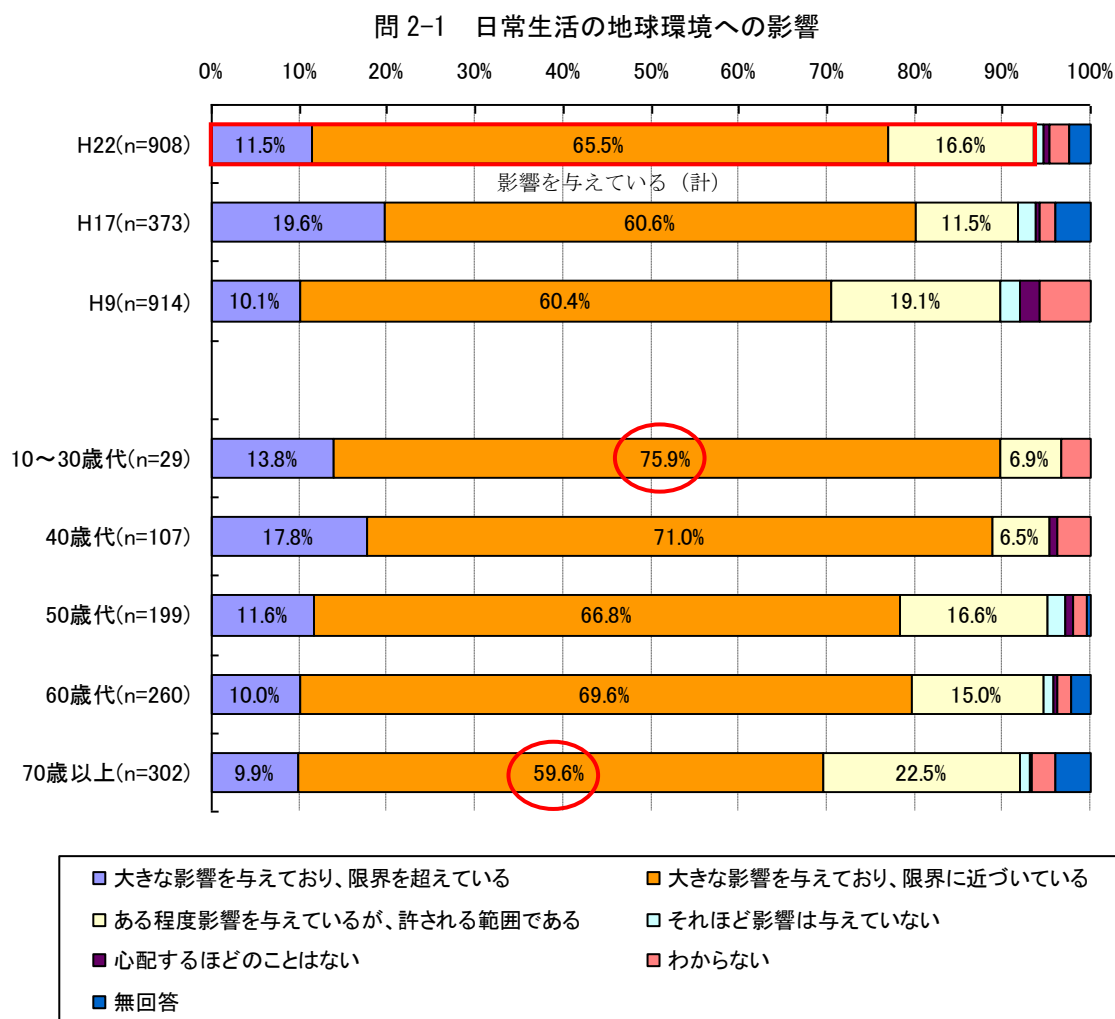
- ・ 大部分の県民が環境問題に関心を持っている一方で、さほど大きな問題として捉えていない県民も 1 割程度存在し、10～30 歳代では約 3 割となる。
- ・ 年齢層が高くなるにつれて、環境問題への関心及び率優先的な行動を実践する割合が高くなっている。

2. 環境問題への関心

問 2-1 日常生活の地球環境への影響

「大きな影響を与えており、限界に近づいている」(65.5%)が最も多い。「大きな影響を与えており、限界を超えている」「ある程度影響は与えているが、許される範囲である」との合計は93.6%となり、大部分の回答者が、日常生活が地球環境に影響を与えていることを認識している。この割合は、H9 調査時から徐々に増加している。

年齢別に見ると、年代があがるごとに、「大きな影響を与えており、限界に近づいている」の割合が低くなり、10～30歳代の75.9%に対して70歳以上では59.6%となる。



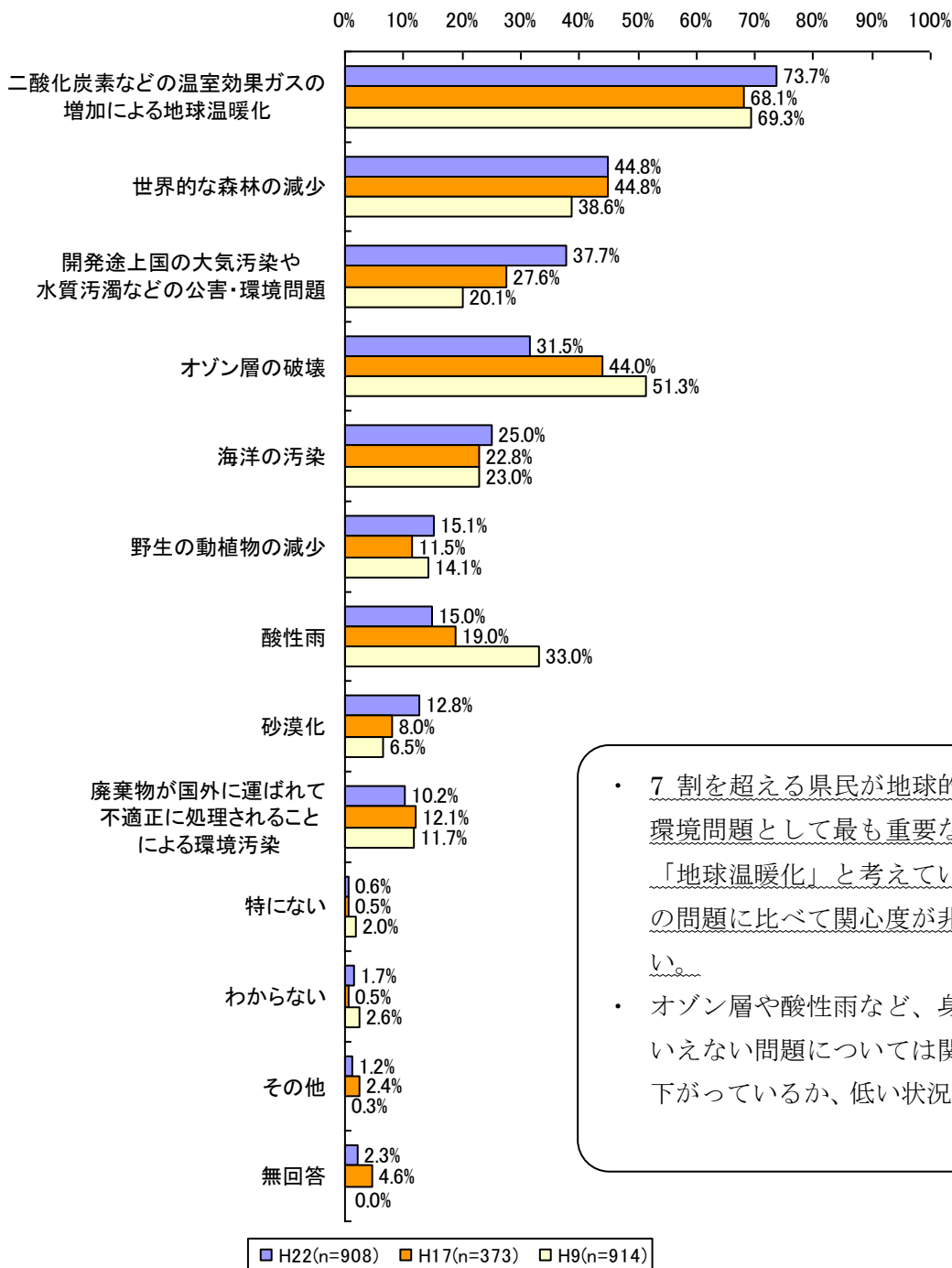
- ・ 大部分の県民が、自らの日常生活が環境に影響を与えていると認識している。
- ・ ただし、そのうち2割は「許される範囲である」と考えている。
- ・ 年齢層が高くなるほど、環境問題を喫緊の問題として捉える意識は低い。

問 2-2 地球的規模の環境問題について関心があるもの

「二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化」(73.7%)が最も多く、次いで「世界的な森林の減少」(44.8%)、「開発途上国の大気汚染や水質汚濁などの公害・環境問題」(37.7%)となる。

多くの環境問題について、H9 調査時に比べて H22 調査時の割合が高くなっているが、「オゾン層の破壊」と「酸性雨」については、ともに H9 調査時から 20%程度低くなっている。

問 2-2 地球的規模の環境問題について関心があるもの

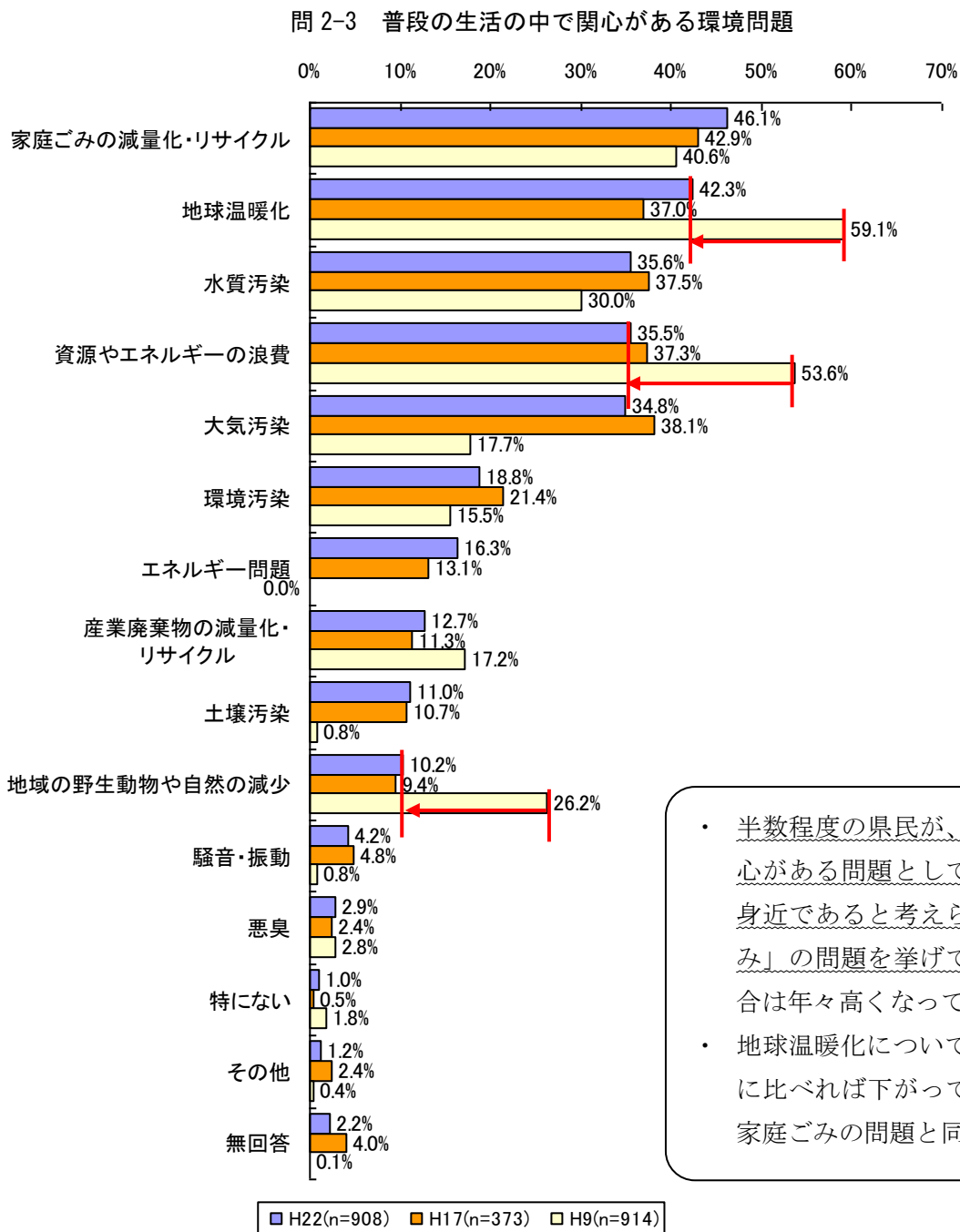


- ・ 7割を超える県民が地球的規模の環境問題として最も重要なものを「地球温暖化」と考えている。他の問題に比べて関心度が非常に高い。
- ・ オゾン層や酸性雨など、身近とはいえない問題については関心度が下がっているか、低い状況にある。

問 2-3 普段の生活の中で関心がある環境問題

「家庭ごみの減量化・リサイクル」(46.1%) が最も多い。次いで、「地球温暖化」(42.3%)、「水質汚染」(35.6%) となる。

「家庭ごみの減量化・リサイクル」については H9 調査時に比べて H22 調査時の割合が高くなっている一方で、「資源やエネルギーの浪費」「地球温暖化」「地域の野生動物や自然の減少」については、H9 調査時に比べて H22 調査時は大幅に割合が下がっている。



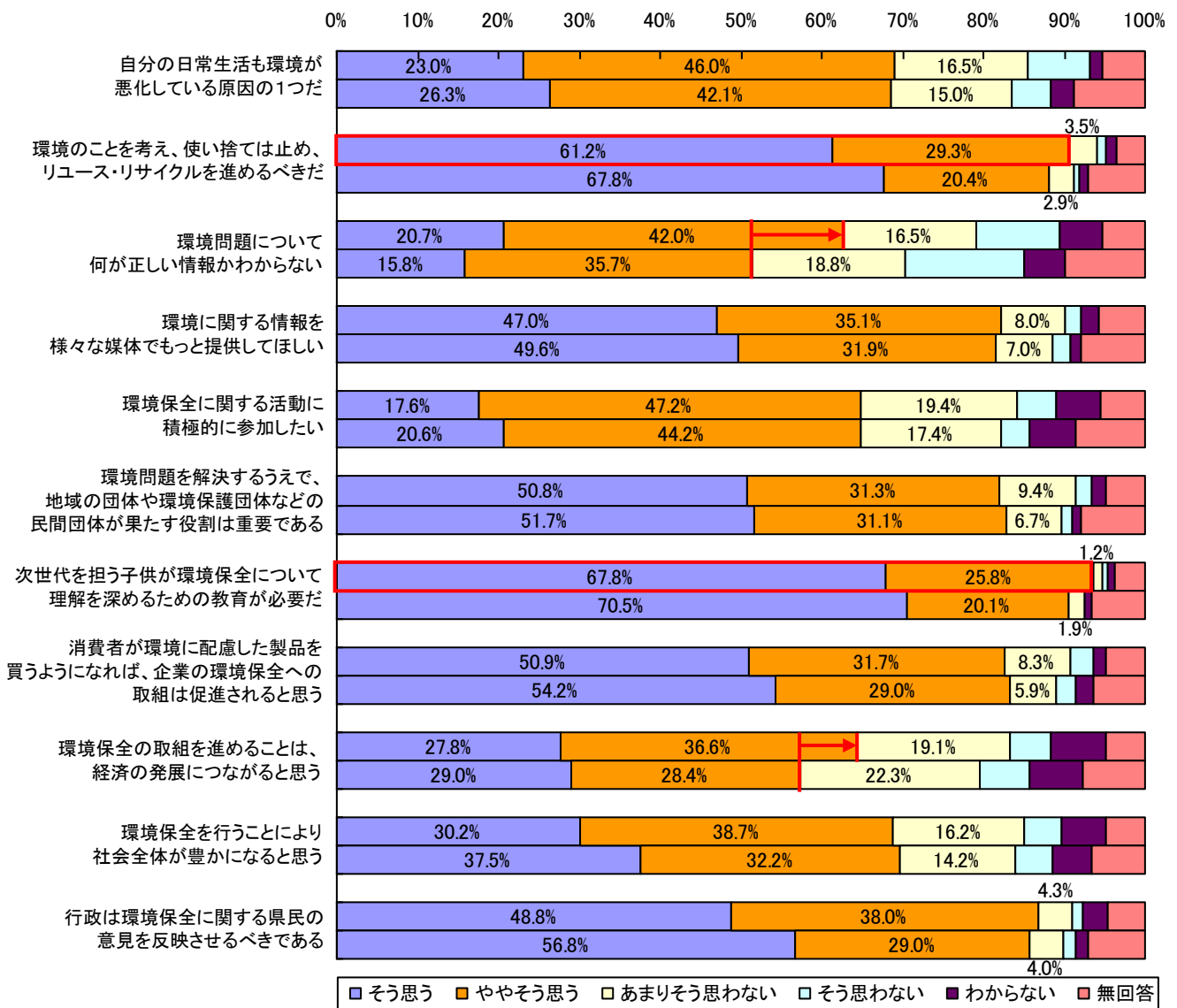
3. 環境問題に対する考えかた

問3 環境問題に対する考え

「次世代を担う子供が環境保全について理解を深めるための教育が必要だ」が、「そう思う」と「ややそう思う」の合計が最も多く（93.6%）、次いで「環境のことを考え、使い捨ては止め、リユース・リサイクルを進めるべきだ」（90.5%）となる。

「環境問題について何が正しい情報かわからない」や「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながると思う」が、H17 調査時に比べて H22 調査時の割合が高くなっている。

問3 環境問題に対する考え



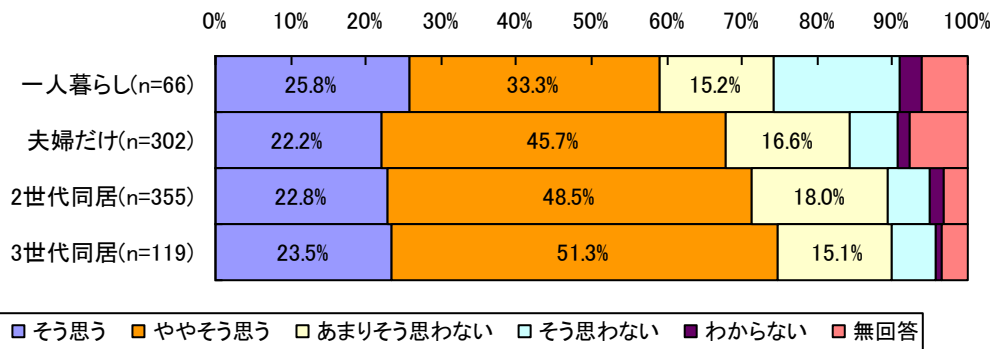
各項目上段が H22 調査時 (n=907)、下段が H17 調査時 (n=373)

- ・ 子どもたちの環境教育を推進することについて、大部分の県民が重要な課題として捉えている。
- ・ 環境保全の取組を進めることが、経済の発展につながると思う県民が増えている。
- ・ 環境問題に対する正確な情報の提供を要望する声が高まっている。

問 3-1 「自分の日常生活も環境が悪化している原因の1つだ」

居住形態によって意識の差異が見られる。一人暮らしの場合は「そう思う」「ややそう思う」の合計が 59.1%であるが、3世代同居では 74.8%となる。

問 3-1 「自分の日常生活も環境が悪化している原因の1つだ」(居住形態別)

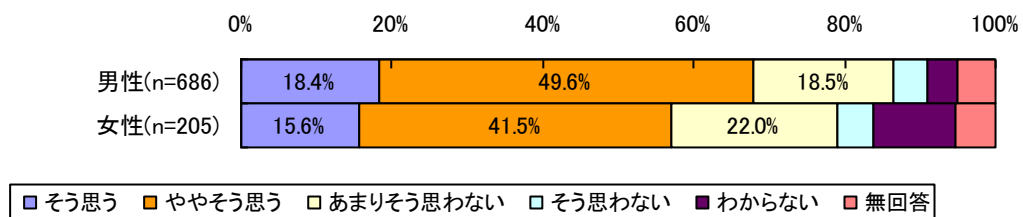


- ・ 複数の世代が同居している家庭ほど、日常生活による環境への影響について敏感に感じている。
- ・ 一人暮らしの場合、全て自らごみの処理をすることから環境問題と直接向き合うことが多い反面、複数世代の同居ほど、家庭から排出される廃棄物の量は多くないと考えられ、日常生活と環境との関係についての意識があまり高くない。

問 3-5 「環境保全に関する活動に積極的に参加したい」

性差による意識の差異が見られる。男性の場合は「そう思う」「ややそう思う」の合計が 68.0%であるが、女性では 57.1%となる。

問 3-5 「環境保全に関する活動に積極的に参加したい」(性別)

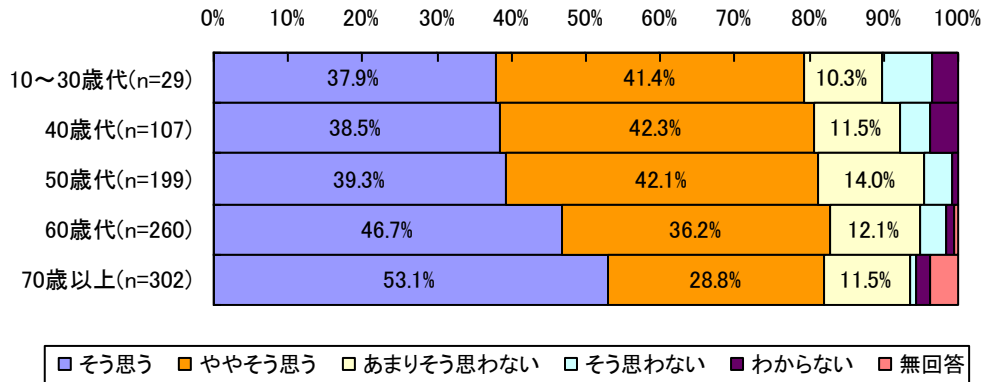


- ・ 女性に比べて男性の方が、環境活動への参加意識が高い。男性の場合は仕事を通じた参加という場合も考えられること、女性の場合は家事など家庭の状況によって参加できない・わからないと考えている場合があると思われる。

問 3-6 「環境問題を解決するうえで、地域の団体や環境保護団体などの民間団体が果たす役割は重要である」

年齢差による意識の差異が見られる。10～30 歳代は「そう思う」が 37.9%だが、年齢が高くなるにつれてその割合が高くなり、70 歳以上は 53.1%となる。

問 3-6 「環境問題を解決するうえで、地域の団体や環境保護団体などの民間団体が果たす役割は重要である」(年齢別)

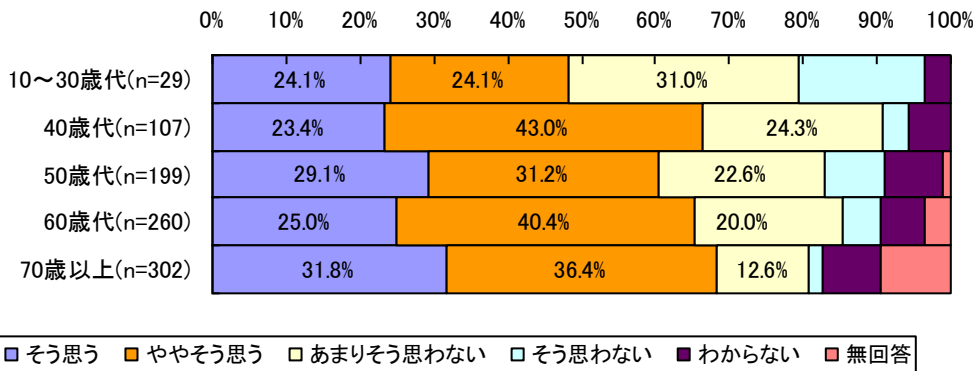


- 「そう思う」と「ややそう思う」の合計は年齢差が見られないが、「そう思う」について年齢が高くなるほどに「そう思う」の割合が高い。団体の役割が重要であることは共通認識であり、年齢が高いほどにその重要性をより強く感じているといえる。

問 3-9 「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながると思う」

年齢差による意識の差異が見られる。10～30 歳代は「そう思う」「ややそう思う」の合計が 48.2%だが、年齢が高くなるにつれてその割合が高くなり、70 歳以上は 68.2%となる。

問 3-9 「環境保全の取組みを進めることは、経済の発展につながると思う」(年齢別)

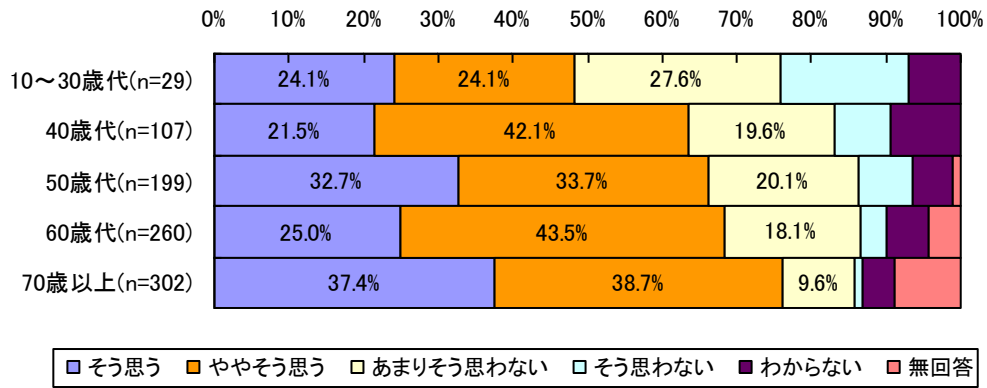


- 実際に環境ビジネスに携わる機会が少ないことから、若い世代では環境保全と経済発展とのつながりについての認識が薄いと考えられる。
- 40 歳代以上は、いずれの年代も 6 割以上が環境保全と経済発展とのつながりを意識している。

問 3-10 「環境保全を行うことにより社会全体が豊かになると思う」

年齢差による意識の差異が見られる。10～30 歳代は「そう思う」「ややそう思う」の合計が 48.2%だが、年齢が高くなるにつれてその割合が高くなり、70 歳以上は 76.1%となる。

問 3-10 「環境保全を行うことにより社会全体が豊かになると思う」(年齢別)



・ 年齢が高いほど、環境を守ることが、社会全体の豊かさにつながると認識している。

■地域の環境について

4. 周辺環境の満足度

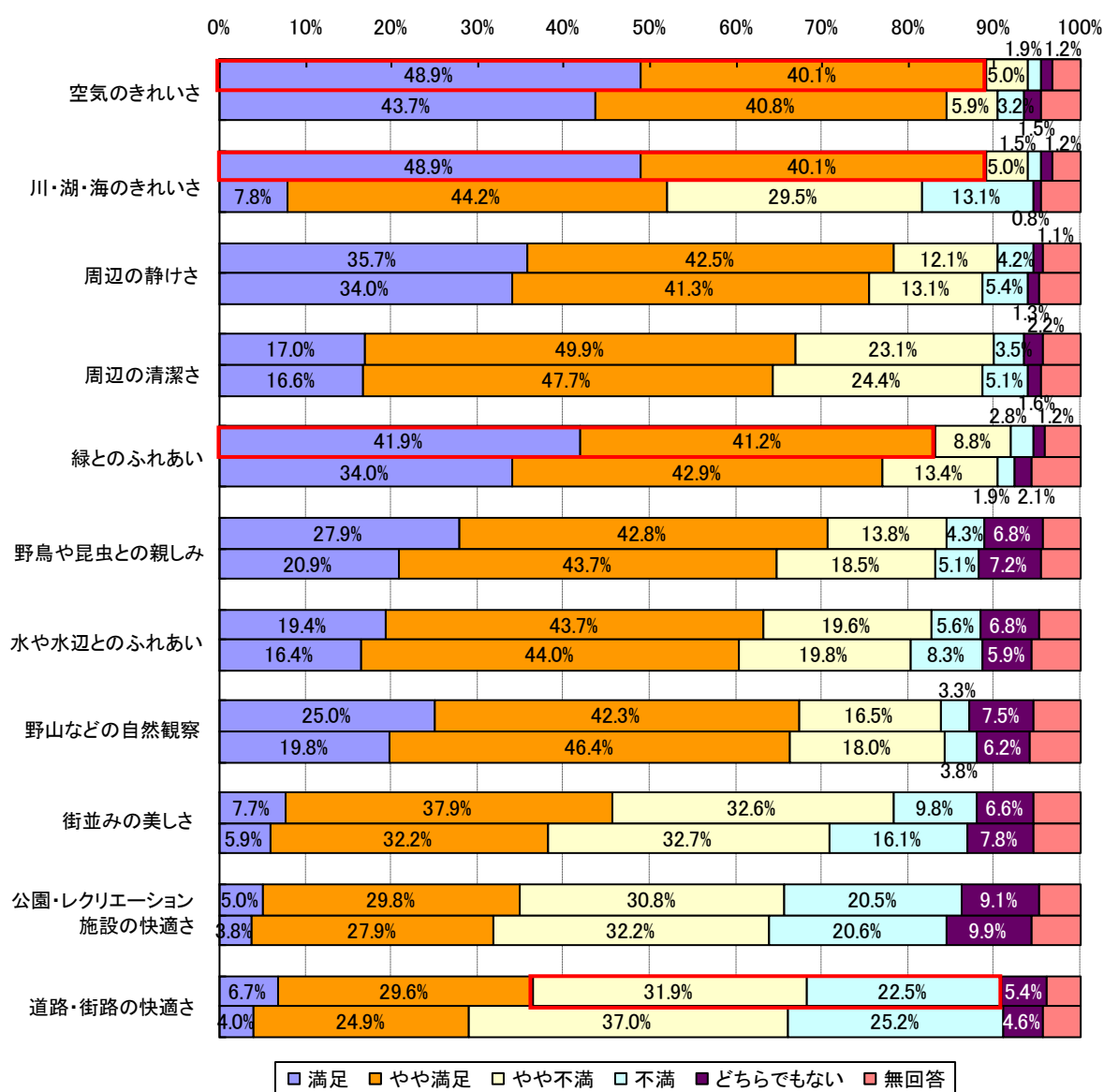
問4 現在住んでいる地域の環境の満足度

「満足」「やや満足」の合計が最も高いのは、「空気のきれいさ」「川・湖・海のきれいさ」（ともに89.0%）であり、次いで「緑とのふれあい」（83.1%）となる。

「やや不満」「不満」の合計が最も高いのは、「道路・街路の快適さ」（54.4%）である。

全ての項目について、H17 調査時に比べて「満足」「やや満足」の割合が高くなっている。特に、「川・湖・海のきれいさ」については、「不満」「やや不満」の割合が42.6%から6.5%へと大幅に下がっている。

問4 周辺環境の満足度

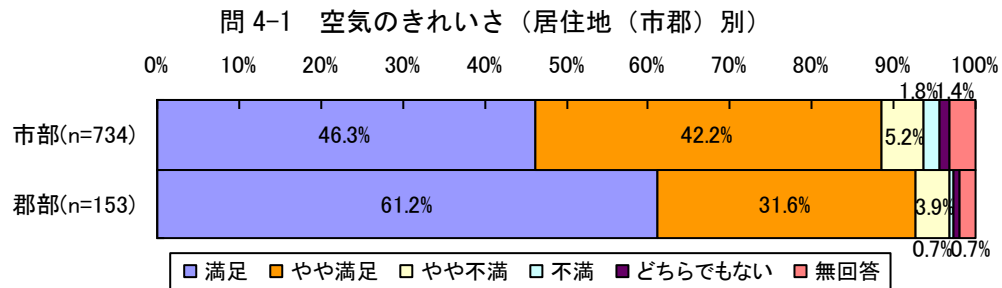


各項目上段が H22 調査時 (n=907)、下段が H17 調査時 (n=373)

・ 空気のきれいさや川・湖・海のきれいさが高く評価されており、特に水環境の評価が大幅に高くなっていることは、豊かな水環境に恵まれた島根県の特徴であるといえる。

問 4-1 「空気のきれいさ」

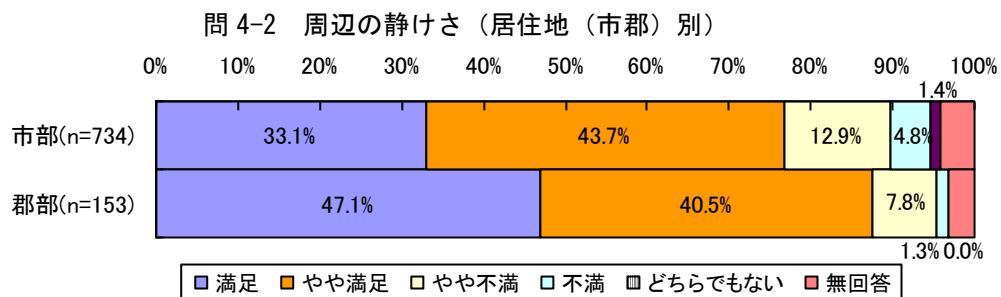
居住地による意識の差異が見られる。市部では「満足」が46.3%であるのに対し、郡部では61.2%となっている。また、郡部では「満足」「やや満足」の合計が92.8%となり、大部分が空気のきれいさに満足感を抱いている。



- ・ 空気のきれいさは全体で見ると評価が最も高いものの、市部と郡部で「満足」が約15%差があることは、特に市部における大気環境を保全することが重要となる。

問 4-3 「周辺の静けさ」

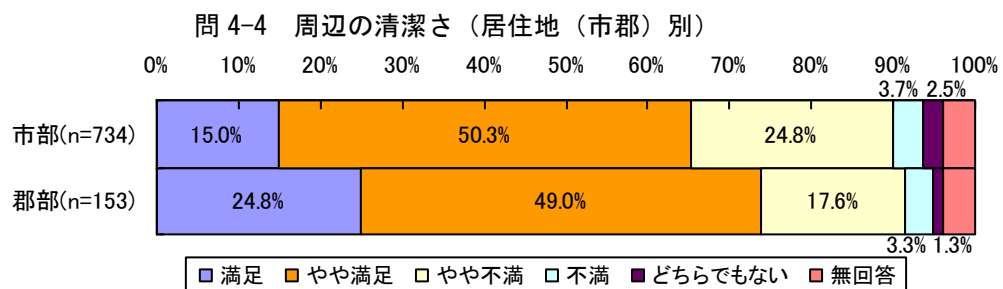
居住地による意識の差異が見られる。市部では「満足」が33.1%であるのに対し、郡部では47.1%となっている。



- ・ 市部では「不満」が約13%と、家庭や事業所等からの騒音が影響していると思われる。

問 4-4 「周辺の清潔さ」

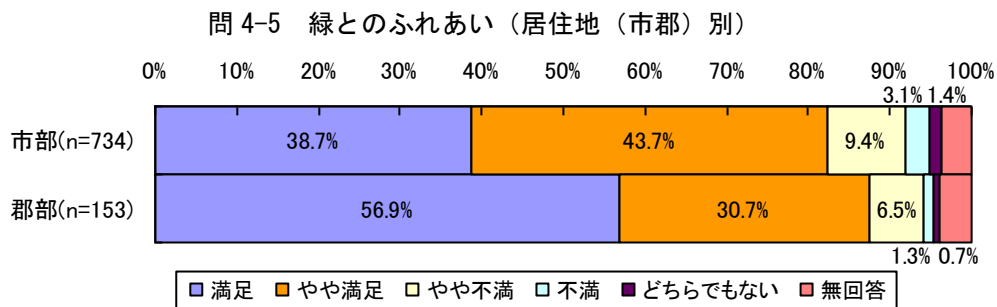
居住地による意識の差異が見られる。市部では「満足」が15.0%であるのに対し、郡部では24.8%となっている。



- ・ 市部では「不満」が約4分の1となり、ごみの不法投棄や落書きなども影響していると思われる。

問 4-5 「緑とのふれあい」

居住地による意識の差異が見られる。市部では「満足」が38.7%であるのに対し、郡部では56.9%となっている。

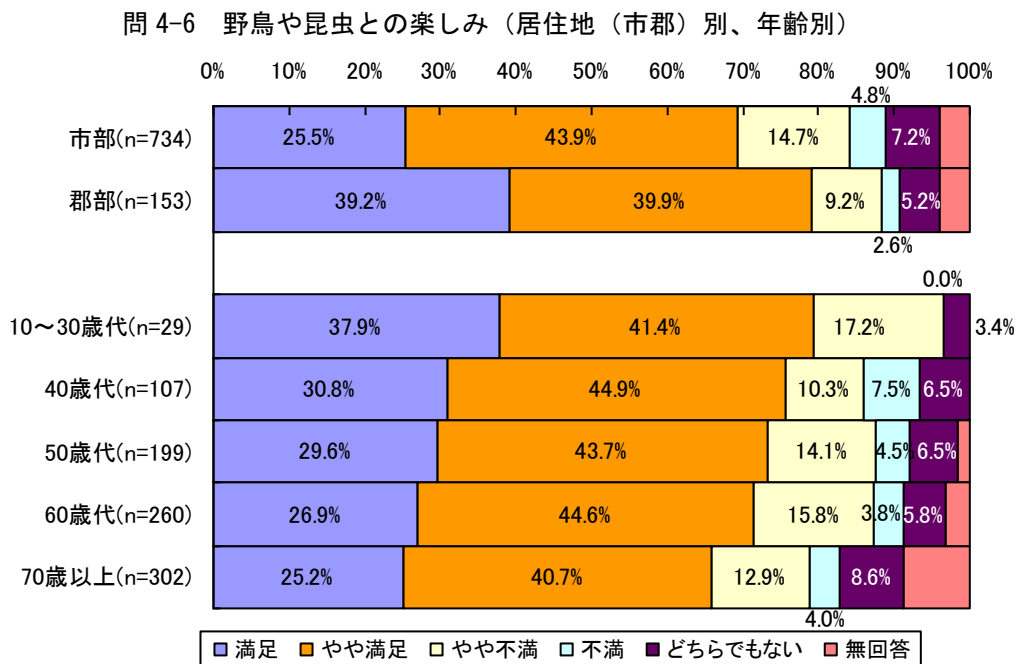


- 市部における緑とふれあうことができる場の創出が求められている。

問 4-6 野鳥や昆虫との親しみ

居住地による意識の差異が見られる。市部では「満足」が25.5%であるのに対し、郡部では39.2%となっている。

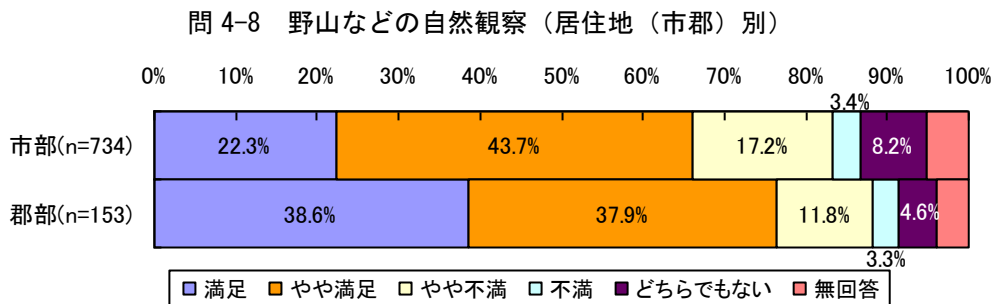
また、年齢別での意識の差異も見られる。「満足」「やや満足」の合計について、10～30歳代は79.3%であるが、年齢が上がるにつれて低くなり、70歳以上は65.9%となる。



- 若い世代では満足している割合が高いが、従来から野鳥や昆虫等に親しむ機会が少ないことから、「満足」していることも考えられる。逆に、子どものころから親しんできたであろう高齢世代では、満足している割合が低い。

問 4-8 「野山などの自然観察」

居住地による意識の差異が見られる。市部では「満足」が22.3%であるのに対し、郡部では38.6%となっている。

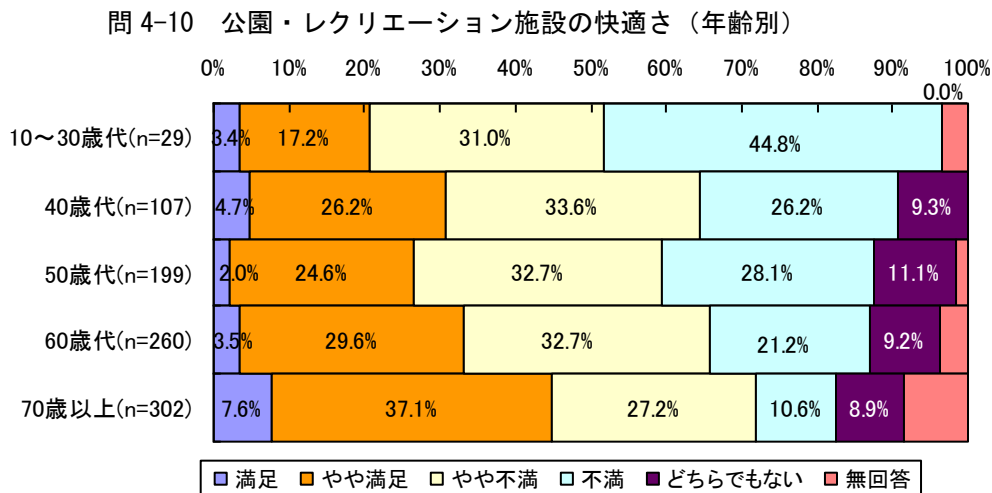


- 市部における自然観察などが可能となる場の創出や、そうした場へ積極的に出かけることができる機会の確保が求められている。

問 4-10 公園・レクリエーション施設の快適さ

年齢別による意識の差異が見られる。「満足」「やや満足」の合計について、10～30歳代は20.6%であるが、年齢が上がるにつれて低くなり、70歳以上は44.7%となる。

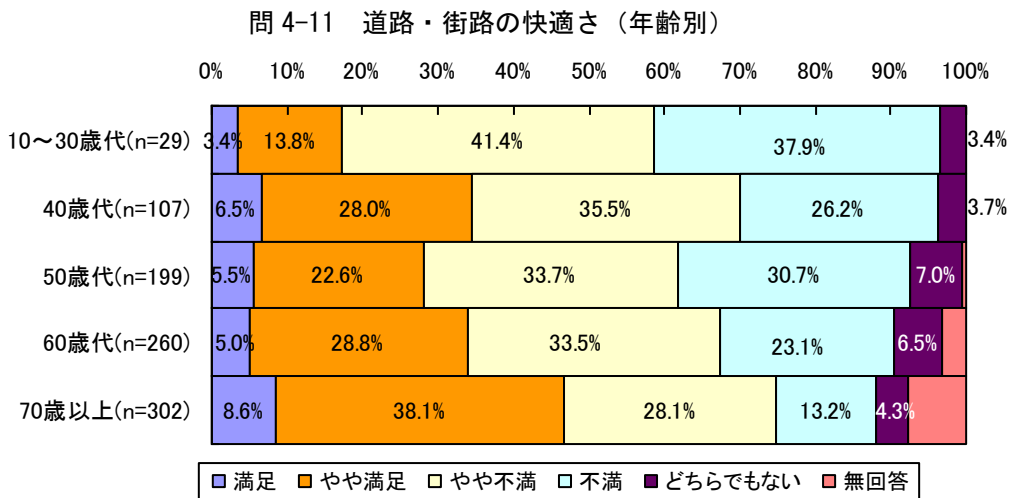
また、いずれの世代も「やや不満」「不満」の割合が高く、10～30歳代では、合計が75%を越えている。



- 70歳以上を除いて「不満」と感じている割合が約4割であり、特に若い世代においてその割合が顕著に高い。レクリエーション施設の快適さに対する満足度が低いことは、レジャーなどにおいて県外への流出を招いている可能性もある。

問 4-11 道路・街路の快適さ

年齢別による意識の差異が見られる。「やや不満」「不満」の合計について、10～30歳代は79.3%であるが、年齢が上がるにつれて低くなり、70歳以上は41.3%となる。



- ・ 「道路・街路の快適さ」は周辺環境の満足度として最も低い評価となっており、特に10～30歳代では「やや不満」「不満」の合計が約8割となる。
- ・ 道路環境は年々改善しつつあり、過去の状況を知る高齢世代は「よくなった」というイメージを抱いている可能性もあり、そうではない若い世代の満足度が低いという考え方もできる。

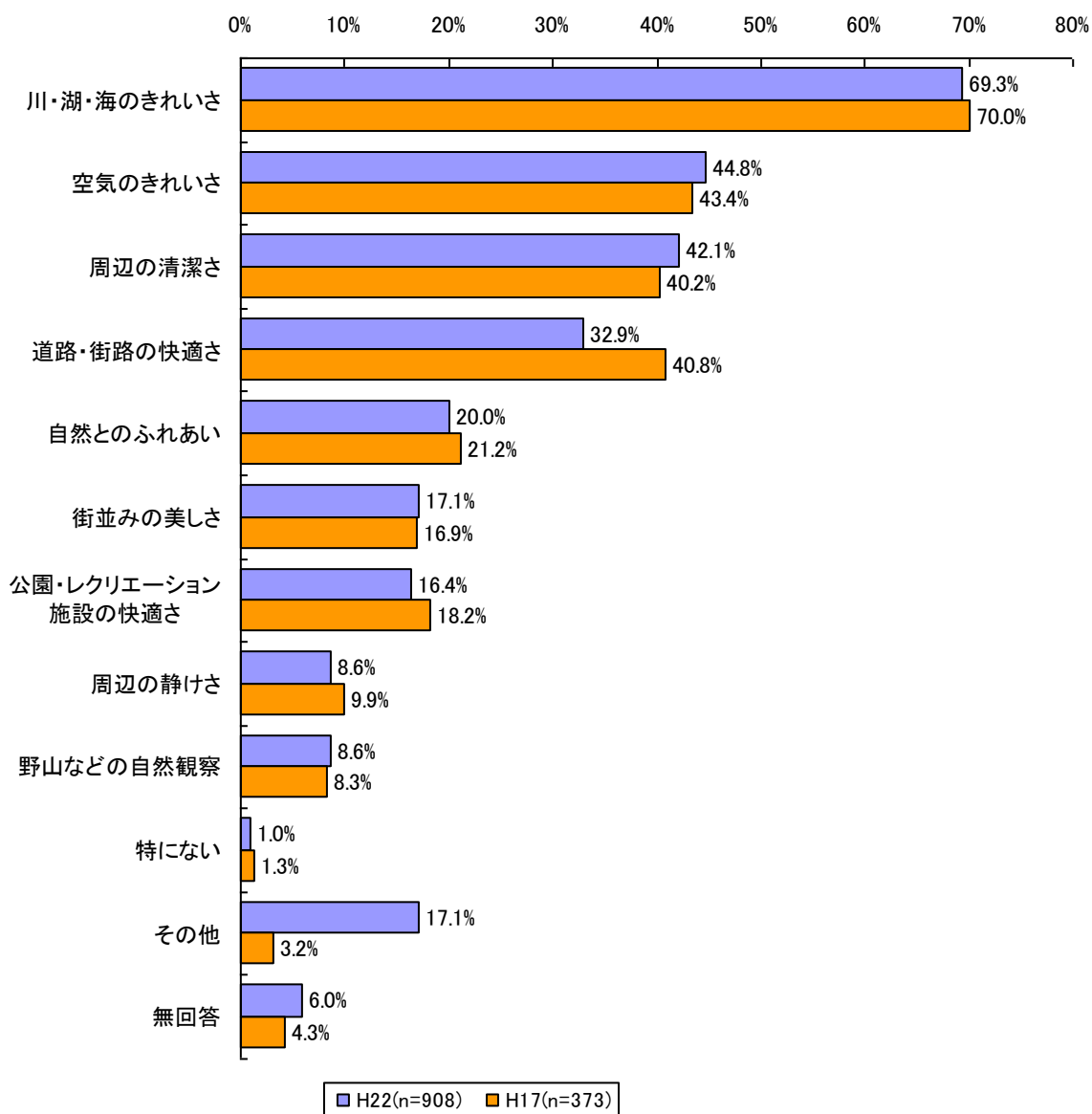
5. 周辺環境の重要度

問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ

「川・湖・海のきれいさ」が最も高い(69.3%)。次いで「空気のきれいさ」(44.8%)、「周辺の清潔さ」(42.1%)となる。

H17 調査時と H22 調査時との比較では、「道路・街路の快適さ」が 40.8%から 32.9%となっている。その他の項目については、大きな変化は見られない。

問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ

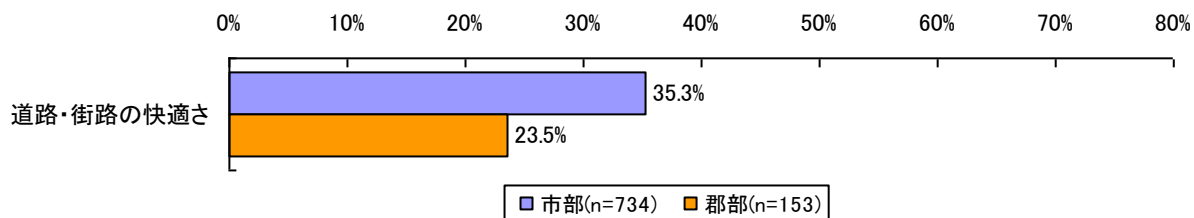


- ・ 「川・湖・海のきれいさ」が他の項目と比べて高い。問4において同項目の満足度が高く、周辺環境をよりよいものにするための項目としても最も重要視されていることは、水環境に恵まれた島根県の特徴であるといえる。

問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ（市郡別）

市郡別に見ると、「道路・街路の快適さ」について意識の差異が見られる。市部の35.3%に対して、郡部では23.5%となり、全体の中での割合は低いものの、郡部に比べて市部の方が「道路・街路の快適さ」を重要視している。

問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ（居住地（市郡）別）

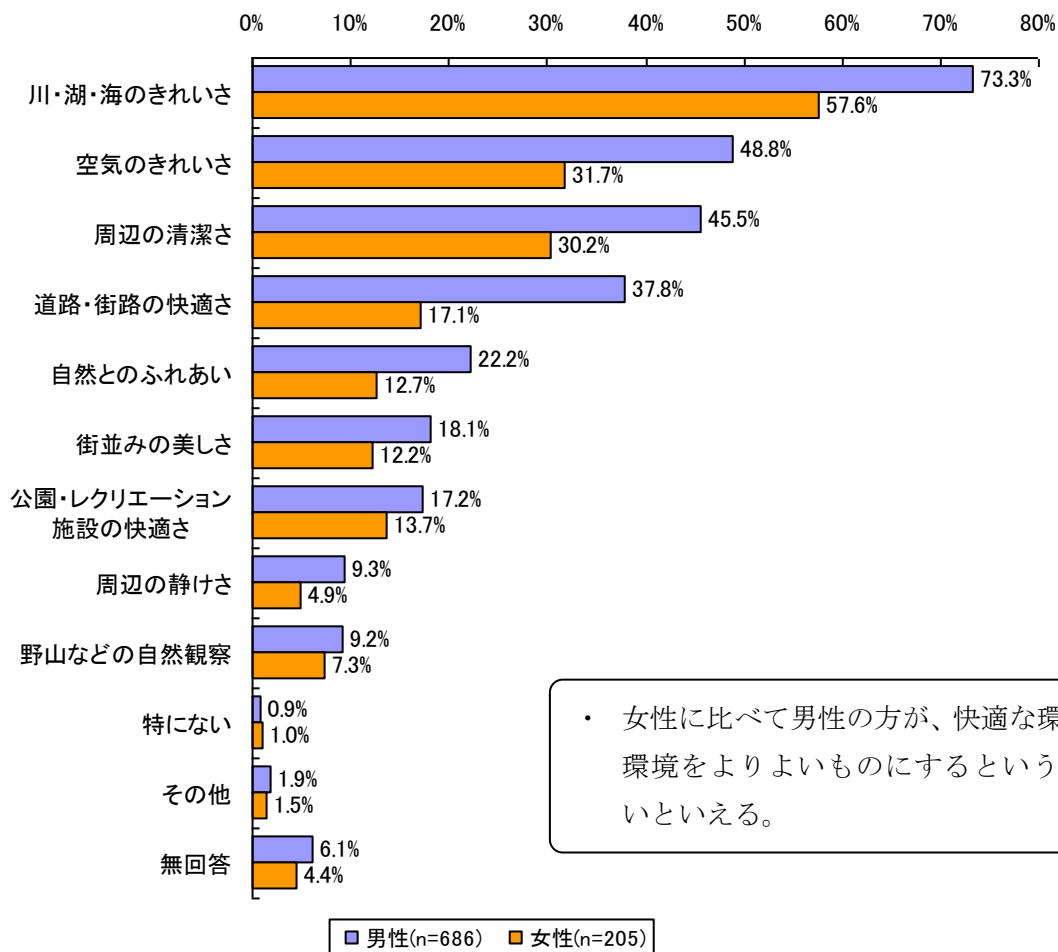


- 市部では郡部に比べて信号や交差点、渋滞の発生頻度が高いことなどが影響していると考えられる。

問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ（性別）

性別に見ると、全ての項目について、男性が女性の割合を大きく上回っている。

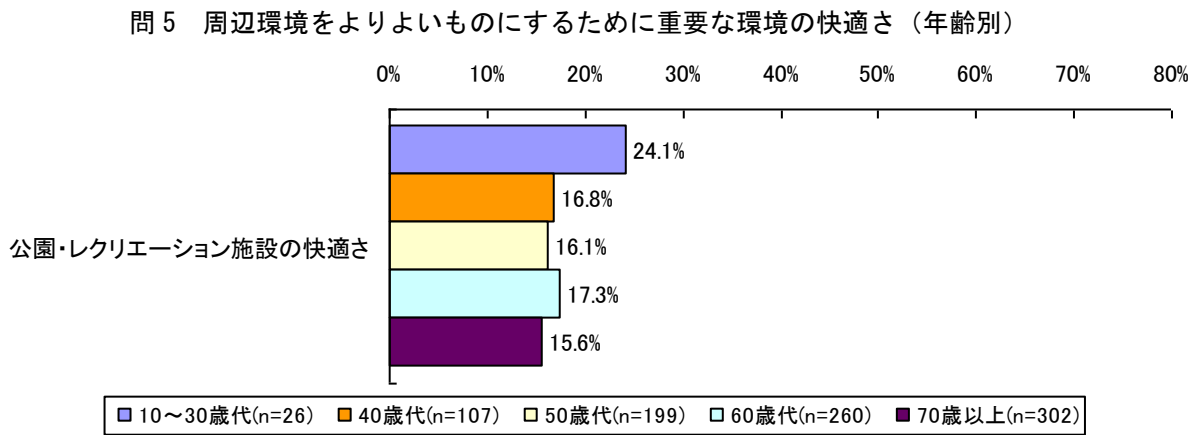
問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ（性別）



- 女性に比べて男性の方が、快適な環境が周辺環境をよりよいものにするという認識が高いといえる。

問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ（年齢別）

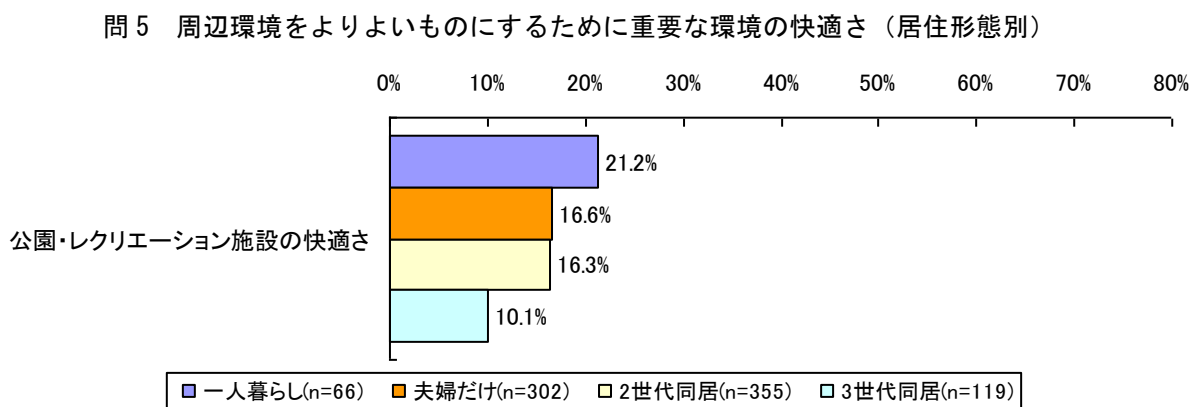
年齢別に見ると、「公園・レクリエーション施設の快適さ」について、意識の差異が見られる。10～30歳代の24.1%に対して70歳以上は15.6%となり、若い世代において重要視されている。



- 特に若い世代において、公園やレクリエーション施設が周辺環境をよりよいものにするとして関連付ける意識が高いといえる。

問5 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さ（居住形態別）

居住形態別に見ると、「公園・レクリエーション施設の快適さ」について、意識の差異が見られる。一人暮らしの21.2%に対して3世代同居は10.1%となる。



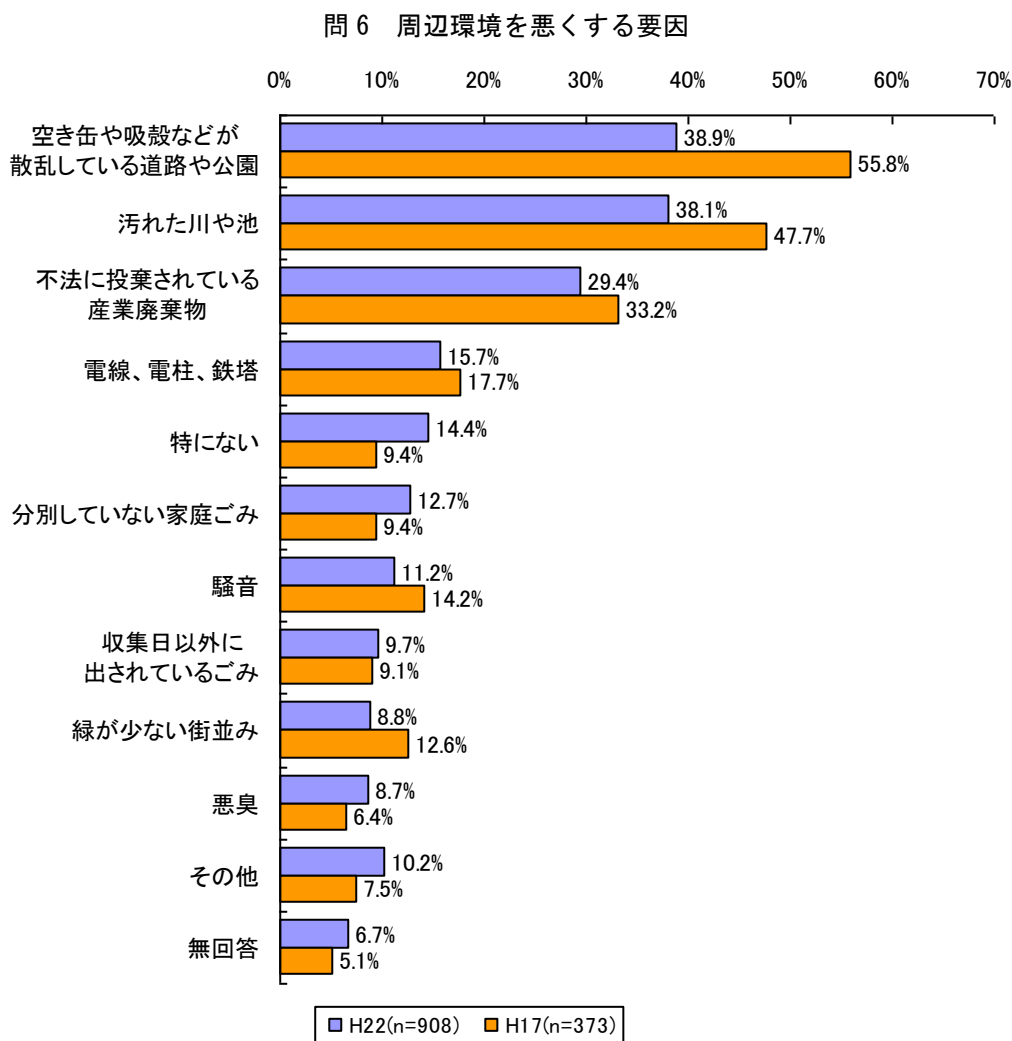
- 複数世代が同居している世帯においては、公園やレクリエーション施設を、周辺環境をよりよくするものとしては認識していない。

6. 周辺環境を悪くする要因

問6 周辺環境を悪くしている要因

「空き缶や吸殻などが散乱している道路や公園」(38.9%)が最も高い。次いで「汚れた川や池」(38.1%)、「不法に投棄されている産業廃棄物」(29.4%)となる。

H17調査時との比較では、回答者の選択割合が下がっている項目が多く、特に「空き缶や吸殻などが散乱している道路や公園」は55.8%から38.9%となっている。



- ・ 道路、公園、川、池など、身近に自然とふれあえる場所の適正な管理が求められている。
- ・ 「環境を悪くする要因」として個別の回答を選択する割合が下がっていることは、ある程度周辺環境が改善されつつあると感じているとも考えられる。

■自身の環境に関する行動について

7. 環境保全行動の実態と今後の実施意向

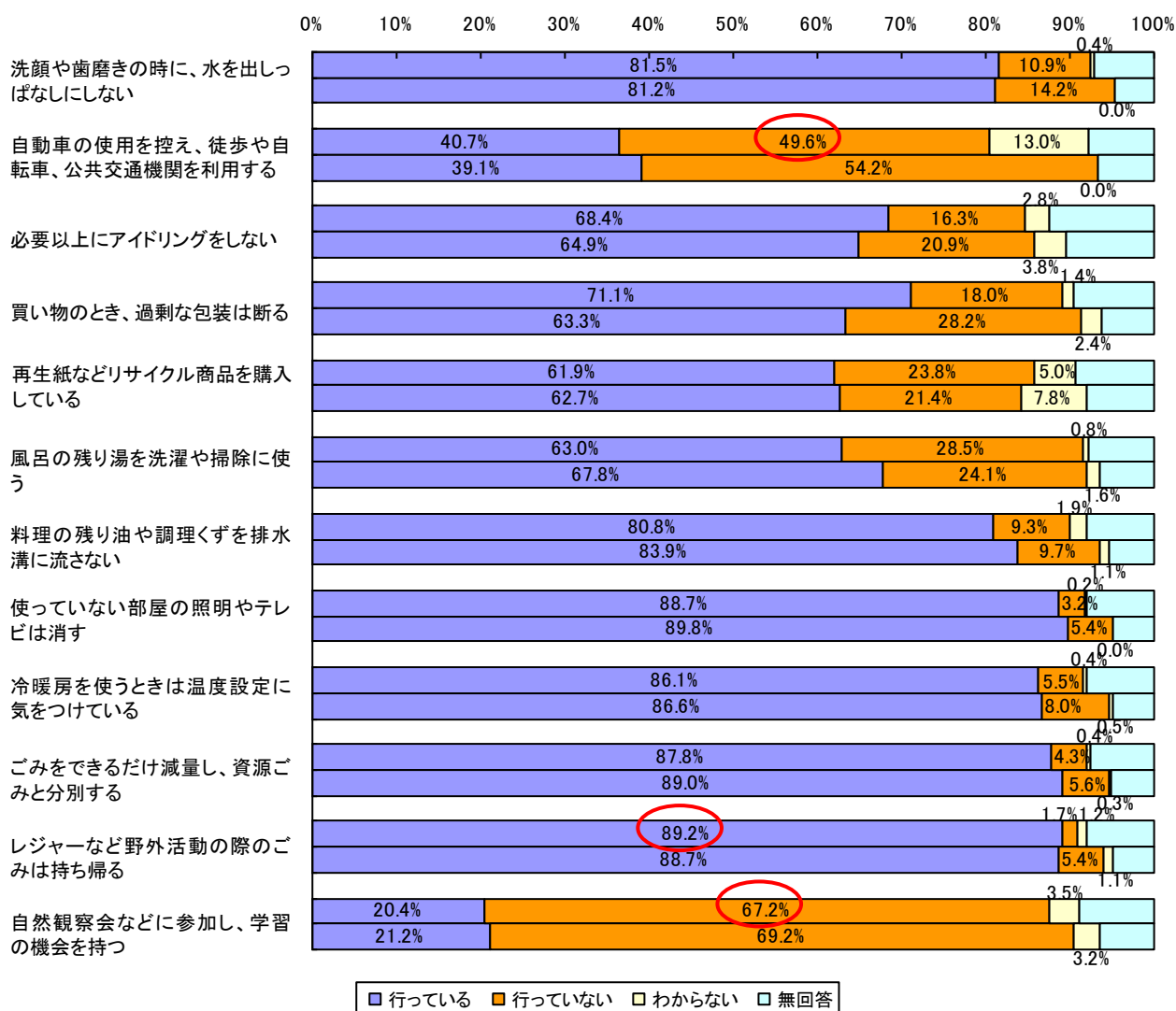
問 7-1 日ごろの生活の中で行っている環境行動の頻度

「行っている」という回答は「レジャーなど野外活動の際のごみは持ち帰る」(89.2%)が最も高く、多くの項目で、80%から90%の回答率となっている。

「自動車の使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する」(49.6%)と、「自然観察会などに参加し、学習の機会を持つ」(67.2%)が、他に比べて「行っていない」という回答割合が極端に高い。

H17 調査時との比較では、大きな変化は見られない。

問 7-1 環境保全行動の実態と今後の実施意向



各項目上段が H22 調査時 (n=907)、下段が H17 調査時 (n=373)

- ・ 身近な環境行動はある程度県民に浸透している。
- ・ 地域によっては公共交通機関の利用が不可能な場合もあると考えられる。公共交通網の整備が求められる。
- ・ 県民が気軽に参加できる環境学習の機会の増加などが求められる。

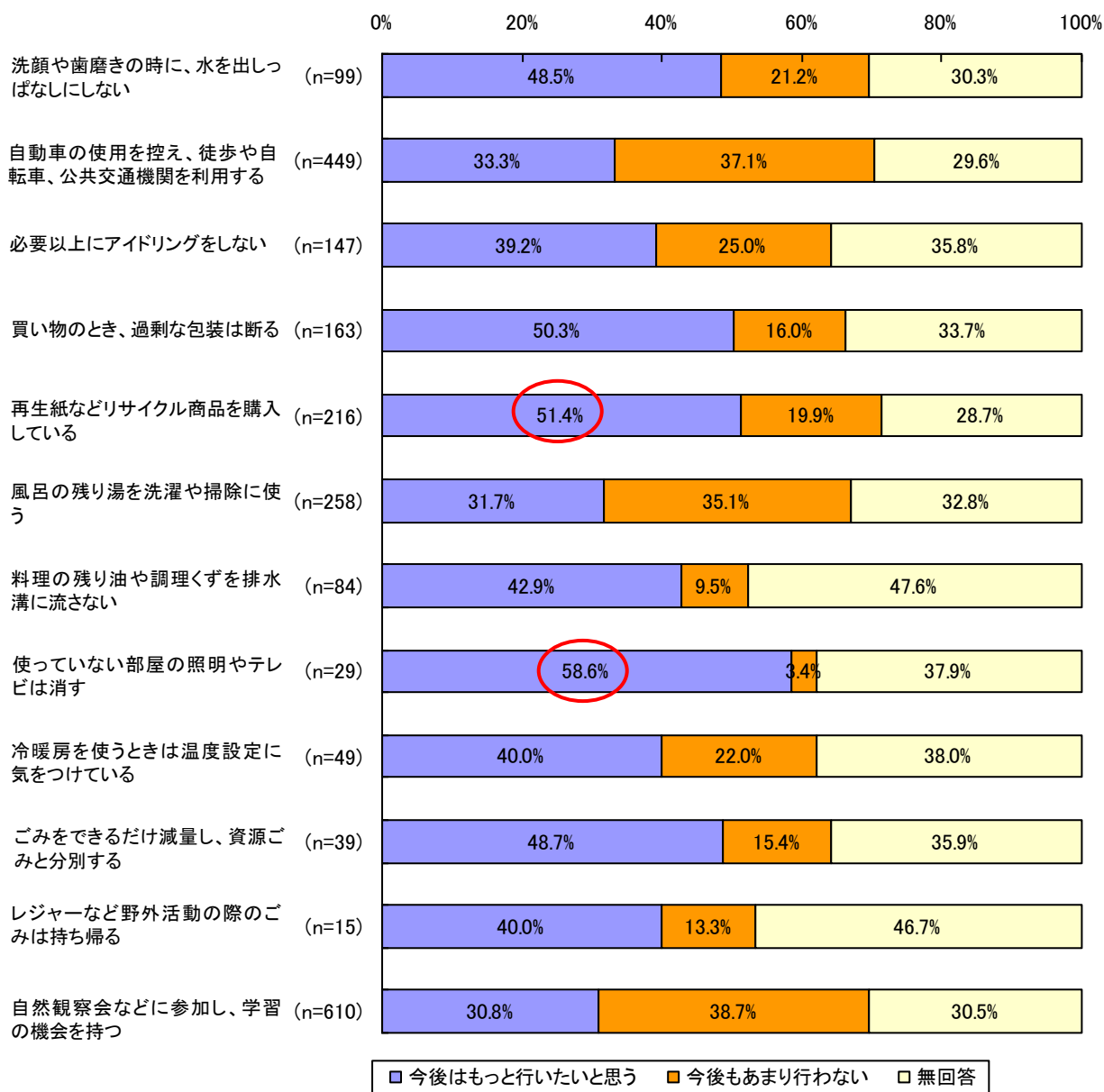
問 7-2 今後の環境行動実施の意向

(問 7-1 において「行っていない」と回答した方を対象)

概ね 30%から 50%程度が、「今後はもっと行いたいと思う」と回答している。

「使っていない部屋の照明やテレビは消す」(58.6%) が最も高く、次いで「再生紙などリサイクル商品を購入している」(51.4%) となった。

問 7-2 今後の環境行動実施の意向



- ・ 県民の環境行動実施の余地が残されており、また、高い意欲もある。

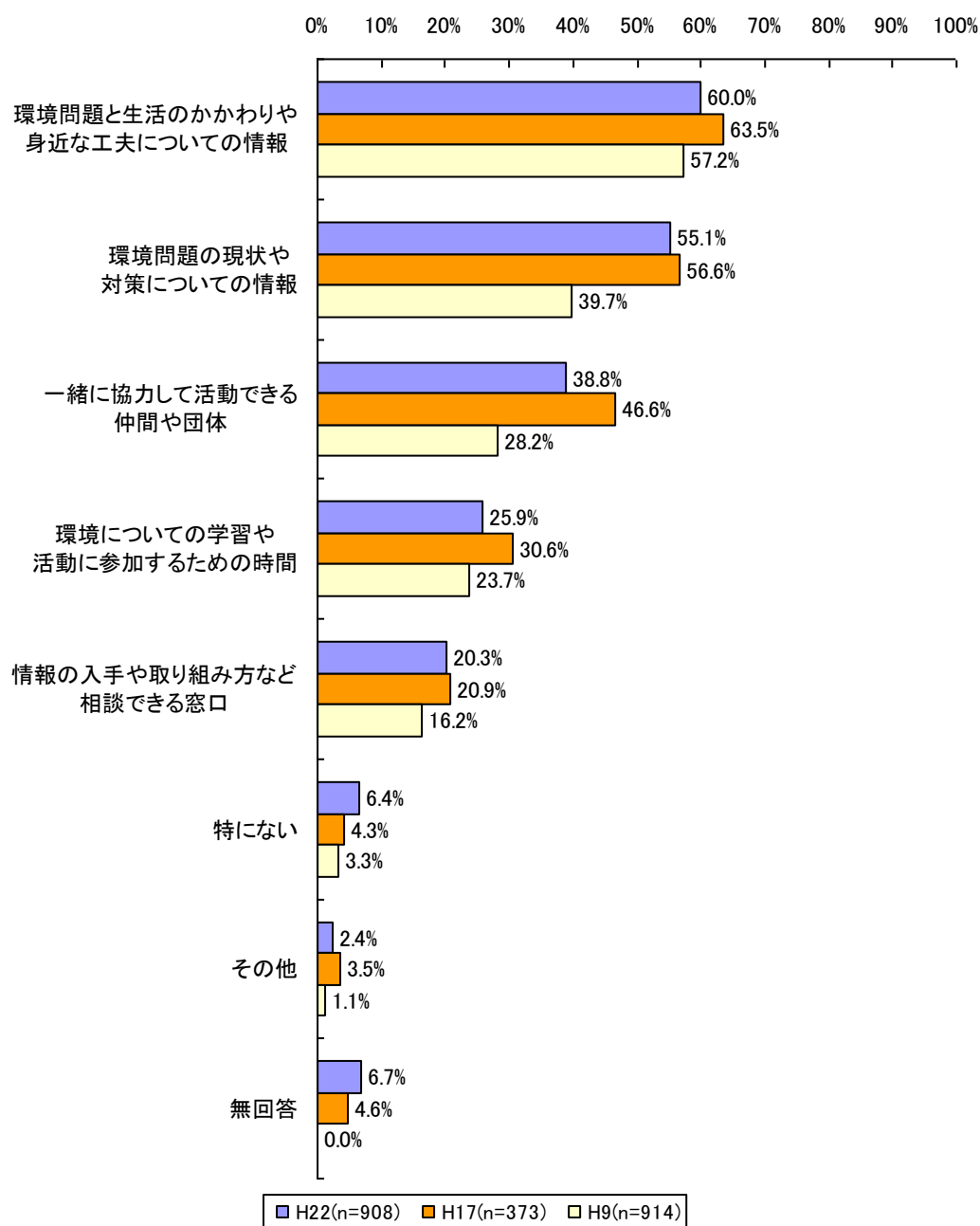
8. 環境保全行動で必要なこと

問8 環境保全行動実践のために必要なこと

「環境問題と生活のかかわりや身近な工夫についての情報」(60.0%)が最も高く、次いで「環境問題の現状や対策についての情報」(55.1%)となり、ともに情報を求める項目が上位となった。

求める項目の優先順位は、H9調査時から変化はない。

問8 環境保全行動実践のために必要なこと



・環境関連の「情報」が強く求められている。

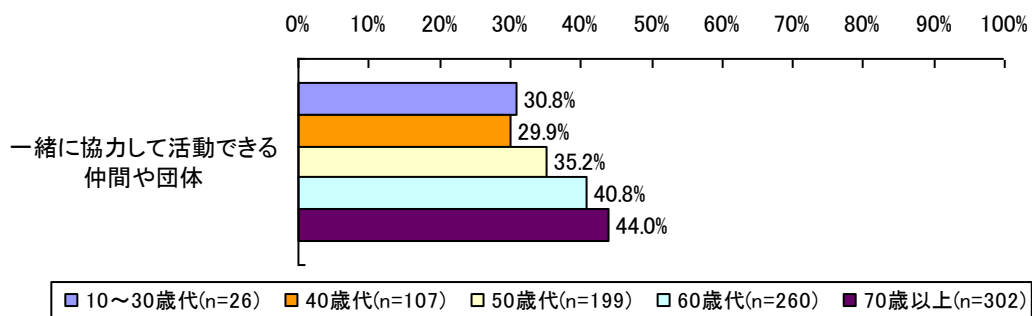
問 8 環境保全行動実践のために必要なこと（年齢別 1）

年齢別に見ると、「一緒に協力して活動できる仲間や団体」「環境についての学習や活動に参加するための時間」について、意識の差異が見られる。

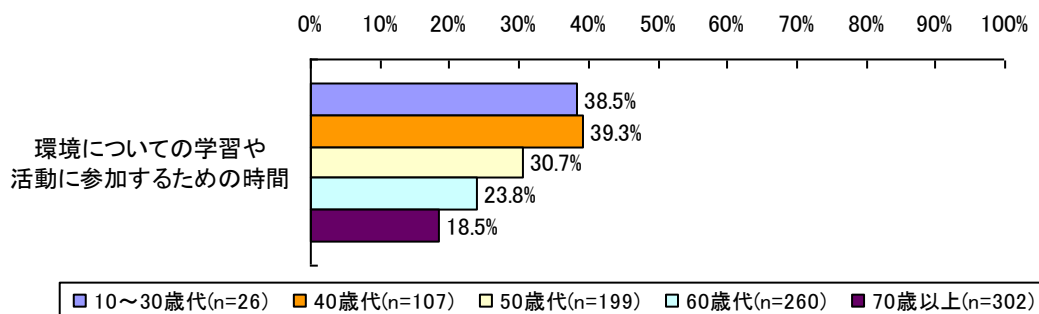
前者については、年齢が高くなるにつれて、必要と考える割合が高くなり、10～30 歳代の 30.8%に対して 70 歳以上では 44.0%となる。

後者については、年齢が高くなるにつれて、必要と考える割合が低くなり、10～30 歳代の 38.5%に対して 70 歳以上では 18.5%となる。

問 8 環境保全行動実践のために必要なこと（年齢別）
（「一緒に協力して活動できる仲間や団体」について）



問 8 環境保全行動実践のために必要なこと（年齢別）
（「環境についての学習や活動に参加するための時間」について）



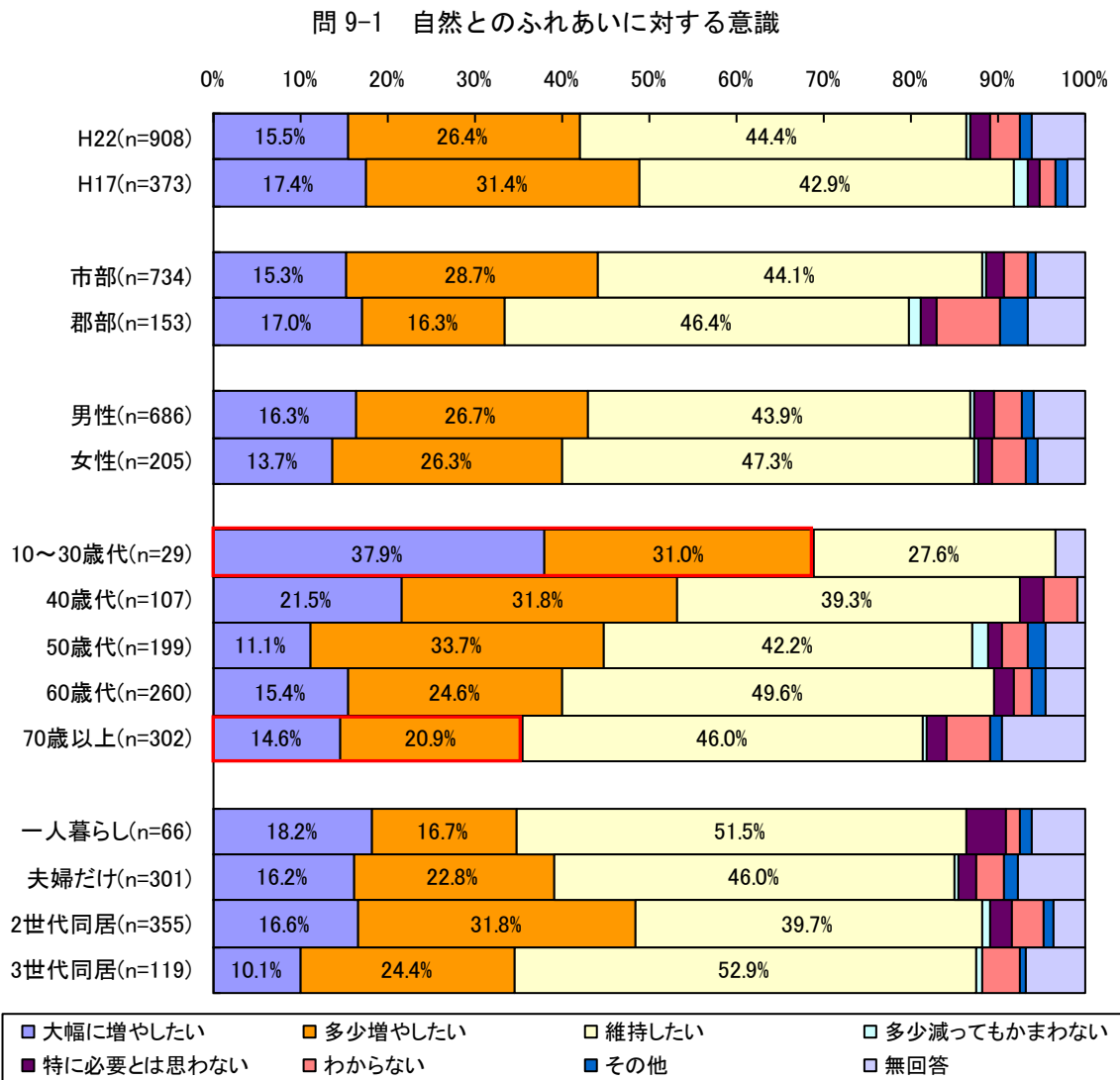
- ・ 環境保全行動について、若い世代は参加するための「時間」を、高齢世代は「仲間」を求めている。高齢者の環境活動を促進するための人材や組織などのネットワーク化が求められる。

9. 自然とのふれあいについて

問 9-1 自然とのふれあいに対する意識

「維持したい」(44.4%)が最も高い割合となる。次いで「多少増やしたい」(26.4%)となり、H17調査時との比較では「大幅に増やしたい」「多少増やしたい」の割合がやや低くなり、「維持したい」の割合が高くなっている。

年齢別に見ると、10～30歳代の「大幅に増やしたい」(37.9%)の割合が高く、年齢が高くなるにつれてその割合が低くなっている。



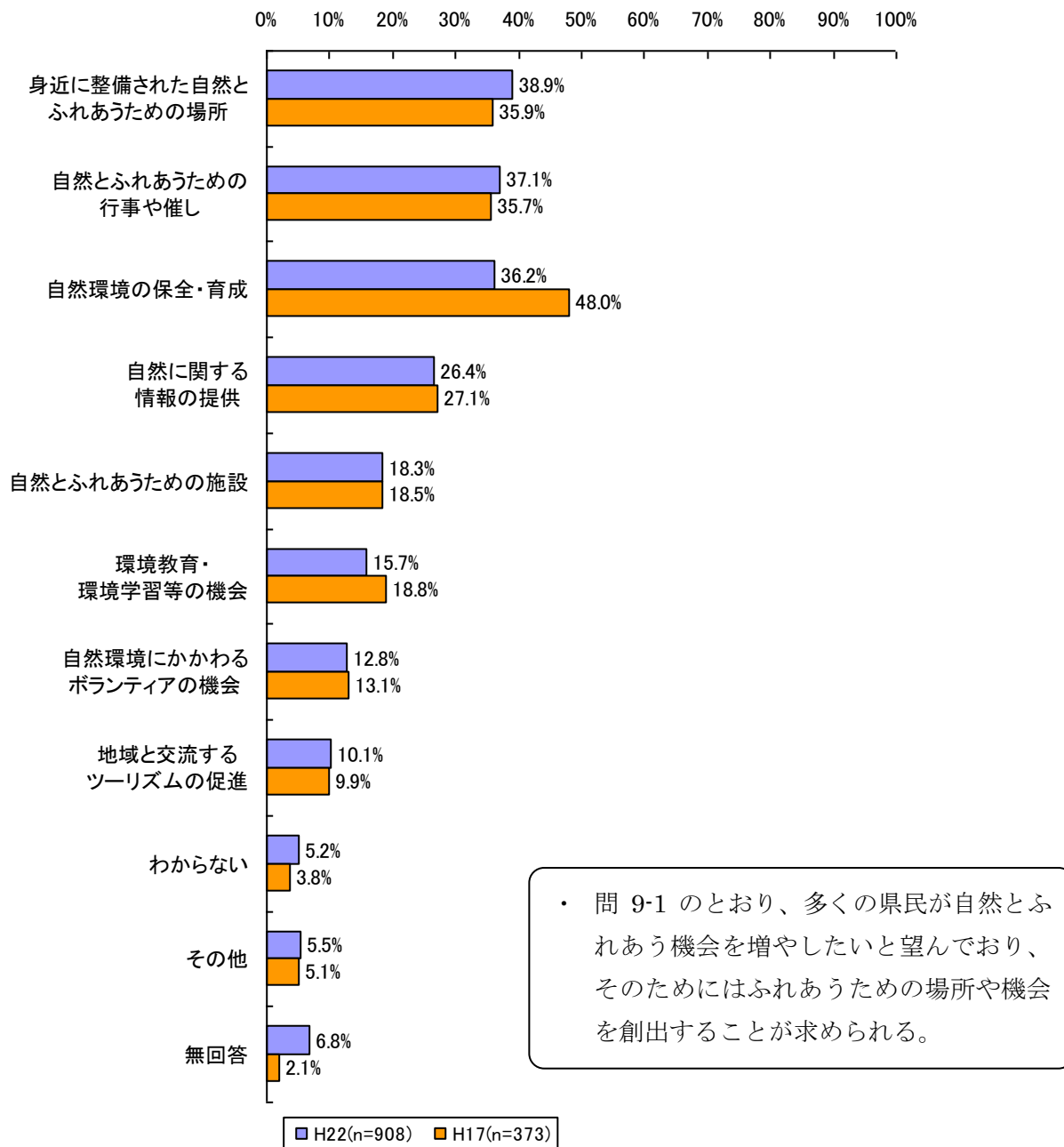
- ・ 9割近くの県民が、自然とのふれあいを今よりも増やしたい、または維持したいと考えている。
- ・ 若い世代ほどその傾向が強く、約7割が自然とのふれあいを増やしたいと望んでおり、自然とふれあう場を創出することで、若い世代を中心に利用が進む可能性がある。

問 9-2 自然とのふれあいを増やすために必要なもの

「身近に整備された自然とふれあうための場所」(38.9%)が最も高く、次いで「自然とふれあうための行事や催し」(37.1%)となった。

H9 調査時と比較すると、「自然環境の保全・育成」(48.0%)が最も高かったが、H22 調査時には3番目となった。

問 9-2 自然とのふれあいを増やすために必要なもの

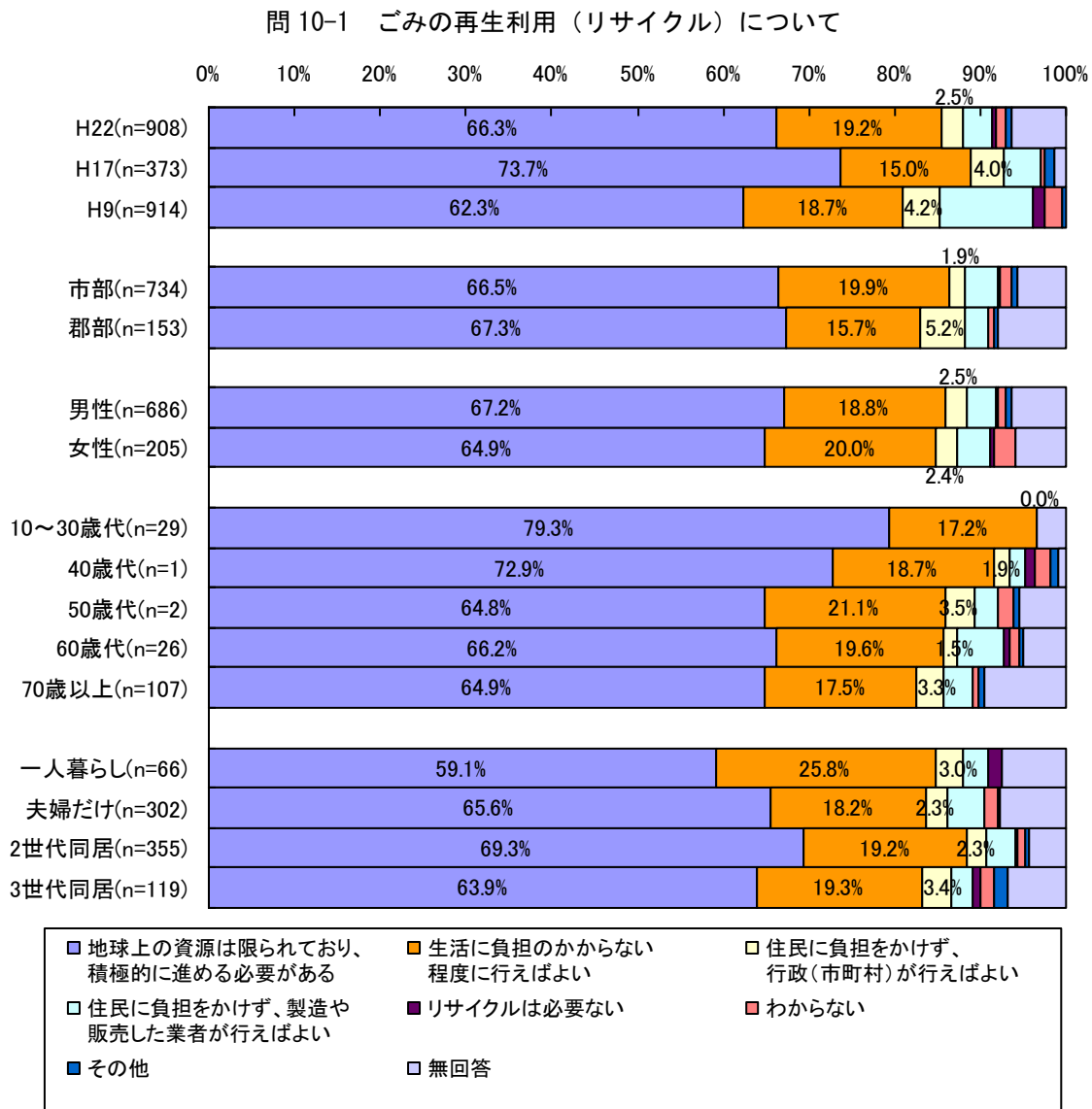


10. 循環型社会の構築について

問 10-1 ごみの再生利用（リサイクル）について

「地球上の資源は限られており、積極的に進める必要がある」（66.3%）が最も高く、次いで「生活に負担のかからない程度に行えばよい」（19.2%）となる。住民に負担をかけず、行政や事業者が役割を担うべきという意見は少数である。

年齢別に見ると、若い世代になるほど、「地球上の資源は限られており、積極的に進める必要がある」の占める割合が高い。

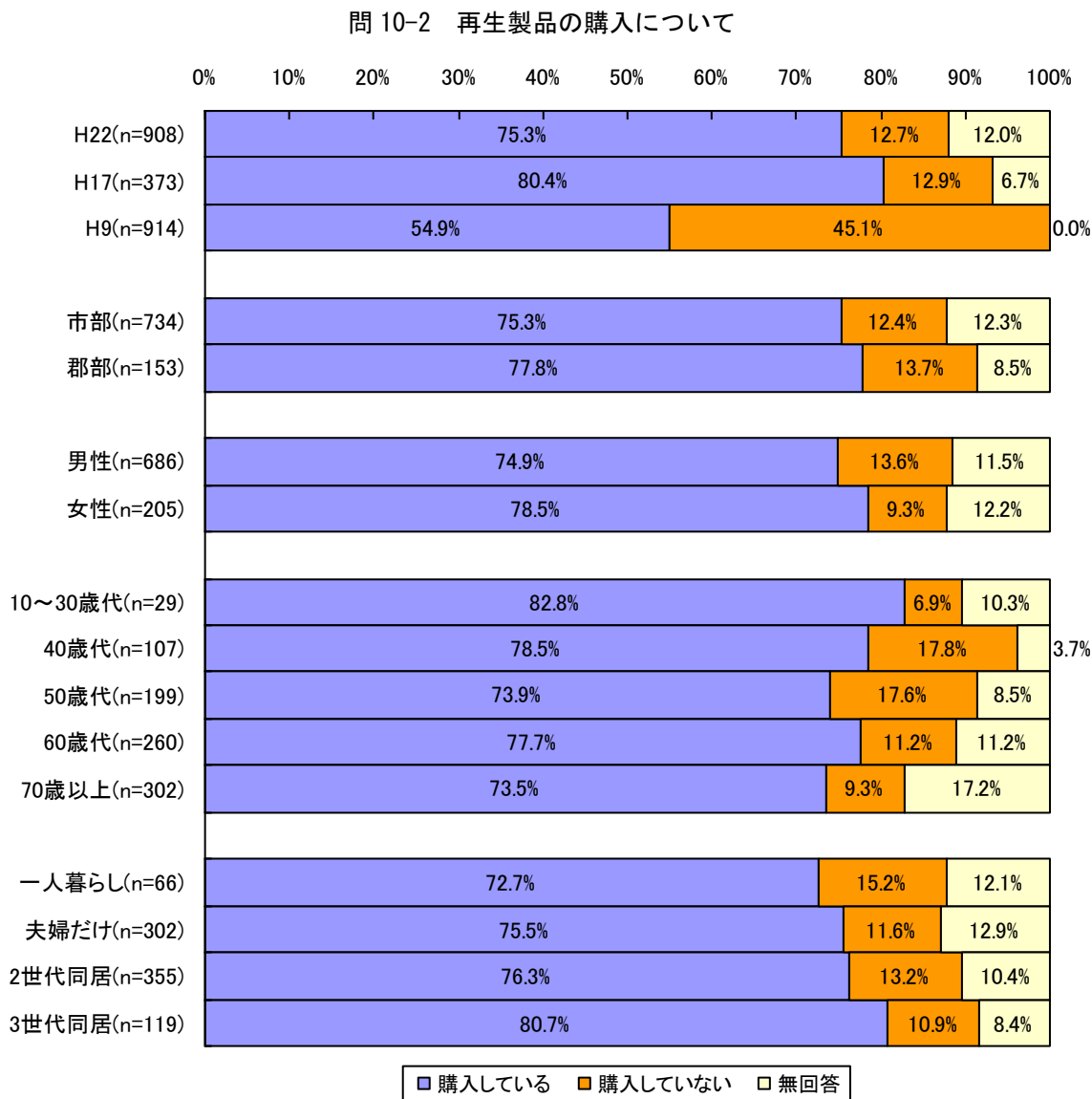


- ・ 大部分の県民が、リサイクルを推進すべきと考えている。
- ・ 一方では、「住民に負担をかけない」取組の推進を2割程度が求めている。
- ・ 若い世代ほど、リサイクルを推進すべきという意識は高く、高齢世代への普及啓発に取組の余地が残されている。

問 10-2 再生製品の購入について

「購入している」(75.3%)が「購入していない」(12.7%)に比べて6倍程度となっている。

H9 調査時に比べて「購入している」に割合は大きく増加しているものの、H17 調査時に比べると若干減少している。



・ 約 4 分の 3 の県民が再生製品の購入を実践しており、環境活動の 1 つとして定着しつつある一方で、まだ取組んでいない県民に対しての普及啓発などが課題となる。

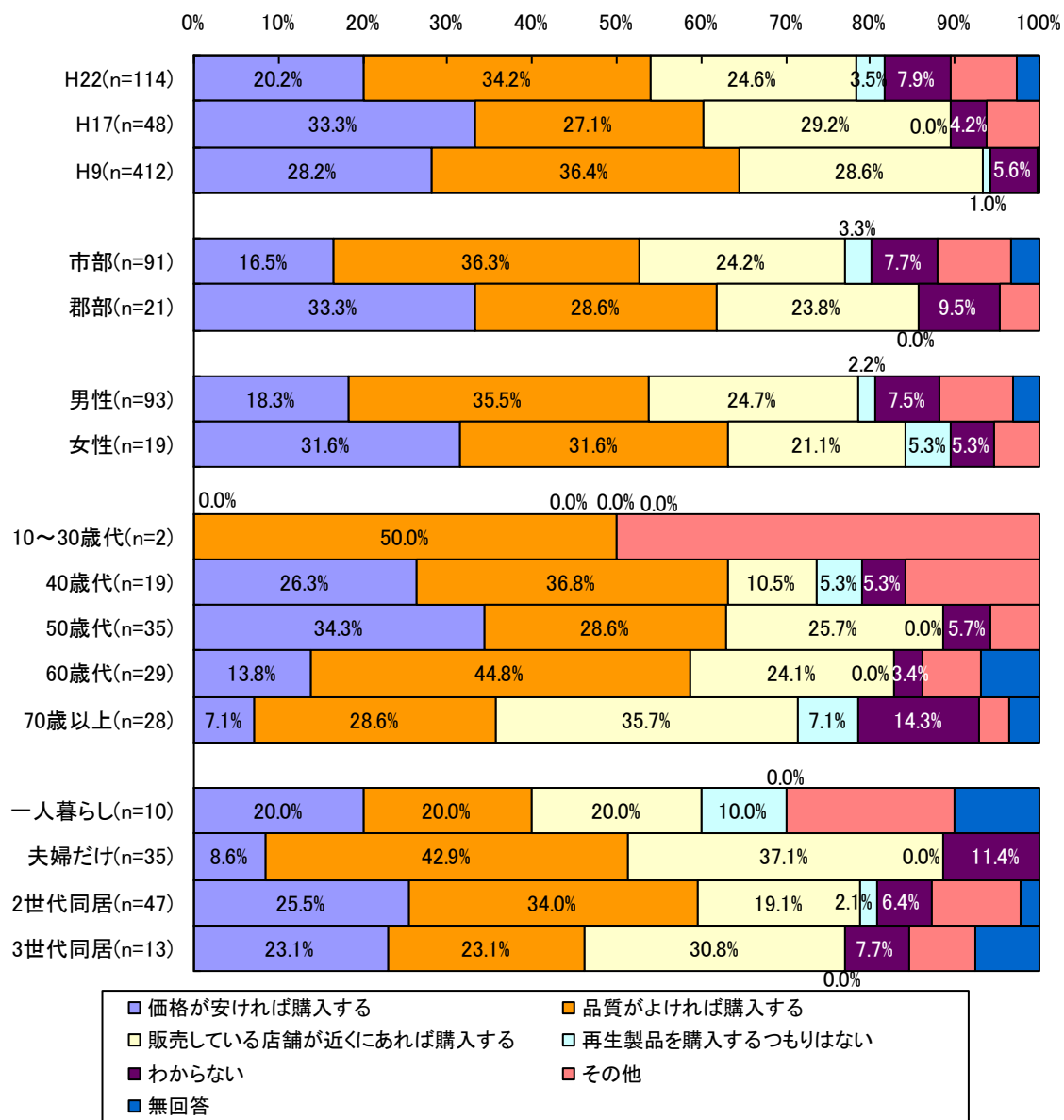
問 10-3 再生製品を購入するための条件について

(問 10-2 で「購入していない」を選んだ方を対象)

「品質がよければ購入する」(34.2%) が最も高く、次いで「販売している店舗が近くにあれば購入する」(24.6%)、「価格が安ければ購入する」(20.2%) となる。

H17 調査時に比べると、最優先条件が価格から品質へと移っている。

問 10-3 再生製品を購入するための条件について



- 再生製品を購入するための条件として、「価格」よりも「品質」が求められている。
- 購入の意識は、男性よりも買い物の機会が多いと考えられる女性が高い。

11. 企業の環境保全の取組について

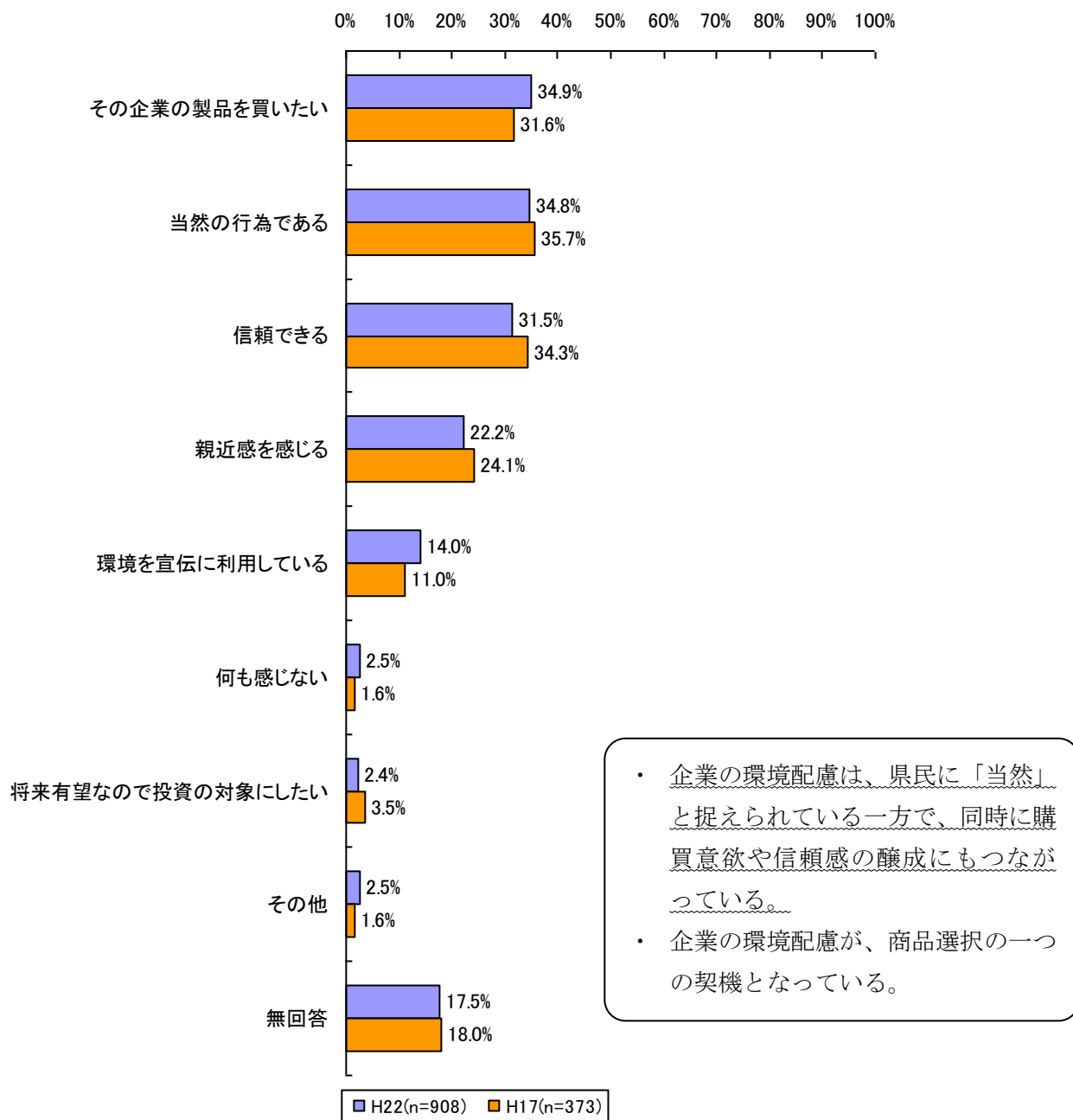
問 11 「環境に配慮している」と表明している企業に対する印象

「その企業の製品を買いたい」(34.9%)が最も高く、次いで「当然の行為である」(34.8%)、「信頼できる」(31.5%)となる。

一方、「将来有望なので投資の対象にしたい」(2.4%)という回答は少ない。

H17 調査時との比較では、「当然の行為である」「信頼できる」がやや低くなり、「その企業の製品を買いたい」が高くなっている。

問 11 「環境に配慮している」と表明している企業に対する印象



■環境保全活動への参加

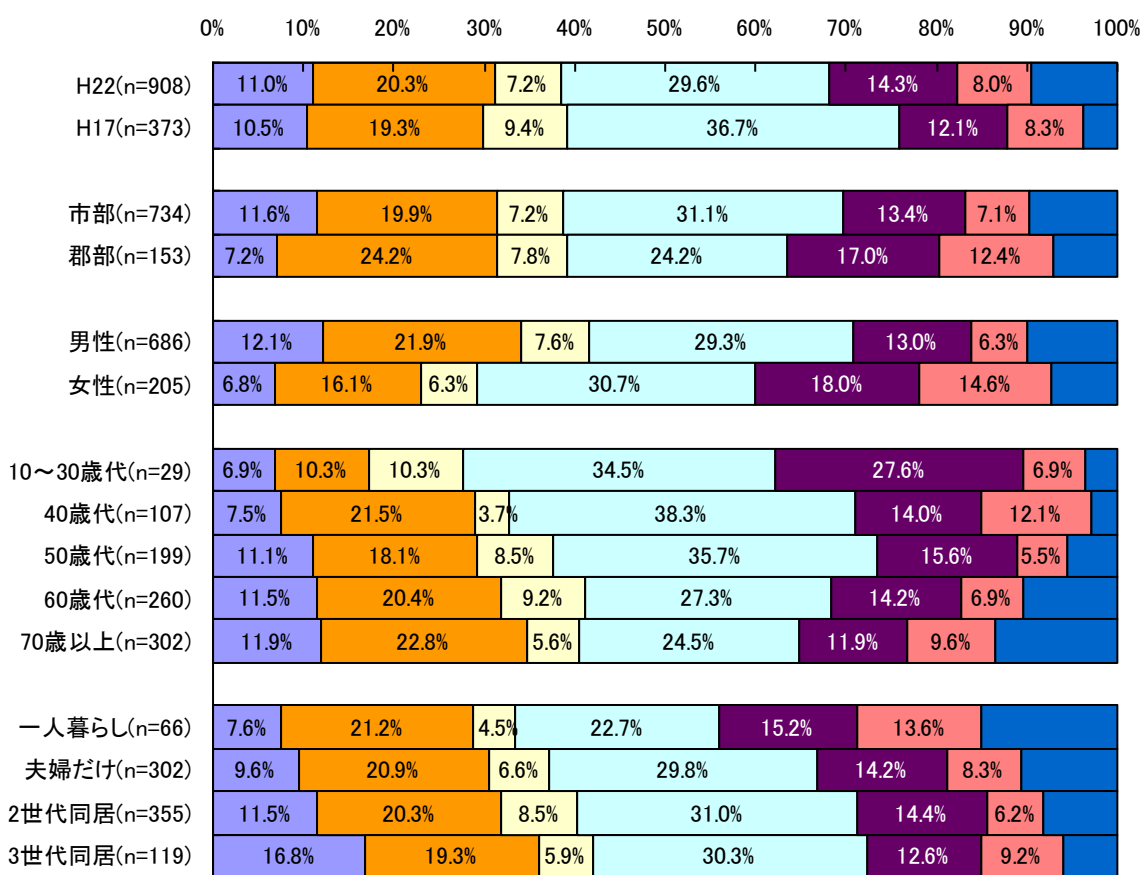
問 12-1 環境保全・保護活動を行う民間団体の活動への参加経験の有無と今後の意欲

「参加したことがあり、団体等に所属している」(11.0%)と「参加したことはあるが、団体等には所属していない」(20.3%)の合計が31.3%となり、約3割の県民が参加経験を持っている。

また、「参加したことはないが、今後は参加し、団体等に入りたいと思う」(7.2%)と「参加したことはなく、今後は参加したいが、団体等に入りたいとは思わない」(29.6%)の合計が36.8%となり、同じく約3割の県民が今後の参加意向を持っている。

性別に見ると、女性に比べて男性の参加経験が多い。

問 12-1 環境保全・保護活動を行う民間団体の活動への参加経験の有無と今後の意欲



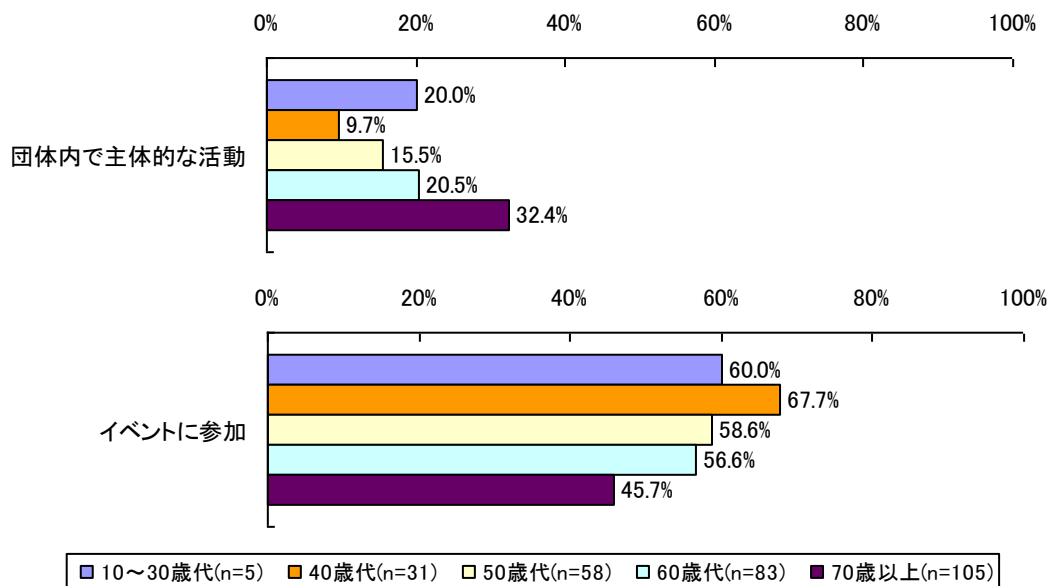
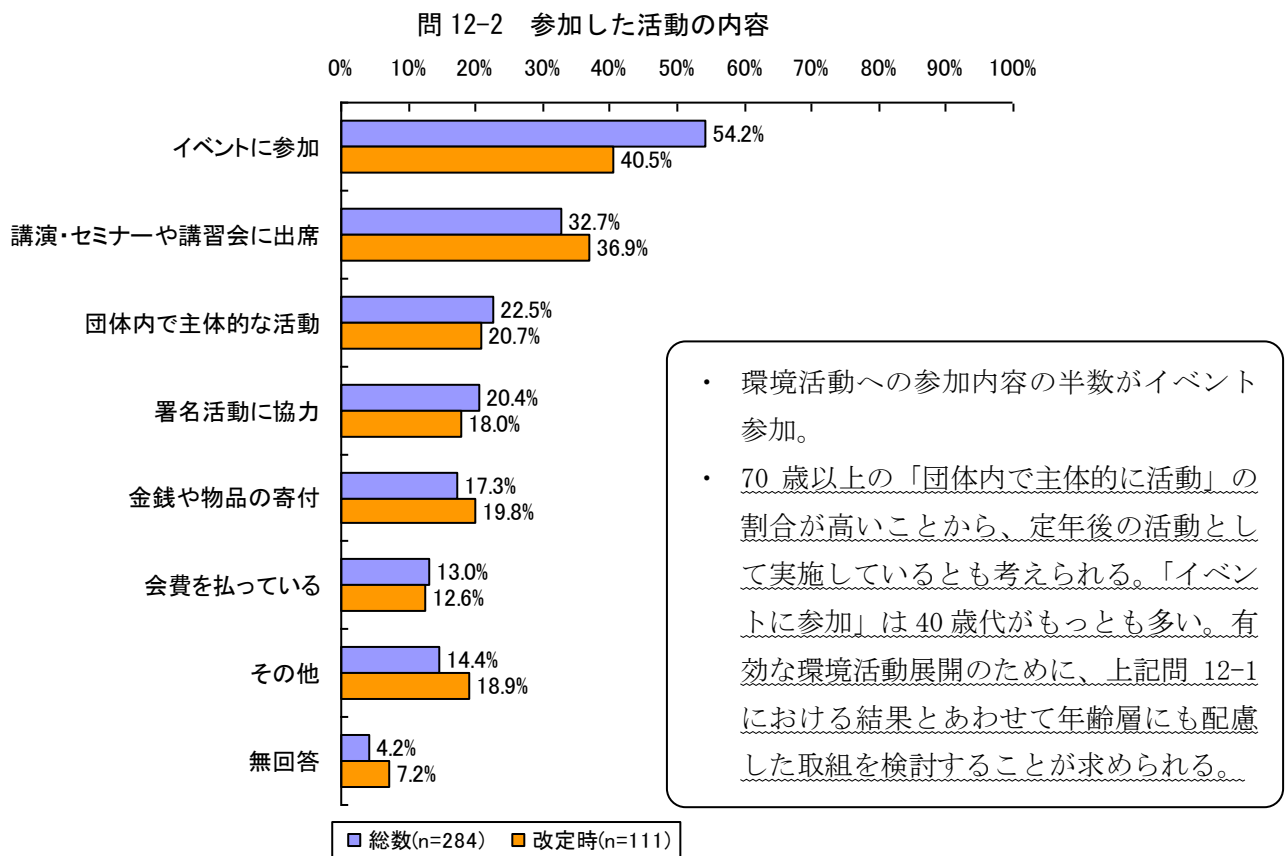
参加したことがあり、団体等に所属している
 参加したことはあるが、団体等には所属していない
 参加したことはないが、今後は参加し、団体等にも入りたいと思う
 参加したことはなく、今後は参加したいが、団体等に入りたいとは思わない
 参加したことはなく、今後も参加しようと思わない
 わからない
 無回答

- 3割の参加経験、3割の参加意欲がある。
- 参加意欲を持つ3割の県民の環境活動への参加を促すためには、「団体等に入りたいとは思わない」という回答が最も多いことを踏まえて、気軽に参加できる場を創出することなどが求められる。

問 12-2 参加した活動の内容（問 12-1 で「参加したことがあり、団体等に所属している」「参加したことはあるが、団体等には所属していない」と回答した方を対象）

「イベントに参加」(54.2%)が最も高く、次いで「講演・セミナーや講習会に出席」(32.7%)、「団体内で主体的な活動」(22.5%)となる。

年齢別に見ると、「団体内で主体的な活動」を行っているのは高年齢層であり、「イベントに参加」しているのは比較的若い世代である。

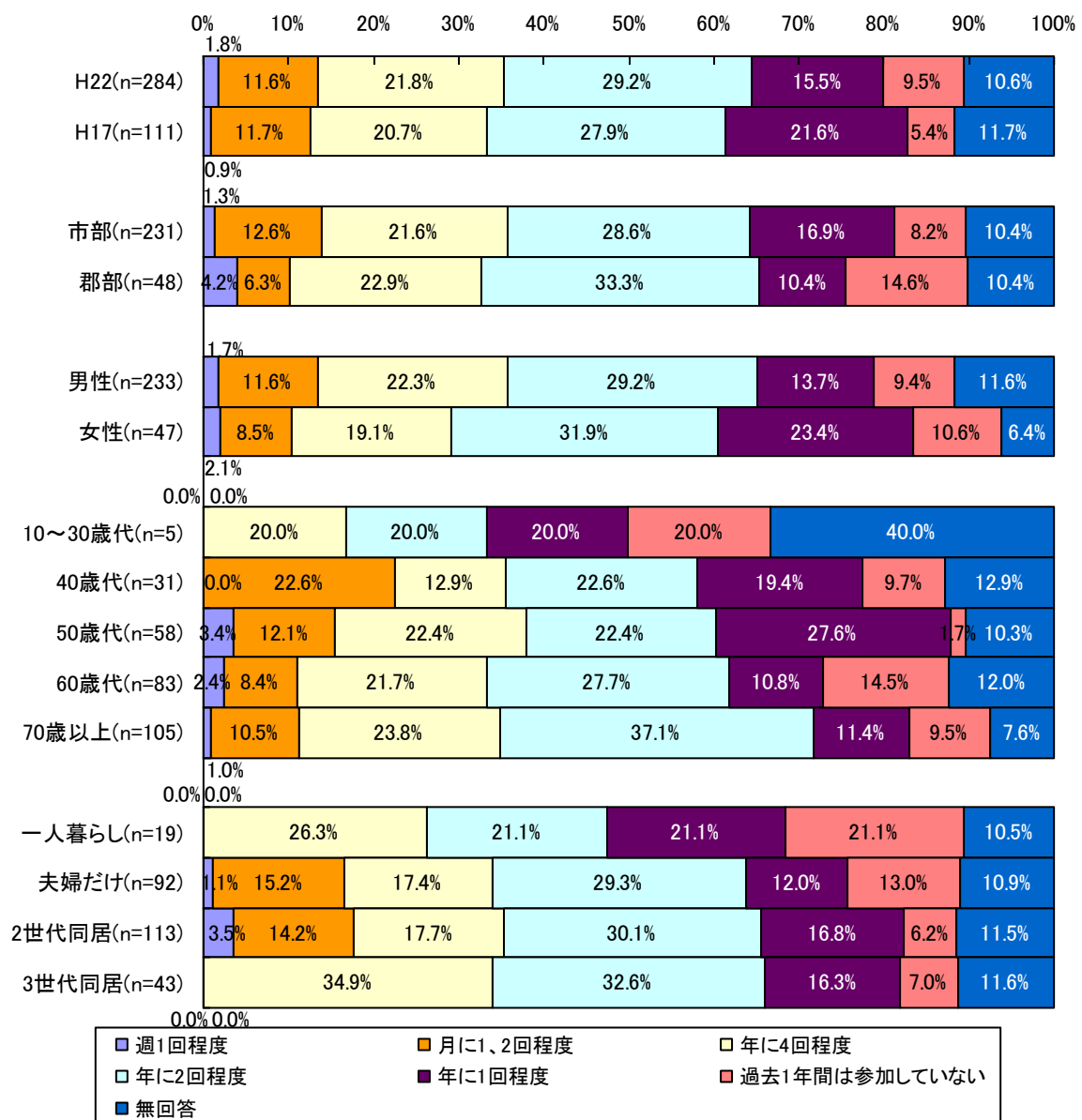


問 12-3 過去1年間の環境活動等への参加の頻度（問 12-1 で「参加したことがあり、団体等に所属している」「参加したことはあるが、団体等には所属していない」と回答した方を対象）

「年に2回程度」（29.2%）が最も多く、次いで「年に4回程度」（21.8%）、「年に1回程度」（15.5%）となる。

H17 調査時に比べて「週1回程度」「月に1,2回程度」「年に4回程度」「年に2回程度」がそれぞれ増加している。

問 12-3 過去1年間の環境活動等への参加の頻度



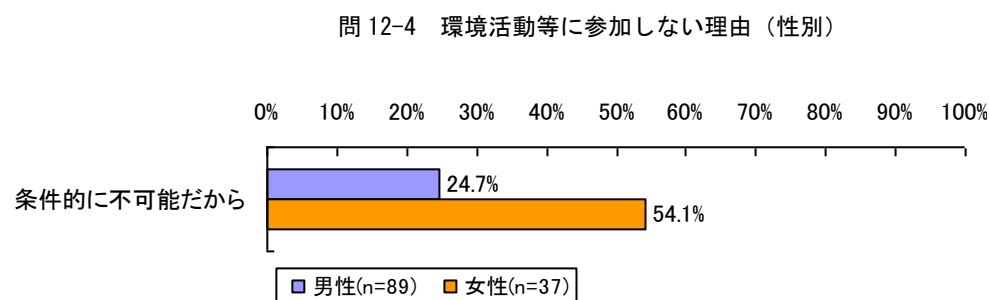
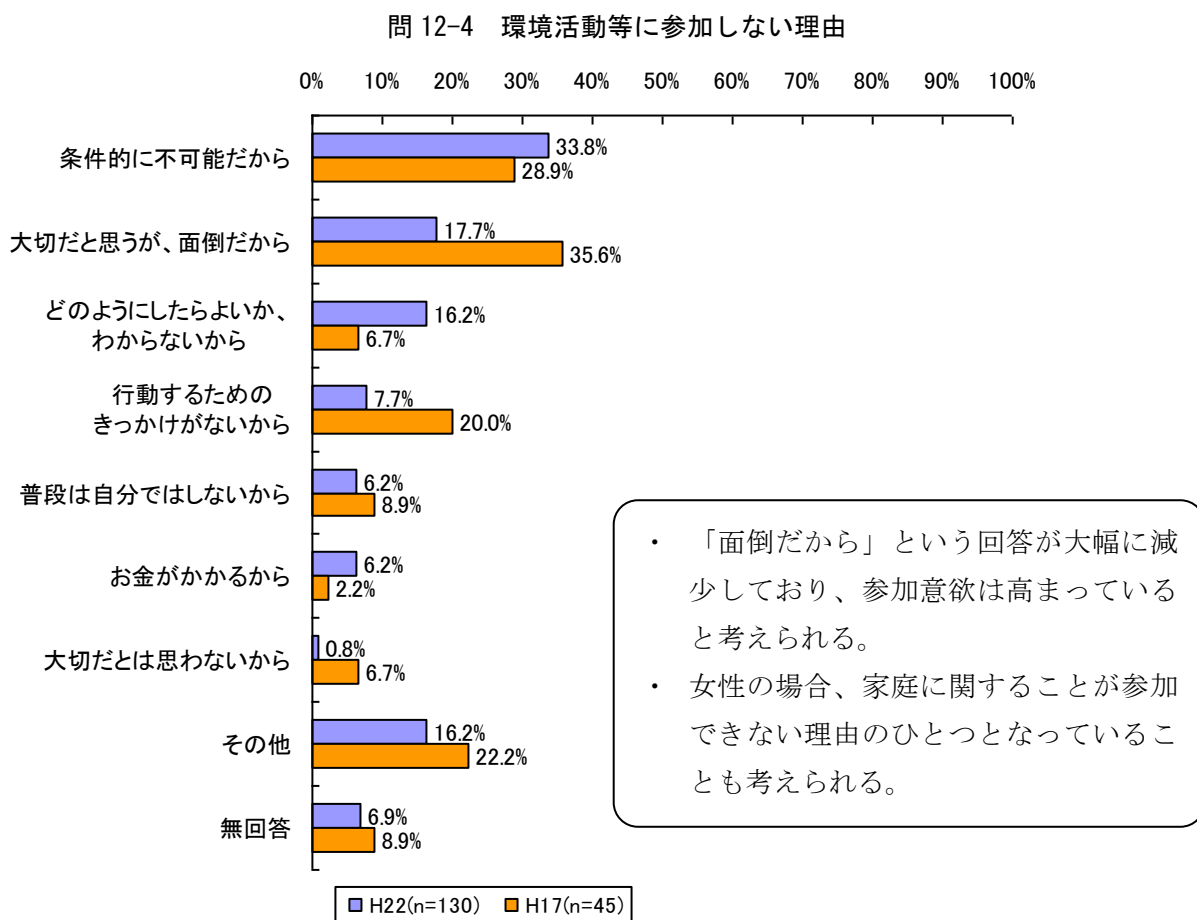
- ・ 県民の環境活動等への参加頻度は年々増加している。
- ・ 「年に4回程度」が最も多いことを踏まえて、季節開催などのイベントに注力することが考えられる。

問 12-4 環境活動等に参加しない理由（問 12-1 で「参加したことはなく、今後も参加しようと思わない」と回答した方を対象）

「条件的に不可能だから」（33.8%）が最も高く、次いで「大切だと思うが、面倒だから」（17.7%）、「どのようにしたらよいか、わからないから」（16.2%）となる。

H17 調査時との比較では、「大切だと思うが、面倒だから」が 35.6%から 17.1%となっている。

性別では、男性に比べて女性の方が「条件的に不可能だから」（54.1%）と回答する割合が 2 倍以上となっている。



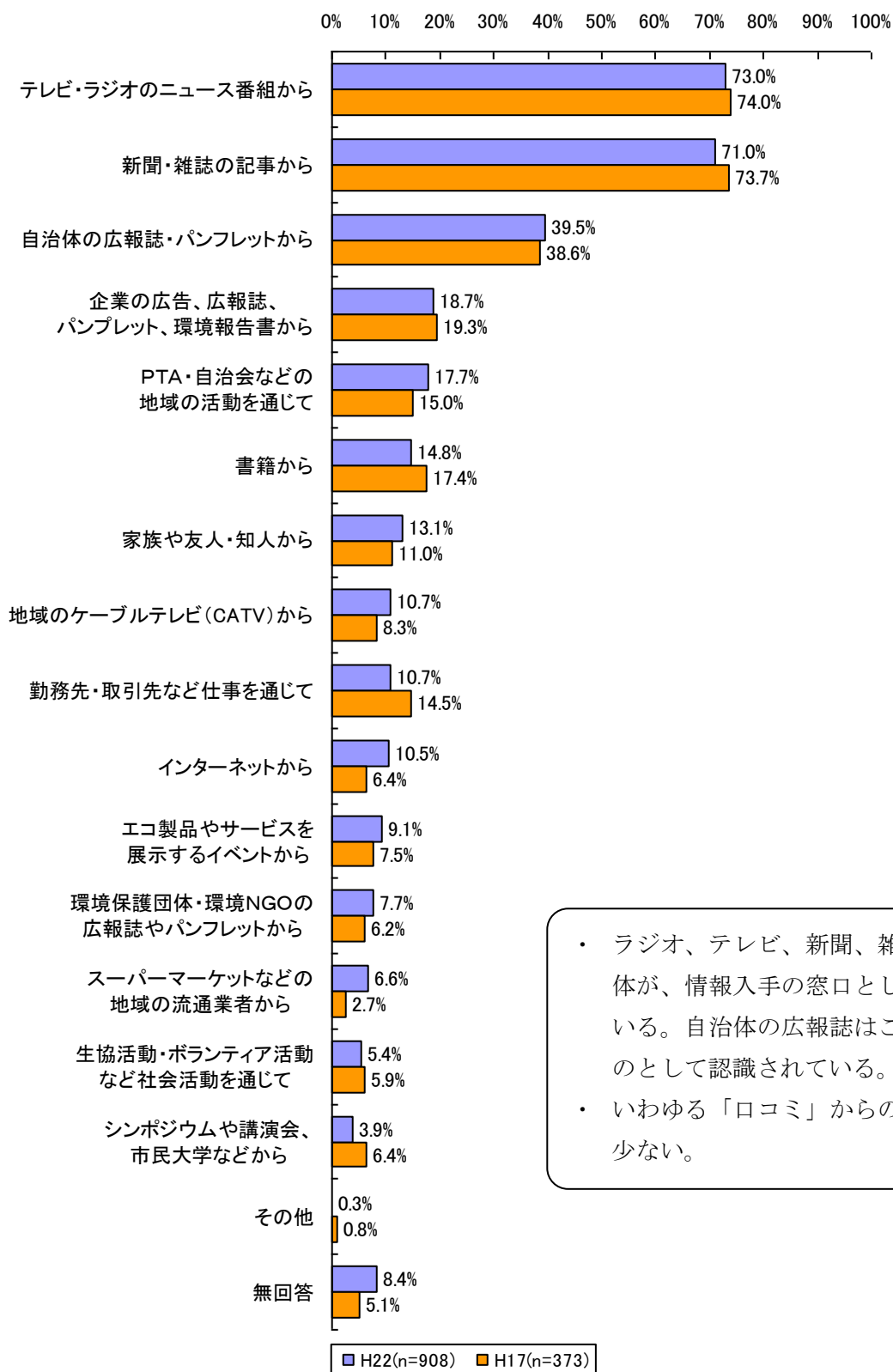
■環境情報の取得について

問 13 環境問題・環境保全に関する知識や情報の主な入手先

「テレビ・ラジオのニュース番組から」(73.0%)が最も高く、次いで「新聞・雑誌の記事から」(71.0%)、「自治体の広報誌・パンフレットから」(39.5%)となる。

上位3項目の優先度は、H17調査時と比較しても変化はない。

問 13 環境問題・環境保全に関する知識や情報の主な入手先



・ ラジオ、テレビ、新聞、雑誌といった媒体が、情報入手の窓口として選択されている。自治体の広報誌はこれらに次ぐものとして認識されている。

・ いわゆる「口コミ」からの入手は比較的少ない。

■環境行政について

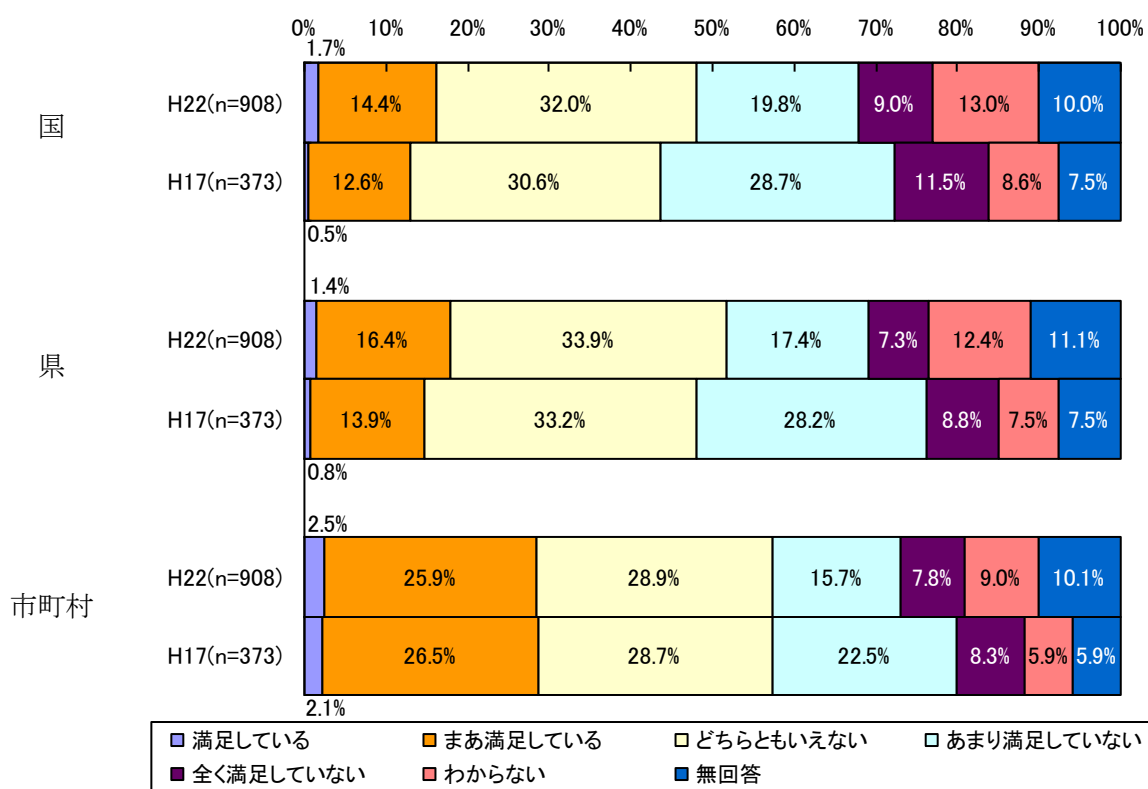
問 14-1 国や地方公共団体の環境行政に対する満足度

「満足している」と「まあ満足している」をあわせた「満足している」割合は、「市町村」(28.4%)、「県」(17.8%)、「国」(16.1%)の順である。

いずれも、「どちらともいえない」の割合が最も高い。

また、H17 調査時との比較では、「満足している」と「まあ満足している」の割合はほぼ横ばいの市町村を除いて増加しており、「あまり満足していない」と「全く満足していない」の割合は全て減少している。

問 14-1 環境問題・環境保全に関する知識や情報の主な入手先



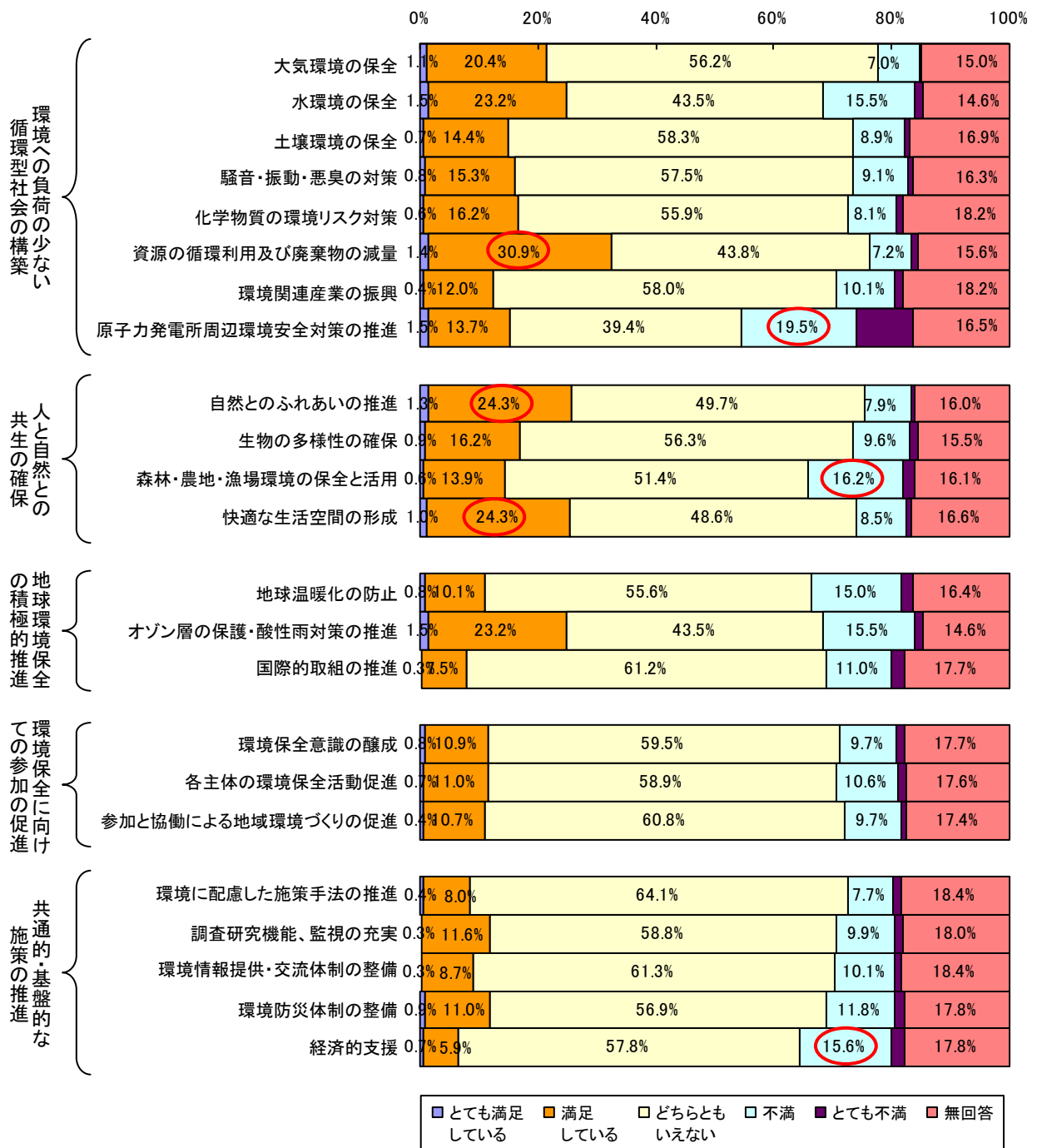
- ・ 県民の、国や地方公共団体等の環境行政に対する評価は上がりつつある。
- ・ 県民にとって最も身近な行政団体である市町村に対する評価が比較的高い。

問 14-2 島根県の既存の環境政策に対する満足度

「とても満足している」については、いずれの項目も1%程度である。「満足している」については、「資源の循環利用及び廃棄物の減量」(30.9%)が最も高く、次いで「自然とのふれあいの推進」(24.3%)、「快適な生活空間の形成」(24.3%)となる。

一方、「不満」については、「原子力発電所周辺環境安全対策の推進」(19.5%)が最も高く、次いで「森林・農地・漁場環境の保全と活用」(16.2%)、「経済的支援」(15.6%)となる。

問 14-2 島根県の既存の環境政策に対する満足度

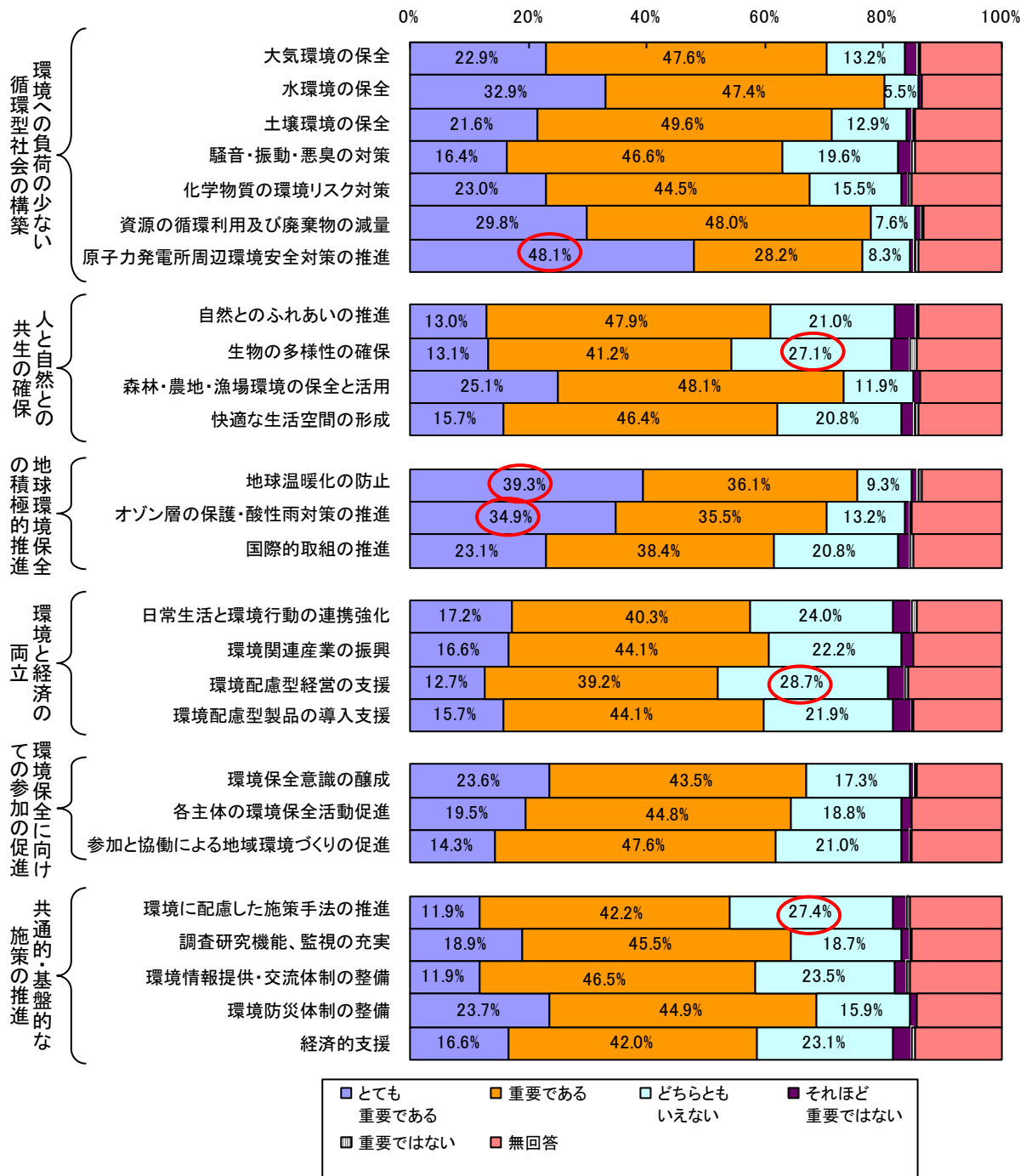


問 14-3 これから島根県が取り組む環境政策に対する重要度

「とても重要である」については、「原子力発電所周辺環境安全対策の推進」(48.1%)が最も高く、次いで「地球温暖化の防止」(39.3%)、「オゾン層の保護・酸性雨対策の推進」(34.9%)となる。

一方、「それほど重要ではない」「重要ではない」という回答は少ない。

問 14-3 これから島根県が取り組む環境政策に対する重要度



II-2. 事業者アンケート調査結果

■回答者の特性

区分		実数(n)	比率(%)
総数		566	
所在地	松江市	139	24.6%
	浜田市	41	7.3%
	出雲市	140	24.7%
	益田市	26	4.6%
	大田市	25	4.4%
	安来市	21	3.7%
	江津市	10	1.8%
	雲南市	34	6.0%
	東出雲町	13	2.3%
	奥出雲町	19	3.4%
	飯南町	5	0.9%
	斐川町	14	2.5%
	川本町	5	0.9%
	美郷町	5	0.9%
	邑南町	8	1.4%
	津和野町	1	0.2%
	吉賀町	4	0.7%
	海士町	1	0.2%
	西ノ島町	1	0.2%
	知夫村	0	0.0%
	隠岐の島町	17	3.0%
	無回答	37	6.6%
	所在地2	市部	436
郡部		93	16.4%
無回答		37	6.5%

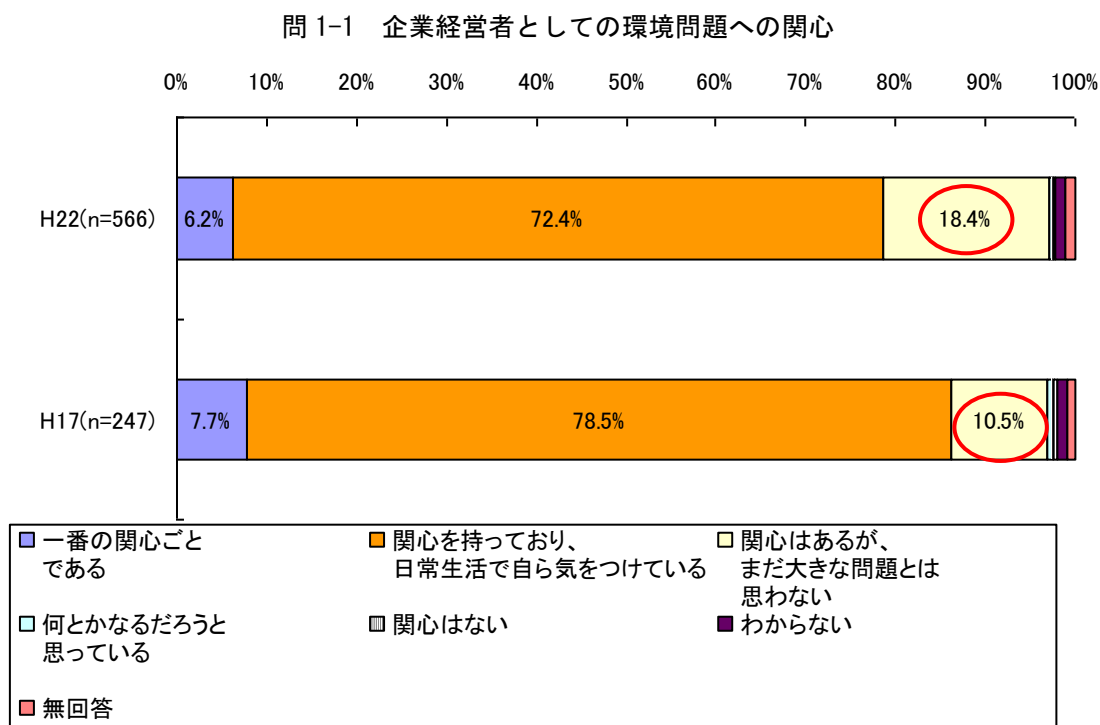
区分		実数(n)	比率(%)
総数		566	
事業種	農業	2	0.4%
	林業	5	0.9%
	漁業	2	0.4%
	鉱業	1	0.2%
	建設業	196	34.6%
	製造業	84	14.8%
	電気・ガス・熱供給・水道業	14	2.5%
	情報通信業	7	1.2%
	運輸業	22	3.9%
	卸売・小売業	76	13.4%
	金融・保険業	4	0.7%
	不動産業	3	0.5%
	飲食店・宿泊業	10	1.8%
	医療・福祉	19	3.4%
	教育・学習支援業	2	0.4%
	複合サービス事業	12	2.1%
	サービス業	48	8.5%
	公務	2	0.4%
	無回答	57	10.1%
	従業員規模	1～9人	162
10～19人		172	30.4%
20～29人		66	11.7%
30～39人		30	5.3%
40～49人		30	5.3%
50～69人		27	4.8%
70～99人		11	1.9%
100～199人		19	3.4%
200人以上		16	2.8%
無回答		33	5.8%

1. 環境問題への関心

問 1-1 企業経営者としての環境問題への関心

「関心を持っており、日常生活で自ら気をつけている」(72.4%) が最も高く、次いで「関心はあるが、まだ大きな問題とは思わない」(18.4%) となる。「何とかなるだろうと思っている」「関心はない」という回答は少数である。

H17 調査時に比べて、「一番の関心ごとである」「関心を持っており、日常生活で自ら気をつけている」の割合が下がり、「関心はあるが、まだ大きな問題とは思わない」の割合が高くなっている (10.5%→18.4%)。

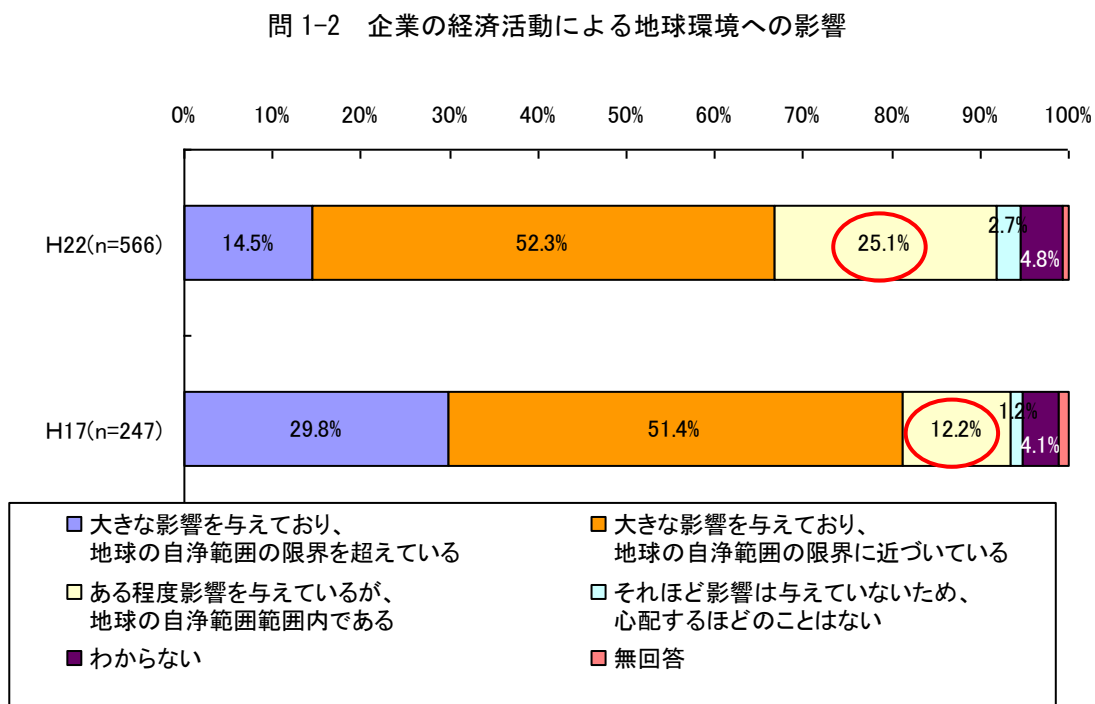


- ・ 環境問題については大半の経営者が関心を持っている。
- ・ 一方、環境問題を喫緊の課題とは捉えていない経営者が 2 割近く存在し、過去に比べてその割合は高くなっている。

問 1-2 企業の経済活動による地球環境への影響

「大きな影響を与えており、地球の自浄範囲の限界に近づいている」(52.3%)が最も高く、次いで「ある程度影響を与えているが、地球の自浄範囲内である」(25.1%)となる。「それほど影響は与えていないため、心配するほどのことはない」という回答は少数である。

H17 調査時に比べて、「大きな影響を与えており、地球の自浄範囲の限界を超えている」の割合が下がり、「ある程度影響を与えているが、地球の自浄範囲内である」の割合が高くなっている(12.2%→25.1%)。



- ・ 大部分の経営者が、企業の経済活動が地球環境へ影響を与えていると認識している。
- ・ 経済活動による環境への影響が地球の自浄作用で吸収されると考えている経営者が 2 倍に増加し、約 4 分の 1 を占めている。

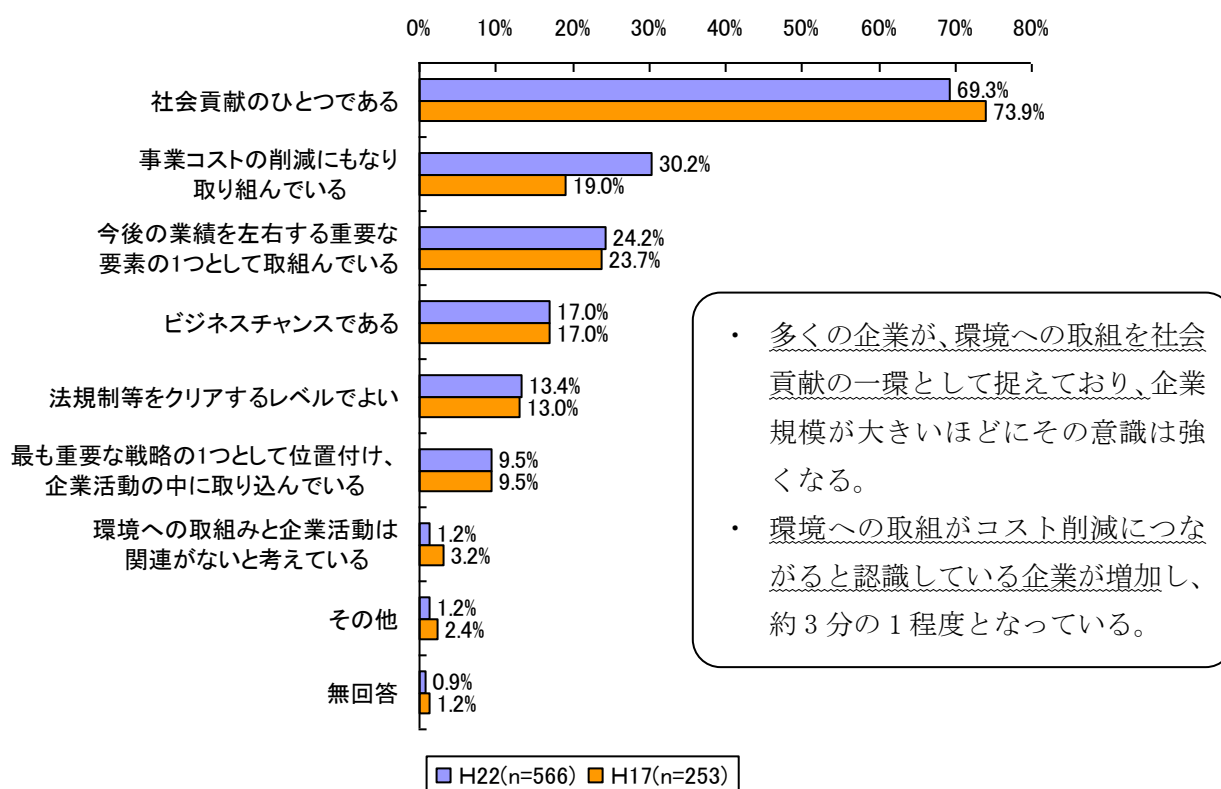
問 1-3 企業の環境への取組と企業活動のあり方

「社会貢献のひとつである」(69.3%)が最も高く、次いで「事業コストの削減にもなり取り組んでいる」(30.2%)、「今後の業績を左右する重要な要素のひとつとして取り組んでいる」(24.2%)となる。

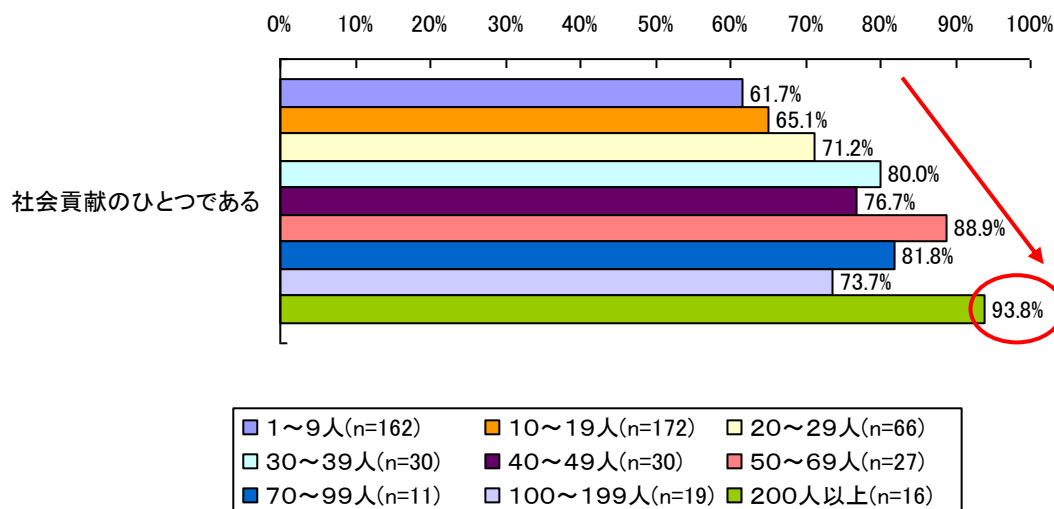
H17 調査時との比較では、「事業コストの削減にもなり取り組んでいる」が 19.0%から 30.2%へと増加している。

また、従業員規模別に「社会貢献のひとつである」を見ると、概ね規模が大きいほど回答割合が高くなり、200人以上の企業では93.8%となった。

問 1-3 企業の環境への取組と企業活動のあり方



問 1-3 企業の環境への取組みと企業活動のあり方（従業員規模別）



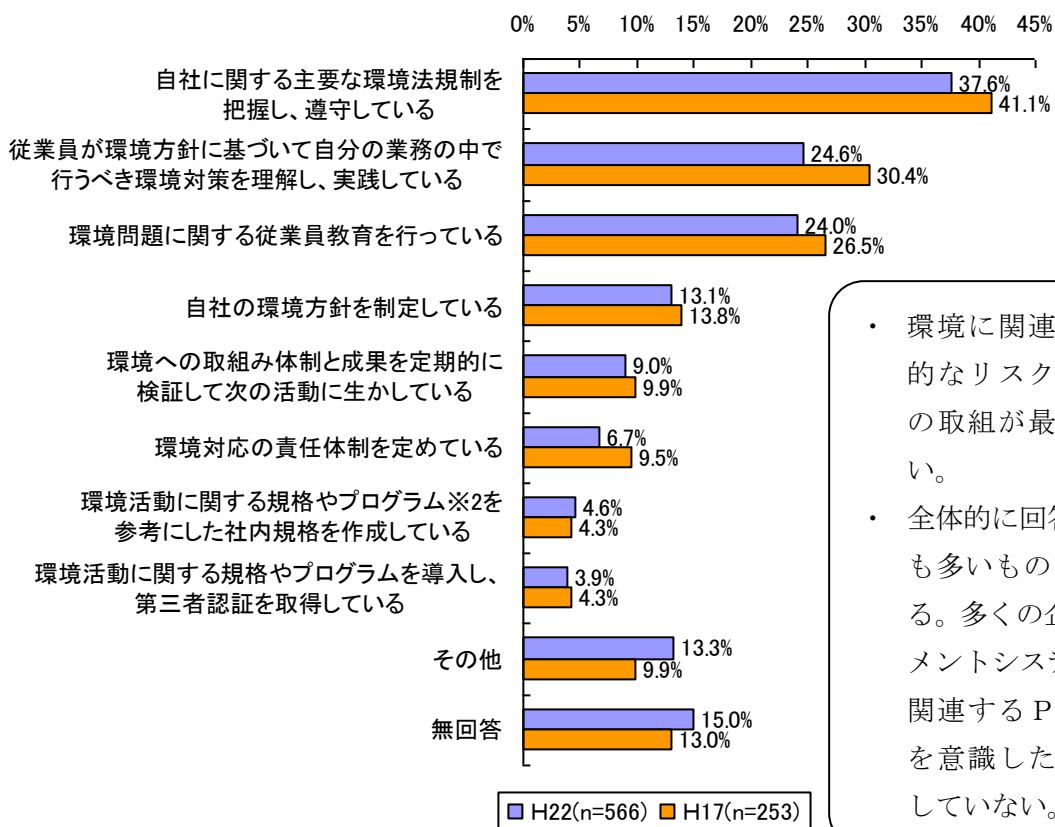
2. 環境保全への取組体制

問2 環境に対する取組体制

「自社に関する主要な環境法規制を把握し、遵守している」(37.6%)が最も高く、次いで「従業員が環境方針に基づいて自分の業務の中で行うべき環境対策を理解し、実践している」(24.6%)、「環境問題に関する従業員教育を行っている」(24.0%)となる。

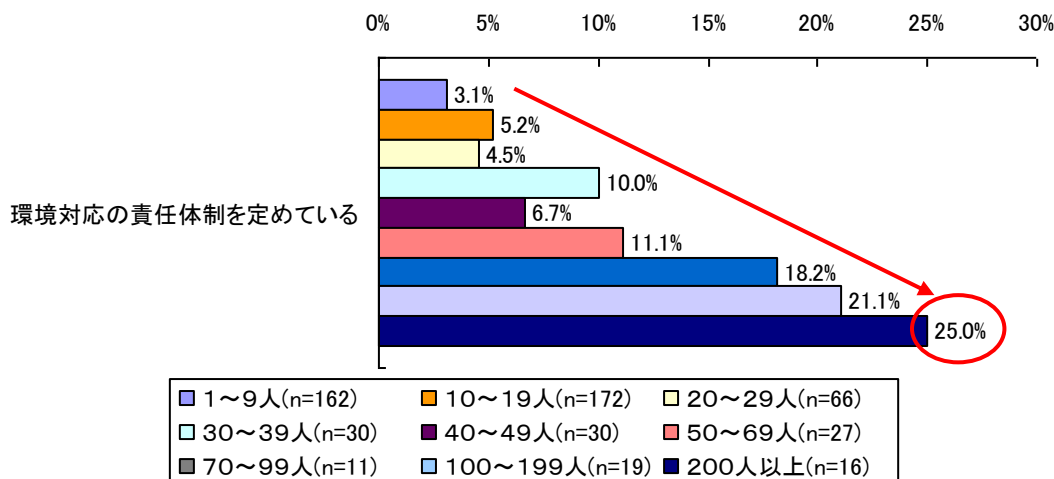
また、従業員規模別に「環境対応の責任体制を定めている」を見ると、概ね規模が大きいほど回答割合が高くなり、200人以上の企業では25.0%となった。

問2 環境に対する取組体制



- 環境に関連して企業の直接的なリスクとなる法令遵守の取組が最も回答割合が高い。
- 全体的に回答割合が低く、最も多いものでも37.6%となる。多くの企業が環境マネジメントシステムなど、環境に関連するPDCAサイクルを意識した組織体制を確立していない。

問2 環境に対する取組体制（従業員規模別）



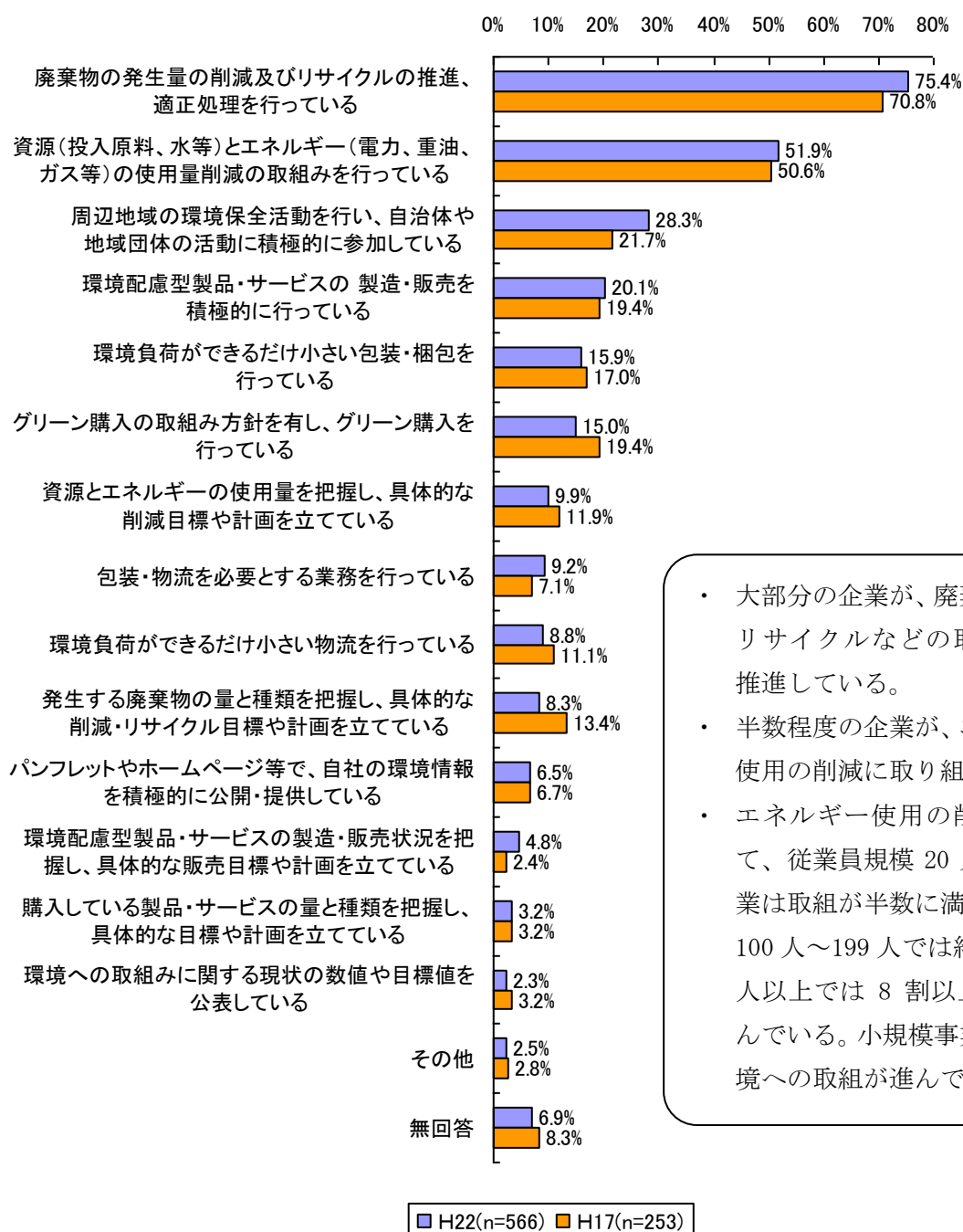
3. 環境保全への取組

問3 実際にやっている環境保全への取組

「廃棄物の発生量の削減及びリサイクルの推進、適正処理を行っている」(75.4%)が最も高く、次いで「資源(投入原料、水等)とエネルギー(電力、重油、ガス等)の使用量削減の取組を行っている」(51.9%)、「周辺地域の環境保全活動を行い、自治体や地域団体の活動に積極的に参加している」(28.3%)となる。

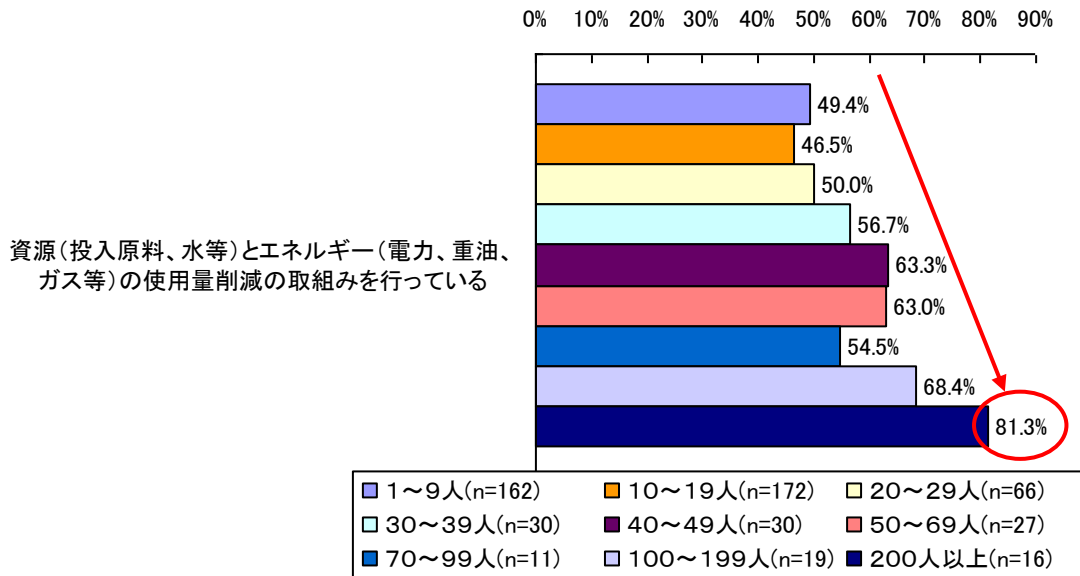
また、従業員規模別に「資源(投入原料、水等)とエネルギー(電力、重油、ガス等)の使用量削減の取組を行っている」を見ると、概ね規模が大きいほど回答割合が高くなり、200人以上の企業では81.3%となった。

問3 実際にやっている環境保全への取組



- ・ 大部分の企業が、廃棄物削減やリサイクルなどの取り組みを推進している。
- ・ 半数程度の企業が、エネルギー使用の削減に取り組んでいる。
- ・ エネルギー使用の削減について、従業員規模20人までの企業は取組が半数に満たないが、100人～199人では約7割、200人以上では8割以上が取り組んでいる。小規模事業者ほど環境への取組が進んでいない。

問3 実際にやっている環境保全への取組（従業員規模別）



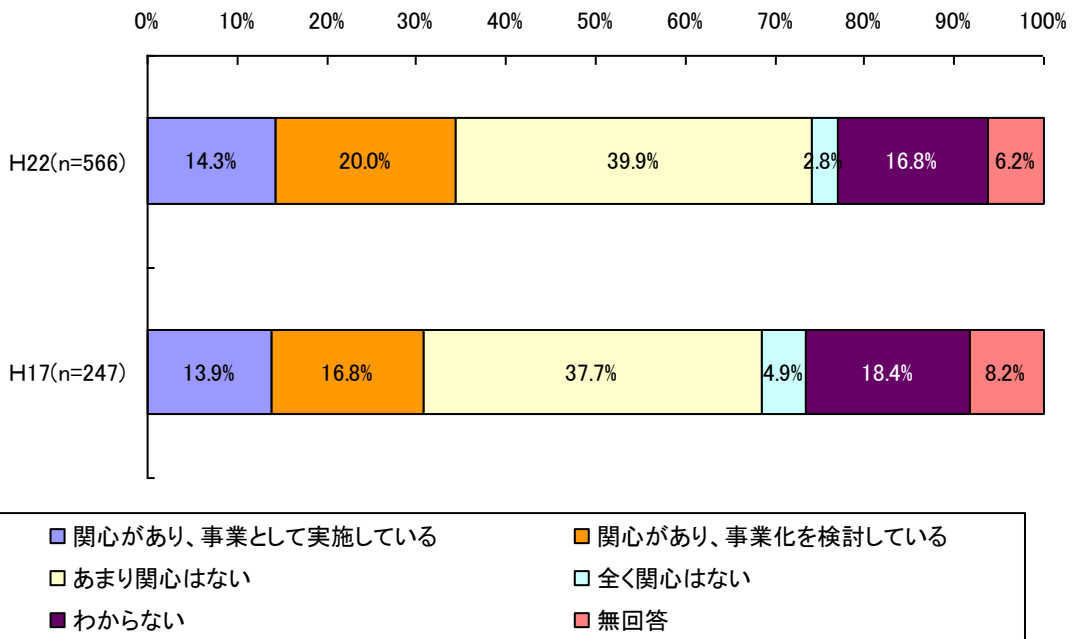
4. 環境ビジネスについて

問4 環境ビジネスへの関心

「あまり関心がない」(39.9%)が最も高く、次いで「関心があり、事業化を検討している」(20.0%)、「わからない」(16.8%)となる。

H17調査時との比較では、「関心があり、事業として実施している」「関心があり、事業化を検討している」がともに回答割合が高くなっている。

問4 環境ビジネスへの関心



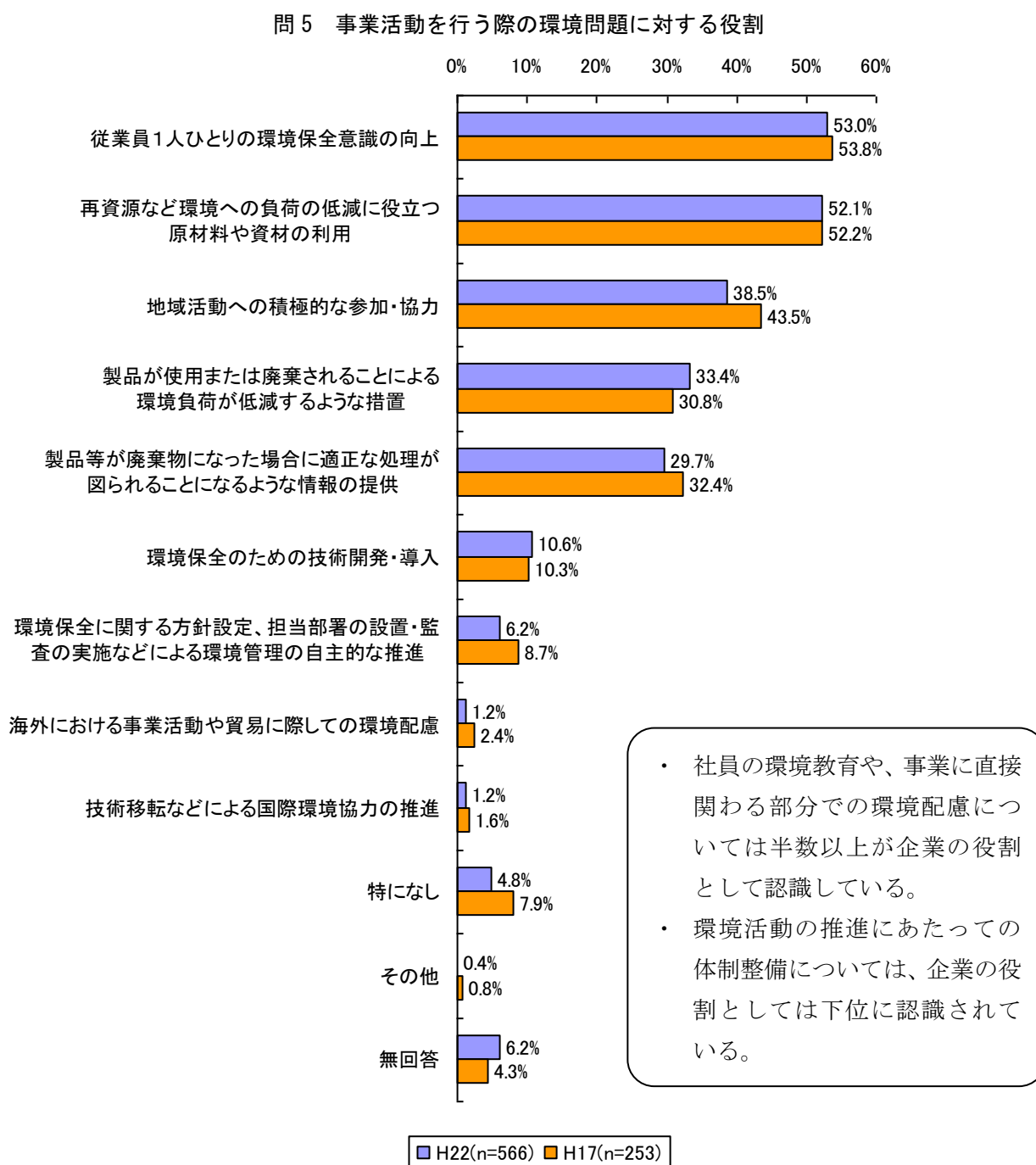
- ・ 「事業として実施している」、「事業化を検討している」企業が増加しており、今後この「事業化を検討している」企業が事業化を実施すれば、約3割の企業が環境ビジネスに取り組むこととなる。

5. 事業者の環境問題に関する役割

問5 事業活動を行う際の環境問題に対する役割

「従業員 1 人ひとりの環境保全意識の向上」(53.0%) が最も高く、次いで「再資源など環境への負荷の低減に役立つ原材料や資材の利用」(52.1%)、「地域活動への積極的な参加・協力」(38.5%) となる。

H17 調査時との比較では、「環境保全に関する方針設定、担当部署の設置・監査の実施などによる環境管理の自主的な推進」が 8.7%から 6.2%へと低下している。



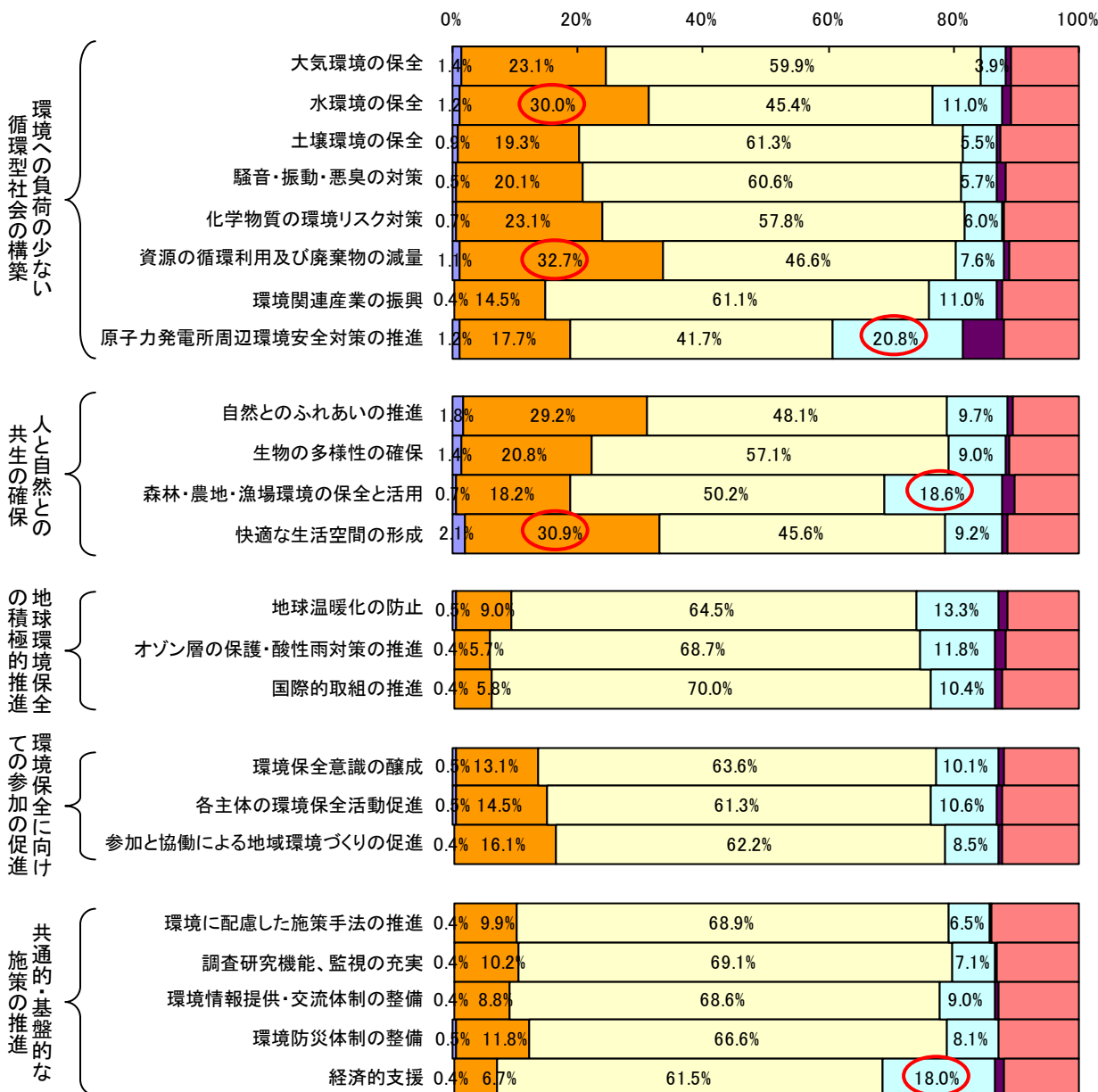
6. 島根県の環境政策について

問 6-1 島根県の既存の環境政策に対する満足度

「とても満足している」については、いずれの項目も1~2%程度である。「満足している」については、「資源の循環利用及び廃棄物の減量」(32.7%)が最も高く、次いで「快適な生活空間の形成」(30.9%)、「水環境の保全」(30.0%)となる。

一方、「不満」については、「原子力発電所周辺環境安全対策の推進」(20.8%)が最も高く、次いで「森林・農地・漁場環境の保全と活用」(18.6%)、「経済的支援」(18.0%)となる。

問 6-1 島根県の環境政策に対する満足度



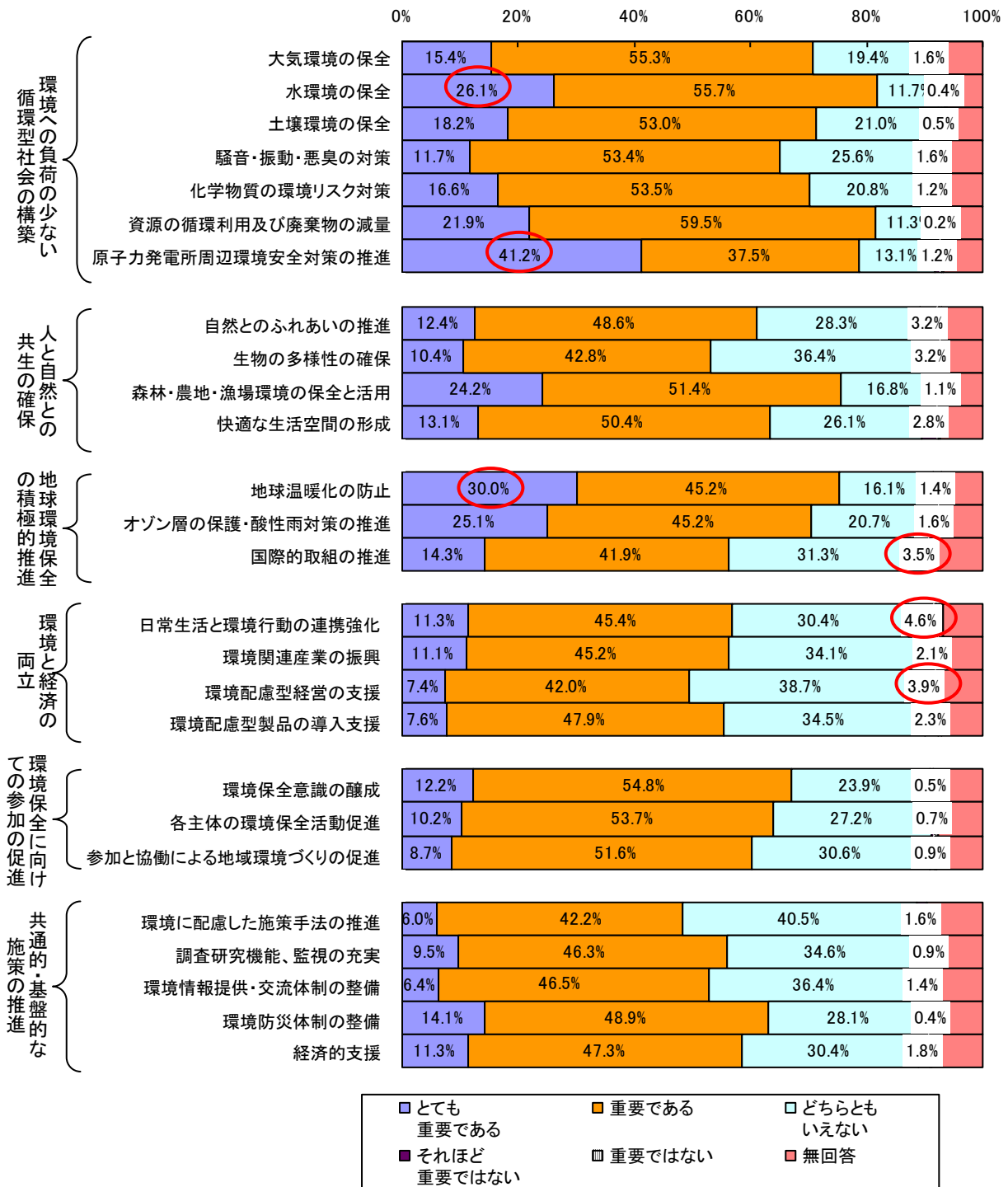
■ とても満足 ■ 満足 □ どちらともいえない □ 不満 ■ とても不満 ■ 無回答
 している している

問 6-2 これから島根県が取り組む環境政策に対する重要度

「とても重要である」については、「原子力発電所周辺環境安全対策の推進」(41.2%)が最も高く、次いで「地球温暖化の防止」(30.0%)、「水環境の保全」(26.1%)となる。

一方、「それほど重要ではない」「重要ではない」という回答は、ほとんど見られない。

問 6-2 これから島根県が取り組む環境政策に対する重要度



Ⅱ－３．環境活動団体アンケート調査

１．回答者の特性

区分	実数(n)	比率(%)	
総数	55	100%	
所在地	松江市	15	28.3%
	浜田市	5	9.4%
	出雲市	10	18.9%
	益田市	3	5.7%
	大田市	3	5.7%
	安来市	1	1.9%
	江津市	2	3.8%
	雲南市	5	9.4%
	東出雲町	1	1.9%
	奥出雲町	0	0.0%
	飯南町	0	0.0%
	斐川町	1	1.9%
	川本町	0	0.0%
	美郷町	1	1.9%
	邑南町	0	0.0%
	津和野町	0	0.0%
	吉賀町	2	3.8%
	海士町	0	0.0%
	西ノ島町	0	0.0%
	知夫村	0	0.0%
隠岐の島町	0	0.0%	
無回答	4	7.5%	

2. 環境保全活動への取組

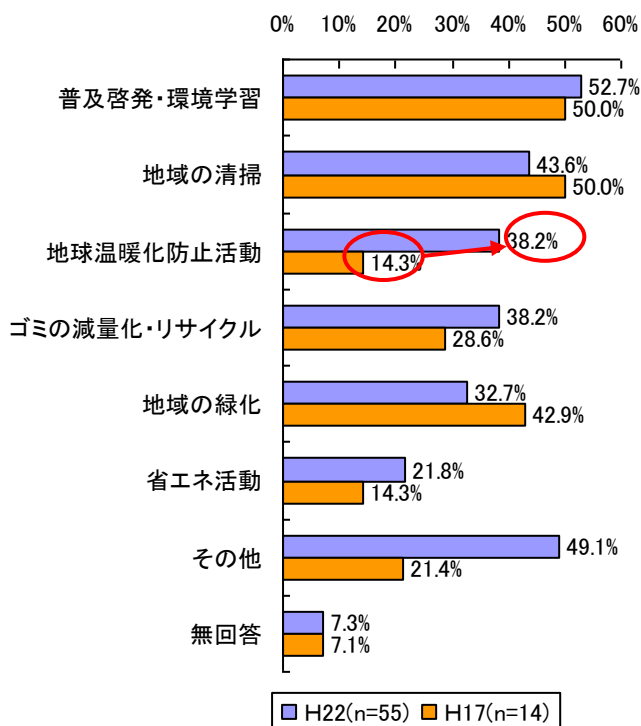
問 2-1 環境保全活動の取組内容

「普及啓発・環境学習」(52.7%)が最も高く、次いで「地域の清掃」(43.6%)、地球温暖化防止活動(38.2%)となる。

H17 調査時と比較すると、「地球温暖化防止活動」に取り組む団体が増加している(14.3%→38.2%)。

- ・ 半数程度の環境活動団体が、普及啓発や環境学習、地域の清掃活動に取り組んでいる。
- ・ 地球温暖化防止活動や省エネ活動に取り組む団体が増加しており、今後の重点的な支援団体として検討の対象となりうる。

問 2-1 環境保全活動の取組内容



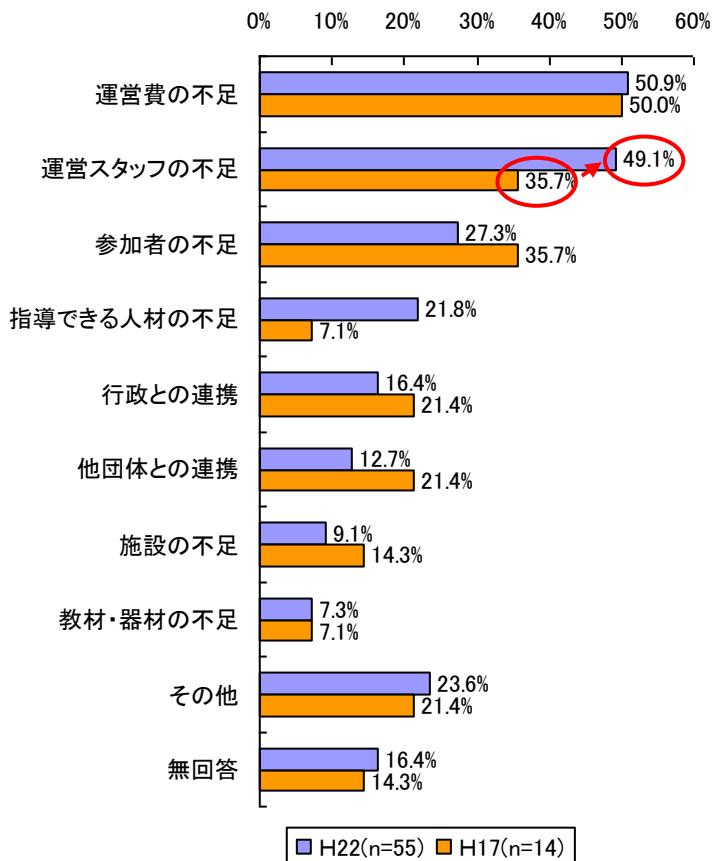
問 2-2 環境保全活動を実施するうえでの課題

「運営費の不足」(50.9%)が最も高く、次いで「運営スタッフの不足」(49.1%)、「参加者の不足」(27.3%)となる。

H17 調査時と比較すると、「行政との連携」や「他団体との連携」の選択割合が下がっている一方で、「運営スタッフの不足」の割合が高くなっている(35.7%→49.1%)。

- ・ 運営費、運営スタッフの不足が上位2項目となっており、組織そのものの運営が最も重要な課題として認識されている。

問 2-2 環境保全活動を実施するうえでの課題

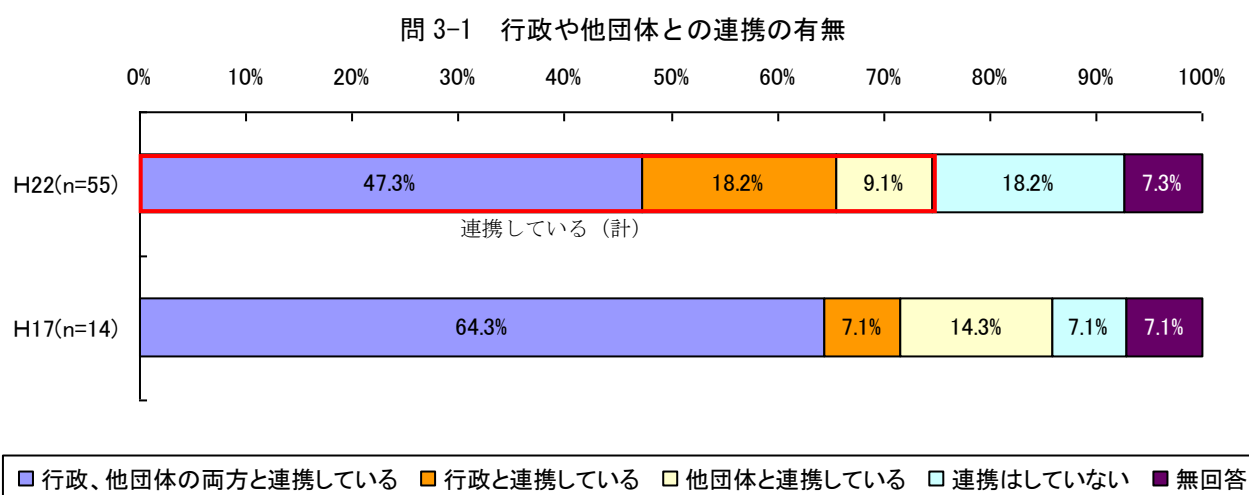


3. 行政や他団体との連携

問 3-1 行政や他団体との連携の有無

「行政、他団体の両方と連携している」(47.3%) が最も高く、次いで「行政と連携している」「連携はしていない」(18.2%) となる。「他団体と連携している」(9.1%) を含めると、なんらかの連携をとっている団体は7割を超える。

一方、H17 調査時と比較すると、「連携はしていない」という団体の割合が増加している(7.1%→18.2%)。



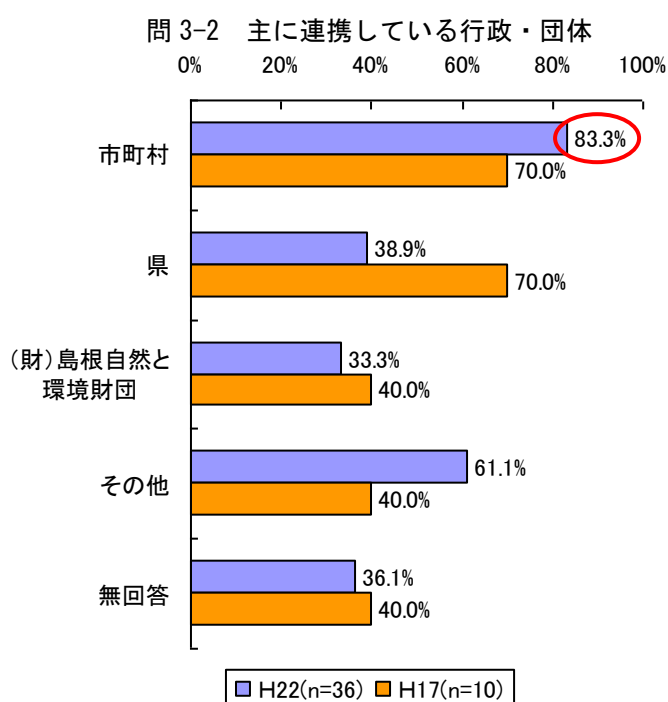
- ・ なんらかの連携をとっている団体は7割を超えており、多くの環境活動団体が、活動に際して連携した取組を行っている。
- ・ 行政との連携が、他団体との連携に比べて多い。

問 3-2 主に連携している行政・団体

市町村(83.3%) が最も高く、次いで県(36.1%)、(財)島根自然と環境財団(33.3%) となる。

H17 調査時との比較では、県と連携する団体の割合が下がった一方で、市町村と連携する団体の割合が上がっている。

- ・ 県民にとって最も身近な行政である市町村との連携割合が非常に高く、市町村環境行政への期待度の高さをうかがわせる。



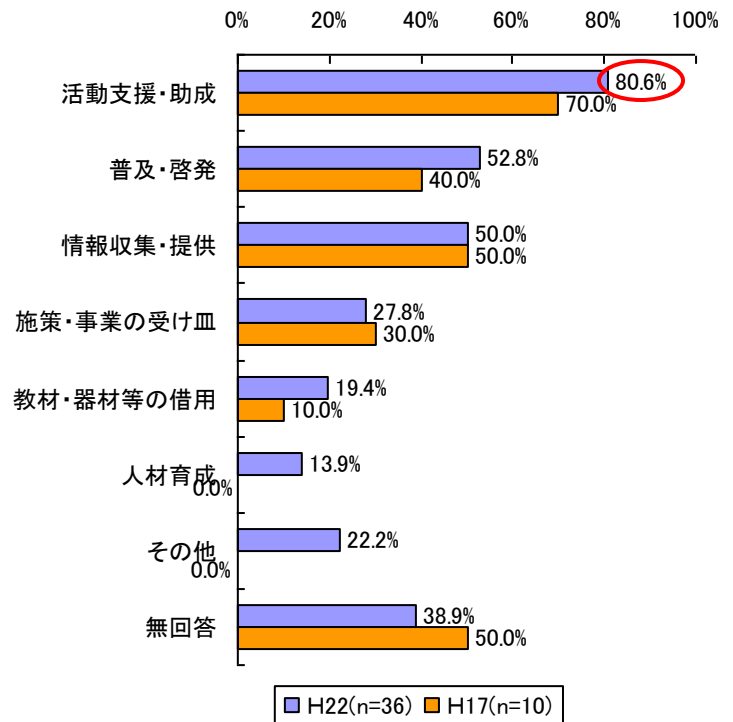
※「(財)島根自然と環境財団」は、H17 調査時は「(財)ふれあい環境財団 21」

問 3-3 行政との連携内容

「活動支援・助成」(80.6%)が最も高く、次いで「普及・啓発」(52.8%)、「情報収集・提供」(50.0%)となる。

- ・ H17 調査時と傾向に大きな変化はなく、活動そのものに対する支援や助成が最も多い連携内容となっている。

問 3-3 行政との連携内容



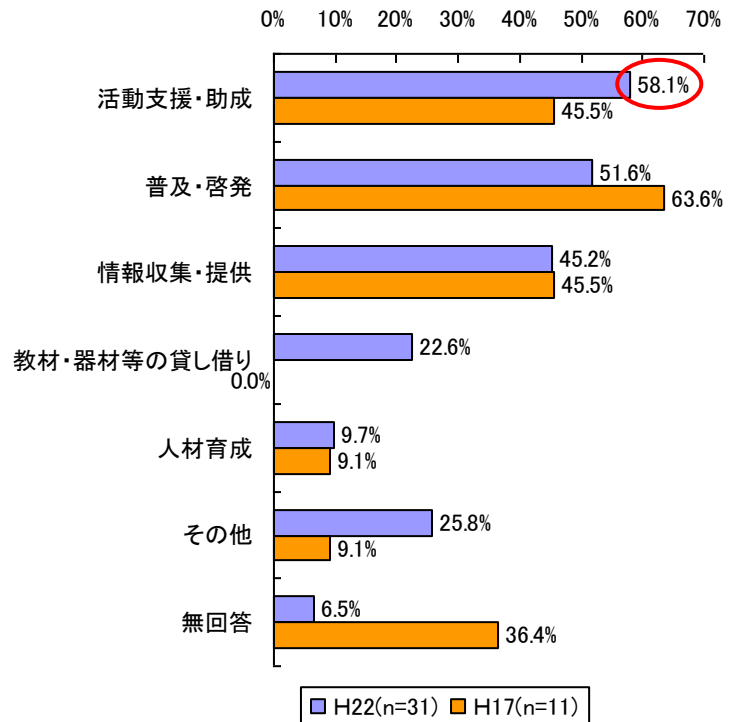
問 3-4 他団体との連携内容

「活動支援・助成」(58.1%)が最も高く、次いで「普及・啓発」(51.6%)、「情報収集・提供」(54.2%)となる。

行政との連携内容と、優先順位は変わらない。

- ・ H17 調査時と傾向に大きな変化はなく、活動そのものに対する支援や助成が最も多い連携内容となっている。また、行政との連携内容と優先順位は変わらず、連携したい内容とその対象との間で差異はない。

問 3-4 他団体との連携内容



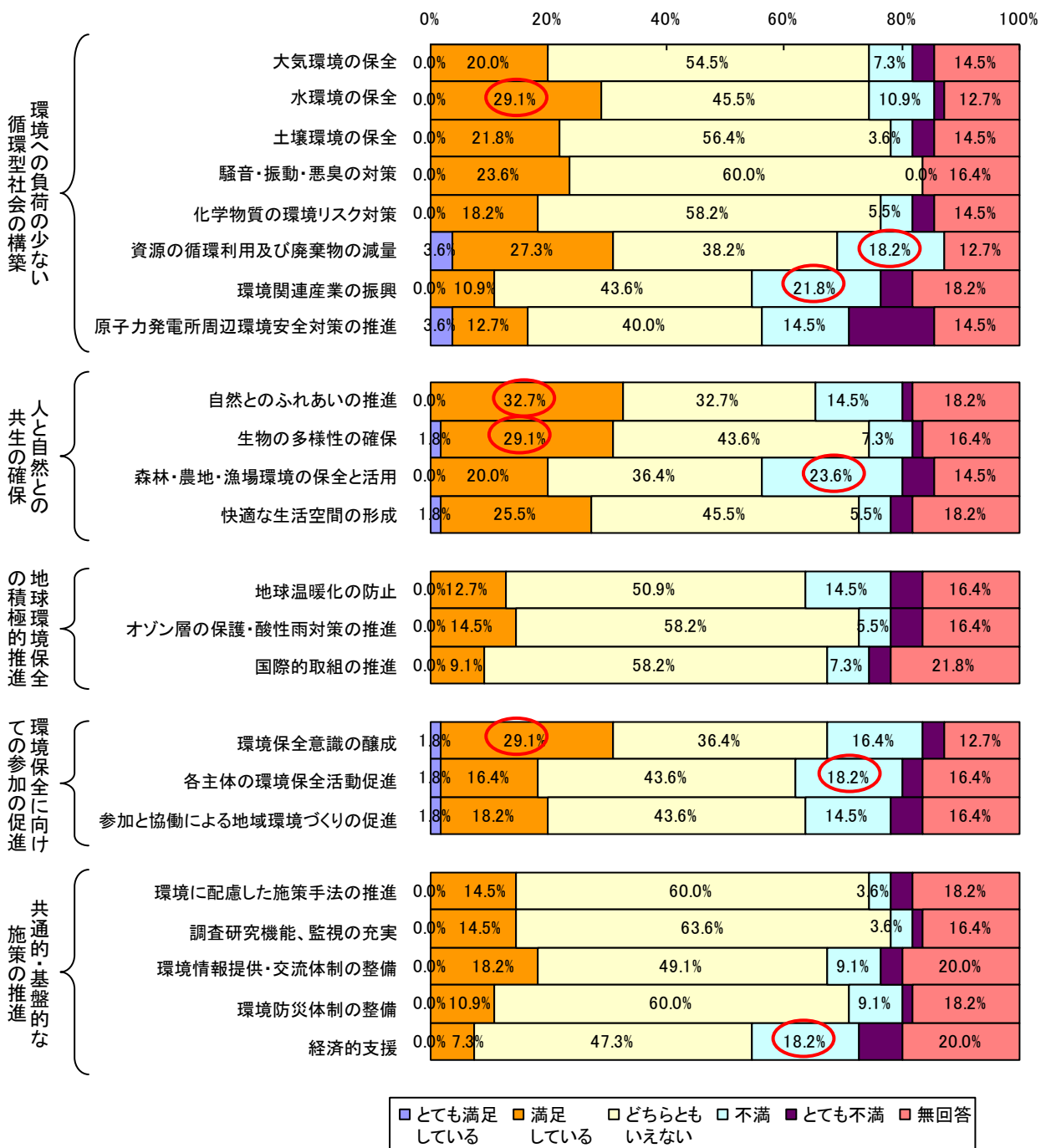
4. 島根県の環境政策について

問 4-1 島根県の既存の環境政策に対する満足度

「とても満足している」については、いずれの項目もほとんど回答がない。「満足している」については、「自然とのふれあいの推進」(32.7%) が最も高く、次いで「水環境の保全」「生物の多様性の確保」「環境保全意識の醸成」(各 29.1%) となる。

一方、「不満」については、「森林・農地・漁場環境の保全と活用」(23.6%) が最も高く、次いで「環境関連産業の振興」(21.8%)、「資源の循環利用及び廃棄物の減量」「各主体の環境保全活動促進」「経済的支援」(各 18.2%) となる。

問 4-1 島根県の既存の環境政策に対する満足度

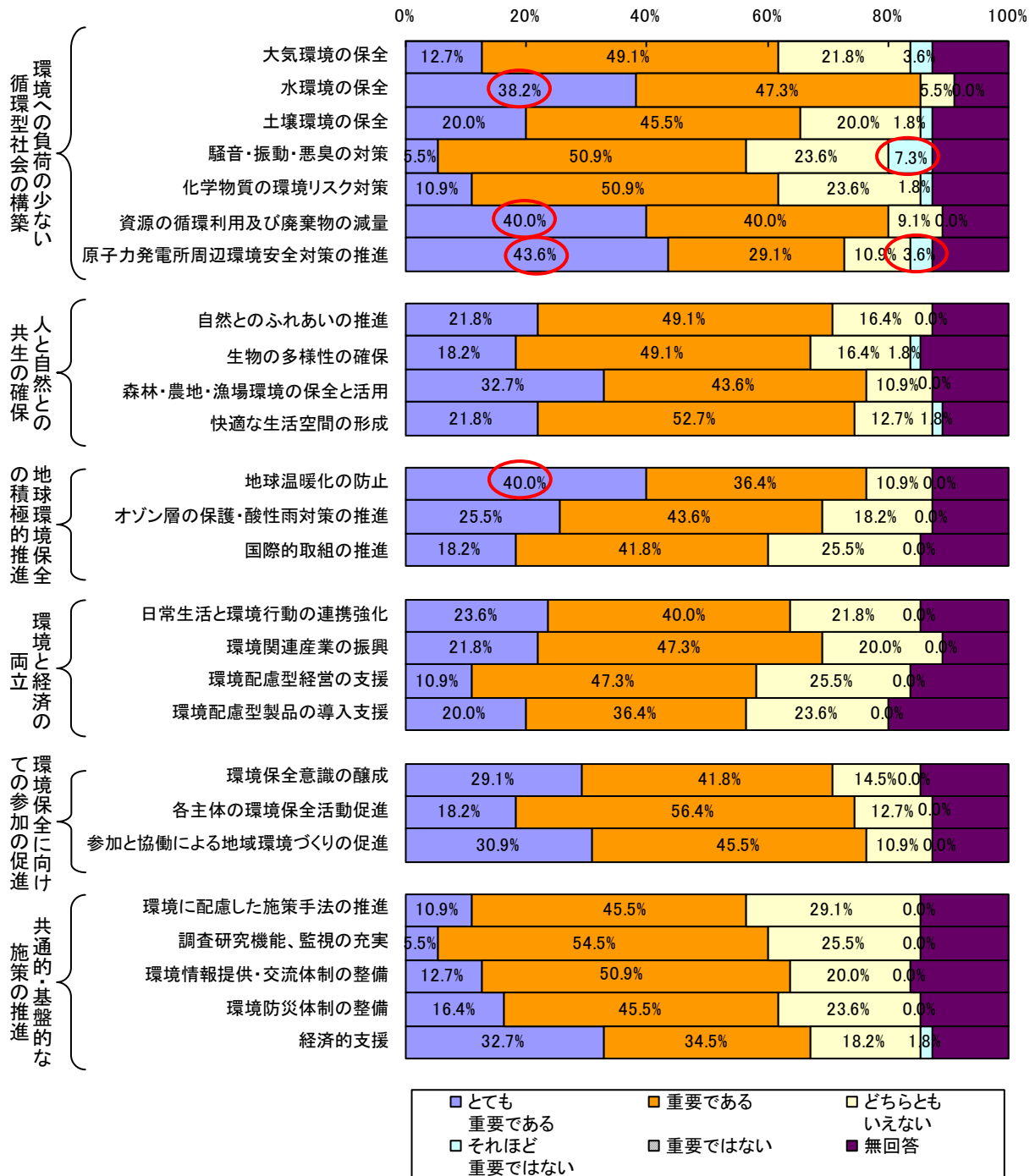


問 4-2 これから島根県が取り組む環境政策に対する重要度

「とても重要である」については、「原子力発電所周辺環境安全対策の推進」(43.6%)が最も高く、次いで「資源の循環利用及び廃棄物の減量」「地球温暖化の防止」(各 40.0%)、「水環境の保全」(38.2%)となる。

一方、「それほど重要ではない」については、「騒音・振動・悪臭の対策」(7.3%)が最も高く、次いで「原子力発電所周辺環境安全対策の推進」(3.6%)となる。

問 4-2 これから島根県が取り組む環境政策に対する重要度



Ⅱ－４．自治体アンケート調査結果

１．回答者

市町村	回答部署
松江市	環境保全部 環境保全課
浜田市	市民環境部 くらしと環境課
出雲市	文化環境部 環境生活課
益田市	福祉環境部 環境衛生課
大田市	市民生活課 環境衛生課
安来市	市民生活部 環境衛生課
江津市	市民部 市民生活課
雲南市	市民部 市民環境生活課
東出雲町	農林建設課
奥出雲町	町民課 環境政策室
飯南町	住民課
斐川町	環境政策課
川本町	住民課 住民係
美郷町	住民福祉課 環境整備室
邑南町	町民課
津和野町	環境生活課
吉賀町	税務住民課
海士町	環境整備課
西ノ島町	生活環境課
知夫村	建設課
隠岐の島町	環境課

IV-2. 自治体アンケート調査結果

(調査票項目と整合をとるため、「2. 環境保全への取組」から調査結果を記載する。問1に相当する部分は、市町村名や担当者氏名を聞く項目であることから、ここには掲載しない。)

2. 環境保全への取組について

問 2-1 重点的に取り組んでいる環境施策

「ゴミ・廃棄物の減量化」「資源の循環利用・リサイクル」については、大部分の市町村が重点的に取り組んでいる。

また、「地球温暖化の防止」については、6割程度の市町村が重点的に取り組んでいる。

「環境保全思想の普及・啓発」「大気・水・土壌等の環境保全」については、優先順位が低い結果となっている。

- ・ 廃棄物関連問題と、次いで地球温暖化が重点的に取組まれている。

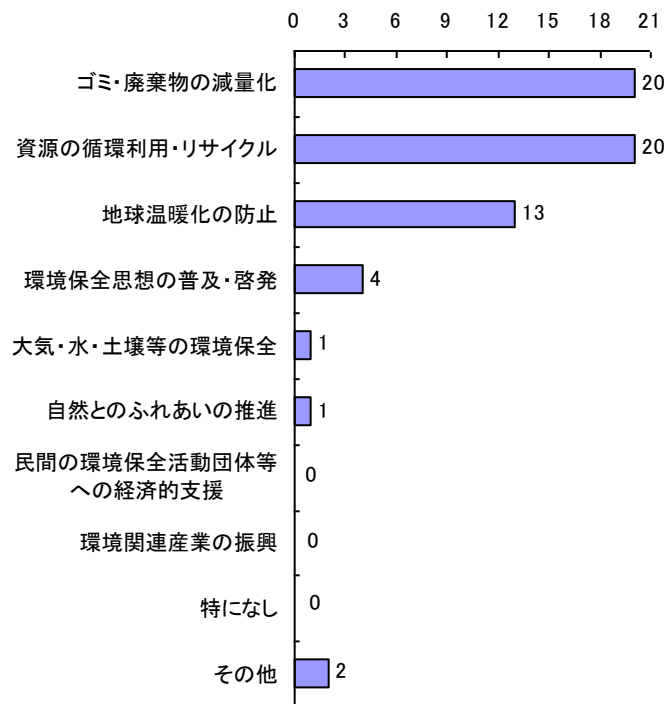
問 2-2 今後重点的に取り組むべき施策

現在重点的に取り組んでいる施策に比べて優先順位は変わらないものの、「ゴミ・廃棄物の減量化」「資源の循環利用・リサイクル」という回答が少なくなり、相対的に「地球温暖化の防止」「環境保全思想の普及・啓発」が多くなっている。

- ・ 循環型社会の構築について引き続き取り組んでいくとともに、地球温暖化の防止に、より重点をおくという市町村が多い。

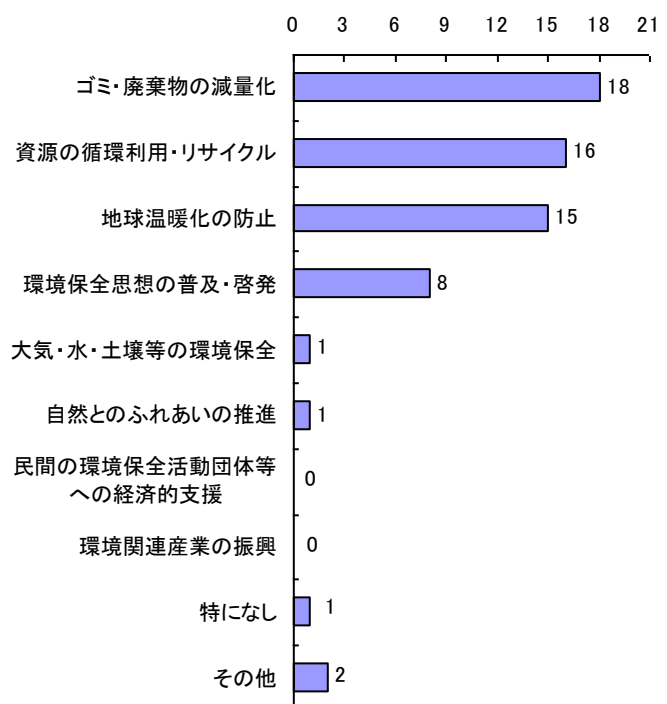
問 2-1 重点的に取り組んでいる環境施策

(市町村)



問 2-2 今後重点的に取り組むべき施策

(市町村)



問 2-5 環境施策についての県への要望（原文のまま）

<ul style="list-style-type: none"> ◆CO₂削減の取組強化。（国の制度にないものや、カーボンオフセット申請に係る助成等） ◆電気自動車の普及促進対策。 ◆電気自動車の充電器等の設置促進対策。 ◆環境施策の市町村連携強化。 ◆環境施策のリーダーシップ・レッドデータブック（H16）の更新。 ◆宍道湖・中海の浄化対策。 ◆環境保全型農業の普及。 ◆県環境展の開催による環境状況の普及。
<p>平成 21 年 7 月 1 日からレジ袋の無料配布中止の取組を行っています。現在、13 事業者 30 店舗で実施していただいているが、市外に店舗を持つ事業者等に一部協力いただけない状況です。全県的に実施していただくと参加する事業者も増え、CO₂削減の取組として有効な活動の一つと思われるので、ご検討をお願いします。</p>
<p>問 2-4 《対策》に対する財政支援及び公害対策等に係る専門的技術支援。</p>
<p>県民一人一人を対象とする個別の政策も必要とは考えますが、各市町村をバックアップしていただく施策を充実していただければと思います。</p>
<p>レジ袋削減に関する取組など、県下一斉に行うことが適切なことについては、県で主導して実施していただきたい。</p>
<p>本町では冬に積雪が多く、道路事情が悪い（アップダウンあり、急カーブが多い等）ため、車は四輪駆動が主であるが、四駆は政府のエコカー補助金の対象にはならず、町内から不満の声を多数聞いた。現在、県ではグリーン・ニューディール基金を活用して太陽光発電設備の助成をしているが、このような隙間を埋める施策、地域実情に応じたきめ細かい施策をお願いしたいと思う。</p>
<p>環境というと、ボランティアというイメージがついてまわると思います。環境を基にした産業への支援や、現存の事業者の一助となる補助金や助成金で経済面での発展を促がして欲しいです。非常に広い分野をカバーする”環境”なだけに、一組織に留まらない横断的な取組が各市町村に必要であると感じています。</p>
<p>いずれの対策についても、できるだけ県からの指導・協力をお願いしたいと思います。特に不法投棄防止・地球温暖化対策については、町内だけでなく県、または国全体の問題であるから、できるだけ自治体の協力対策の構築をし、よりよい環境行政を取り組むことができるようにしてもらいたい。そのためにも最新の情報や知識を学べる研修の場を作ってもらえればと思います。</p>
<p>限られた予算の中、温暖化対策に係る補助事業も限度があるので、国や県が補助率を上げることで事業の推進が図れると考えます。また、業界においても、今以上の効率的で安価な製品を開発する必要があると考えます。</p>
<p>最近様々環境問題が生じており、各々共に町民の非常識な行動に基づく物と考えられる。保健所の更なる御協力とご指導をお願いします。</p>
<p>国、県、市町村の役割分担を具体的に、明確にして欲しい。</p>

3. 地域での環境保全活動を実践する活動団体について

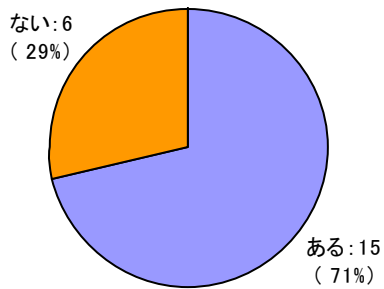
問 3-1 地域での環境保全活動の受け皿となる団体の存在

問 3-2 住民活動団体と連携して実施している取組

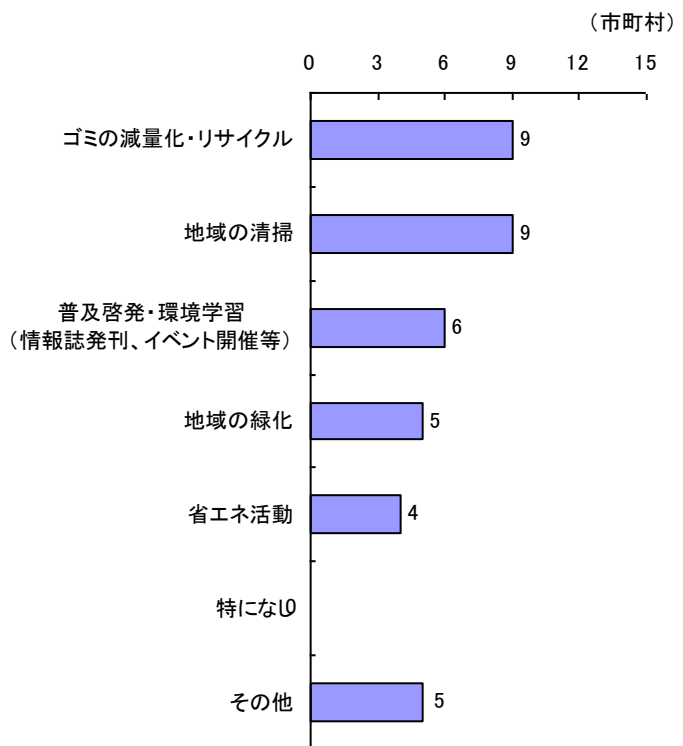
地域での環境保全活動の受け皿となる団体について、15 市町村が「ある」、6 市町村が「ない」と回答している。

団体がある場合、連携して実施している取組としては、「ゴミの減量化・リサイクル」「地域の清掃」が 9 件と最も多く、次いで「普及啓発・環境学習」(6 件)「地域の緑化」(5 件)となる。

問 3-1 地域での環境保全活動の受け皿となる団体の存在



問 3-2 住民活動団体と連携して実施している取組



- ・ 市町村が重点的に取組んでいる環境施策と同様、住民活動団体との連携による活動においても、循環型社会の構築に関連する取組が多い。
- ・ 約 3 割にあたる市町村が、民間レベルで環境活動を牽引していく役割を担うことのできる環境保全活動団体が存在していないと回答している。

4. 環境関連計画策定状況等

「環境基本計画」の策定、「EMS（環境マネジメントシステム）」の構築については、約3割の市町で行われている。「省エネビジョン」は4割、「新エネビジョン」は7割の市町が策定しており、環境関連計画の中では「新エネビジョン」を策定している市町が多い。

今後の環境関連計画策定の予定については、大部分の市町村が未定である。

	環境基本計画	EMS	省エネビジョン	新エネビジョン
松江市	○	○ (ISO14001)	○	—
浜田市	○	—	○	○
出雲市	○	○ (独自システム)	○	—
益田市	—	○ (地球温暖化対策実行計画)	—	○
大田市	○	—	—	○
安来市	△	○ (独自システム)	—	—
江津市	—	—	○	○
雲南市	○	○ (ISO14001)	○	○
東出雲町	—	—	—	—
奥出雲町	—	—	—	○
飯南町	—	○ (独自システム)	—	○
斐川町	○	—	—	○
川本町	—	—	—	○
美郷町	—	—	—	○
邑南町	—	—	—	○
津和野町	—	—	○	○
吉賀町	—	○ (独自システム)	○	○
海士町	—	—	○	○
西ノ島町	—	—	△	—
知夫村	—	—	△	△
隠岐の島町	—	—	○	○
	○ : 6 (28.6%) △ : 1 (4.8%) — : 14 (66.7%)	○ : 7 (33.3%) — : 14 (66.7%)	○ : 9 (42.9%) △ : 2 (9.5%) — : 10 (47.6%)	○ : 15 (71.4%) △ : 1 (4.8%) — : 5 (23.8%)

○ : 策定（構築）している △ : 策定の予定である — : 策定（構築）していない